

村長あいさつ

村長 馬場 希



赤井川村ではこれまで第1期～4期の総合計画（第4期は平成28年度～令和7年度）を策定し、目指すべき村の姿を示す指針として、むらづくりを進めてきたところです。

今日の我が国は、国際秩序が揺らぐ中、グローバル社会のなかで新たな自由貿易体制の枠組みや経済安全保障の維持・確保、世界的な気候変動に伴う脱炭素社会への挑戦と経済の両立、急速な進化を遂げるAIやデジタル技術は、少子高齢化と人口減少社会を迎えるなか、様々な社会課題解決の可能性が秘められ、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

一方、村内においては今後、人口維持又は減少を前提に、多様な主体による共創関係を構築し、農業と観光を中心とした産業振興、地方創生への積極的な取り組みにより、地域に活力を付けることが求められます。

また、これからも住み・くらし続けられる安全・安心な「むらづくり」を目指し、保健・医療・福祉、教育の充実、更には近年の異常気象・災害に対する備えも不可欠です。

このため、今後10年間の村の歩むべき指針として、「自然とともに暮らし、人とつながり、美しく穏やかな村」を将来の目標とする基本的な構想を策定し、令和8年3月議会でご決定頂いたところであります。今後はこの新たな第五期赤井川村総合計画に即した積極的な村づくりを行って参りますので、住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

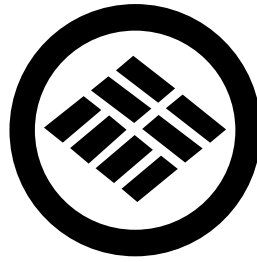
なお、総合計画の策定にあたりましては、住民を代表し選出された審議会委員をはじめとして、住民アンケート調査など多くのご意見、ご提案を戴きました。この場をお借りして心よりお礼申し上げます、ごあいさつといたします。

令和8年3月

目 次

第1章 第五期赤井川村総合計画	1
第1節 計画の基本的枠組み	3
1 計画策定の主旨	3
2 計画期間と構成	3
3 第五期赤井川村総合計画体系図	4
第2節 赤井川村の概況	5
1 赤井川村の位置と地勢・気候・歴史	5
2 人口動向と社会構造	6
3 産業の特徴	6
4 生活基盤（交通・医療・住まい）	8
5 教育・子育て・地域コミュニティ	10
6 環境保全・景観	11
7 村民アンケートの概要（要点）	12
8 基礎調査サマリー（簡易版）	14
第3節 基本構想	15
1 地域資源〈強み〉	16
2 向き合うべき構造課題	19
3 将来像	22
4 政策の柱	23
5 政策を進める上での指針	28
第4節 基本計画（前期基本計画）	30
■ 政策の柱1 人のつながりを広げ、価値を育む	31
■ 政策の柱2 穏やかでやさしいあかいがわの暮らし	42
■ 政策の柱3 未来と世界が広がる教育	60
■ 政策の柱4 美しい風景を守る、活かす	67
■ 政策を進める上での指針に基づく行政運営	74

第2章 第二期赤井川村人口ビジョン	77
1. 時系列による人口動向分析	79
2. 将来人口推計	86
3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析	90
4. 人口の将来展望	96
第3章 第三期赤井川村総合戦略	99
1. 策定の趣旨	101
1 戦略の構成	101
2 計画期間の説明	102
3 戦略の管理体制	102
2. 重点戦略と KPI	103
重点戦略1 自然資源を活かした小さくても価値ある地域経済の創出	104
重点戦略2 若い世代が学び・働き・暮らし続ける環境づくり	106
重点戦略3 自然資源の活用と GX 推進による持続可能な地域づくり	108
重点戦略4 デジタル活用による暮らしと行政サービスの革新	109
重点戦略5 広域連携・官民学連携による村の外に広がる力の創出	111
資料集	113



村名・村章の起源と由来

村名の赤井川には諸説由来があり、村ではアイヌ語「フレ・ペツ」(赤い川)を由来としています。明治32年、大江村(現在の仁木町)から分村し、赤井川戸長役場を設置、同39年4月2級町村制施行により赤井川村と称し、現在に至っています。

村章(昭和43年6月10日制定)

中の菱形は、赤井川村の赤を図案化したものであり、また、整然と区画された八つの形は近代的農業の限りない発展を意味しています。外形の円は、独特の盆地に囲まれた赤井川村の平和と団結を象徴したものです。菱形の緑は、近代的農業を意味し、外形の赤は村民の団結と協調により輝かしい未来を築かんとするエネルギーを象徴するものです。



村の木 シラカバ

シラカバは「白皮」が語源とされる・カバノキ科の落葉樹高木。本州中部以北から北海道にかけて分布している。幹に特徴があり白色で薄く紙状に剥がれ、生乾きでも枝とともによく燃える。「ガンビ」とも呼ばれる。

赤井川村ではどの地域でもよく見られる一般的な木で、村の美しい風景を形成するのに欠くことのできない木。



村の花 ムラサキヤシオ

低山帯上部から亜高山帯の林縁や雪渓の縁など湿り気が多い所に生える高さ1から3mの落葉低木で、直径3から4cmの濃紅紫色の花を咲かせる。花期は5から6月で、近畿以北で見られる。

赤井川村では一部の山裾でしか見られない貴重な植物。

第1章

第五期赤井川村総合計画



第1節 計画の基本的枠組み

1 計画策定の主旨

本村は「やすらぎと感動の赤井川 人が集まる美しいカルデラの里」を将来像と位置づけ、住み続けたい、移り住みたい、むらづくりを進めることを目的として平成27年度に、基本構想（平成28年度～令和7年度）と前期基本計画（平成28年度～令和2年度）、後期基本計画（令和3年度～令和7年度）からなる第四期赤井川村総合計画「わたしの赤井川2025プラン」を策定し、誇れるむらづくりに向けた取り組みを進めてきました。

この計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の発生や人口減少・少子高齢化の進行、大規模な自然災害の発生や食料品をはじめとした物価上昇に加え、国際的な紛争が激化するなど、国内外を通じて社会不安が蔓延した時期でもありました。

このような情勢の中、本村においては、「住むことを誇れるむらづくり」、「新たな活力と交流の創出」、「人と人とのつながりの強化」をむらづくりの視点として、人口減少の歯止めに向けた取り組みや農業と観光を基幹とした産業振興と農村環境の保全や保健・医療・福祉の充実を図ってきました。これらの取り組みを一層推進し、社会が不安定の期間にあっても安心とやすらぎを共有するための新たな将来像の策定に向けて令和8年度～令和17年度の10年間における「基本構想」及び5年間の計画となる「第五期赤井川村総合計画（前期基本計画）」を策定します。

また、人口減少克服・地域創生を目的とした令和8年度から令和12年度の5年間における「赤井川村総合戦略」についても策定し、魅力あるむらづくりを一層推進します。

2 計画期間と構成

本総合計画は、基本構想に基づき前期基本計画と実施計画で構成します。それぞれの構成と期間は、以下のとおりです。

○基本構想

村が行うあらゆる活動の基本となるものであり、本村が策定・推進する各種計画のうち、最も上位に位置する指針です。令和8年度～令和17年度の10年間を通じてむらづくりの共通目標となります。

○前期基本計画

前期基本計画は、基本構想に基づき、今後行う主要な施策等を示したものです。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

○実施計画

基本計画に基づく事業内容や実施時期、予算規模等を定めたものです。

3 第五期赤井川村総合計画体系図

基本構想

将来像とむらづくり 基本方向を示す最上位計画

- 人口減少・少子高齢化を踏まえた将来像
- 赤井川村らしさ（自然・地域特性）を明確化

計画期間：10年

基本計画

基本構想を実現するための 施策方針を整理

- 分野別の施策体系と重点取組
- 人口ビジョン・総合戦略と一体的に整理

計画期間：5年（総合戦略と一体）

実施計画

【実施計画】

施策を実行するための事業・予算計画

総合戦略の考え方

①人口減少・少子高齢化への対応

人口減少の進行を前提に、地域の持続性を確保するための取組を重点的に整理

②赤井川村の地域特性・資源を活かした戦略

自然環境・農業・観光などの強みを活かし、暮らし・産業・交流を一体的に捉えた取組を推進

③国の方針（地方創生2.0等）との整合

国・北海道の地方創生関連方針を踏まえ、施策展開や制度活用と連動した戦略として整理

項目	位置づけ・役割	計画期間	対象年度
基本構想	将来像およびむらづくりの基本方向を示す最上位指針	10年	令和8～令和17年度
基本計画	基本構想を実現するための分野別施策・重点項目を整理	5年	令和8～令和12年度
総合戦略	人口減少対策に関する重点戦略を整理（基本計画と一体）	5年	令和8～令和12年度
実施計画	施策を具体化する事業・予算・進捗管理計画	3年	各年度（ローリング）

第2節 赤井川村の概況

1 赤井川村の位置と地勢・気候・歴史

赤井川村は北海道後志管内の北東部に位置し、札幌市・小樽市・余市町・仁木町・倶知安町・京極町の2市4町と隣接する、小さな農村です。東西26km、南北17km、総面積は280.09km²で、そのうち山林が約8割を占めており、周囲を山々に囲まれた独特のカルデラ地形の中心に集落が形成されている全国的にも珍しい自治体であり、集落・農地・森林が一体となって美しい景観を形成しています。

カルデラ特有の内陸性気候であり、穏やかで昼夜の寒暖差が大きいという特徴を持っており、果菜類の栽培に適しているといわれているほか、春や秋の早朝にはカルデラ盆地に雲海が頻繁に発生し、村の象徴的な景観となっています。村全域が特別豪雪地帯に指定されており、大寒には標高の最も低い地域でも積雪は1mを超え、気温はマイナス20℃を下回ります。

明治32年に大江村（現在の仁木町）より分村して赤井川村と称し、平成の大合併の時代では自律の道を選択、令和6年に開村125年を迎え現在に至っています。また、近年、異常気象や地震等による大規模な災害が全国的にみられる中、大規模な被災は平成16年の台風18号以降なく、地震は平成30年の胆振東部地震で観測した震度4が最大、海岸には接しておらず津波の心配もなく（最低標高100m以上）、災害の少ない地域です。



2 人口動向と社会構造

(1) 人口・世帯構成の推移と将来予測

令和2年の国勢調査によると、本村の総人口は1,165人（平成22年1,262人97人減（△7.7%））、年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は131人（平成22年170人39人減（△22.9%））、15歳～64歳までの生産年齢人口は673人（平成22年746人73人減（9.8%減））、65歳以上の高齢者人口は361人（平成22年346人15人増（+4.3%））となっており年少人口の減少が顕著となっています。

総世帯数は621世帯（平成22年619世帯2世帯増（+0.3%））、1世帯当たり人員は1.88人（平成22年2.04人△0.16人）で核家族化、単独世帯の増加が進んでいます。

一方、住民基本台帳総人口をみると、ここ数年のインバウンド¹の増加によるリゾート施設の外国人労働者の影響で、夏季は約1,200人※1（令和7年5月末住民基本台帳総人口）から冬季は約1,500人※2（令和7年12月末住民基本台帳総人口）と人口の3割近くの流入・流出を毎年繰り返している状況となっています。

（人口の推移と将来予測の詳細は、第2章 人口ビジョン（P77～）を参照）

3 産業の特徴

(1) 農林業

赤井川村は地勢と気候を活かした農業を基幹産業の一つとしており、農業生産基盤として畑地かんがい施設（落合ダム）が整備されています。河川周辺の平地では水稻、丘陵地を中心に畑作、高地での畜産と周辺環境に応じた営農がされており、整備された水環境を活かして高品質な農産物が生産されています。

令和5年度の農業産出額※3（農林水産省市町村別農業産出額）は12.1億円となっています。内訳は野菜（令和5年度産出額5.5億円）・畜産（同4.5億円）、米（同1.5億円）となっており、農業産出額はここ数年横ばい傾向となっています。

本村では平成7年から独自の新規就農制度により研修生の受け入れを継続しており、これまでに約30世帯が就農しています。これは農家戸数全体の3割を超える規模であり、現在の地域農業の中心的担い手となっています。新規就農者を中心とする新たな担い手による規模拡大も積極的にみられ、農業においても外国人労働者（技能実習生）の活用が増加している状況にあります。

一方、高齢化の影響による担い手不足は新規就農の受け入れを上回るスピードで進展しており、さらに作付け動向の変化もあいまって耕作放棄地の拡大が課題となっています。

林業については、森林整備やチップ製造を行う村内事業者がいるものの、木材価格の低迷流通・加工の問題に加え、伐期を迎える森林はありますが、路網の未整備によって村内での事業展開は低迷している状況にあります。

1 インバウンド：

外国から自国へ訪れる旅行者やその需要のこと。

(2) 観光

赤井川村は、農業とともに地勢と気候を活かした観光・リゾートを基幹産業として発展してきた村です。世界的にも評価の高いパウダースノーを誇る「キコロリゾート」スキー場をはじめとして、周辺へのバックカントリー²ツアーの人気の高まりもあり、村内来訪者は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少を余儀なくされましたが、令和6年度にはほぼ新型コロナウイルス感染症以前の水準まで戻ってきており、特に冬季の来訪者が増加傾向にあります。村では、令和7年11月から宿泊税の導入により、地域の活性化や観光振興の一層の推進を目指しています。

また、平成27年に開業した「道の駅あかいがわ」、令和5年から新たなイベント「まるっとカルデラ農村フェス」が開催され、令和6年には「赤井川カルデラ温泉」がリニューアルオープン、農業体験や民泊など観光資源が整備されています。

しかし、飲食店・宿泊施設などの受け皿は十分ではなく、また、加工品等の製造の多くを村外の事業者依存しているなど観光消費が村外へ流出している状況があります。

令和6年に担い手不足等により観光協会が解散し、その役割を赤井川村DMO³、商工会、村が引き継いでいる状況となっています。



2 バックカントリー：

スキー場として管理された区域外の、自然のままの雪山エリアのこと。

3 DMO (Destination Management Organization)：

地域の「稼ぐ力」を引き出すため、観光地域づくりを主導する法人のこと。

4 生活基盤（交通・医療・住まい）

（1）交通

村内の主な移動手段は自家用車です。公共交通は、村唯一の民間バス路線廃止に伴い、令和4年4月から公共交通「むらバス」の運行が開始されました。

村内事業者との連携した持続可能な運行体制の確立、利用者ニーズに基づく路線・ダイヤの見直し、ふるさと納税等の様々な取り組みや増加した外国人労働者の利用もあり、令和6年度実績での利用者数は民間バス路線時代の5倍弱と安定した運行が継続され、村民の生活には欠かせない移動手段となっています。

また、「むらバス」の運行を契機に、地域課題であった高齢者等の移動手段の確保として、令和5年8月より赤井川村社会福祉協議会が運行主体となり、地域内の移動及び余市町、仁木町への通院支援として「おでかけアシストサービス・通院送迎サービス」が構築され、公共交通サービスとして定着しています。

しかし、冬季は積雪の影響で移動が難しく、特に高齢者の外出が制約されやすい状況は変わらず、利用者の拡大によりニーズも多様化し、「むらバス」増便の要望等さらなる利便性が求められている状況です。赤井川村で暮らし続けていくための生活基盤として、地域公共交通運行体制の維持とさらなる機能向上について検討を進めていく必要があります。

道路環境の面では平成30年に後志道余市ICの開通により高速道路延伸が実現し、冷水トンネル開通の相乗効果もあり、札幌市内中心部までのアクセスが大きく向上する状況となっています。



(2) 医療・福祉

本村唯一の医療機関である村立診療所が地域医療を守っており、医師の高齢化により令和6年10月から新たな医師が着任し、内科の診療を行うとともに、済生会小樽病院との連携による月1回の整形外科診療が行われています。

村の地域医療は日中の診療体制が中心であり、診療科も限定されていることから通院のための周辺自治体へのアクセス確保が必要です。また、夜間・休日の対応として周辺自治体と連携し、2次救急医療機関への支援を継続しています。

福祉面では、健康支援センターを中心に、令和4年度から指定管理者制度を導入したデイサービスセンター（施設内に地域包括支援センター、社会福祉協議会が所在）、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング⁴）、へき地保育所が集中する保健・福祉の拠点があり、近隣には民間の認知症高齢者グループホームが立地するなどの福祉環境がありますが、多様化する福祉サービスのニーズを満たすことや、人口規模から村内に新たな福祉サービス事業所を求めることも難しいため、相談支援体制の強化と周辺自治体のサービス事業所との連携を図りながら福祉の充実に努めてきました。

(3) 住宅・移住・定住

これまで、本村の住宅事情は、第四期赤井川村総合計画がスタートした平成28年には民間賃貸住宅はなく、村営住宅が116戸、村有住宅が37戸の状況で、戸建てについても農地法等の土地利用規制等も影響し、移住・定住を進めていくことは困難な状況でした。

そのため、平成28年度から移住定住支援事業を開始し、戸建て24戸、民間賃貸住宅3棟36戸が整備され、公営住宅についても国の支援を活用し11戸の改修を実施し、住宅環境は大幅に改善されています。

しかし、外国人労働者の増加や新規就農等移住希望者の状況はこれらの整備を上回る状況であり、さらなる住居確保が必要です。

4 シルバーハウジング：

高齢者が安全に暮らせるよう設計され、生活援助員による安否確認や生活相談などのサービスが付いた公営住宅等のこと。

5 教育・子育て・地域コミュニティ

(1) 教育

令和7年度の学校基本調査によると、本村の児童生徒数は60人（平成28年99人△39人減（△39.4%））となっており、大幅に減少しています。

転出等による児童数の減少が予想より加速したことから、小学校統合の検討・実施が前倒しされ、令和7年度末をもって都小学校が廃校となり、村の学校は小学校1校、中学校1校の状況となったことから、村の教育環境整備の方針も小中連携から小中一貫へと深化しました。

学習環境の充実としては、切れ目のない教育の実現を目指した小中一貫、保小連携の取り組み、子育て支援として給食費・医療費の無償化、国際性豊かな感覚と自主性・社会性を備えた人材を育成するためオーストラリアへの中学生海外研修事業に加えて、デジタル化に対応したプログラミング教育を継続してきました。

(2) コミュニティ

人口減少によって自治組織（区会）加入者は減少し、外国人労働者の増加や移住者意識の変化（人との関わりを避ける傾向）もあって加入率も減少している状況にあり、たびたび区会再編が検討されてきましたが実施には至っていない状況です。

人口規模が小さいため、永く村に居住する村民の間では顔の見える関係が維持され、日常的な助け合い・見守りが強みとなっていますが、移住者及び外国人住民と既存住民の交流、情報伝達など、現代的な課題も見られます。

6 環境保全・景観

(1) ゼロカーボン⁵・エネルギー転換

地球温暖化対策の機運が高まる中、村では令和5年に「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA 推進戦略」を定め、同年「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

令和3年に策定した「赤井川村エネルギービジョン」のもと、再生可能エネルギーの活用検討を進め、赤井川カルデラ温泉の3号井掘削と温泉熱のカスケード利用⁶による二酸化炭素の削減に取り組み、役場庁舎改修・エネルギー転換の検討をはじめ、脱炭素社会形成の一環として有機農業の推進や村有林の利活用にも取り組んできました。

役場庁舎改修計画については、実施に向けて様々な検討・調整を重ねましたが、近年の物価高騰の影響等により令和7年に白紙に戻す結果となっています。

(2) 景観

東日本大震災以降、自然エネルギーへの転換が国を挙げて推進され、赤井川村においても太陽光発電施設の設置や風力発電等の検討が進められてきました。また、移住・定住施策を進める中で新たな住宅建設に必要な景観上のルールが求められる状況となっており、赤井川村の重要な地域資源である景観を守り、将来に引き継いでいくため、令和7年に景観計画を策定し、景観行政団体へと移行しました。

また、周辺地域では外国資本による森林の違法伐採や無許可での開発行為が問題となっており、地域資源を守っていく取り組みの重要性が増しています。

5 ゼロカーボン：

日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスを、森林吸収分などで差し引き、実質ゼロにすること。

6 カスケード利用：

エネルギーや資源を、品質や温度レベルに応じて多段階に無駄なく利用すること。

7 村民アンケートの概要（要点）

令和6年12月に実施した村民アンケートの概要と主な傾向を整理します。本アンケートは、16歳以上の村民全員を対象に郵送配布・郵送回収等により実施し、984票を配布し、そのうち335票、回収率34.0%の有効回答を得たものです。

回答結果からは、医療・介護や買い物・公共交通、除雪体制など暮らしの基盤に関するニーズが高い一方で、自然環境や静かな生活環境、村への愛着といった赤井川らしい魅力への評価も確認されています。

こうした村民の意識や課題認識は、今後の基本構想および基本計画を検討するうえで、重視すべき基礎資料となるものです。

<調査対象及び調査方法、回収結果>

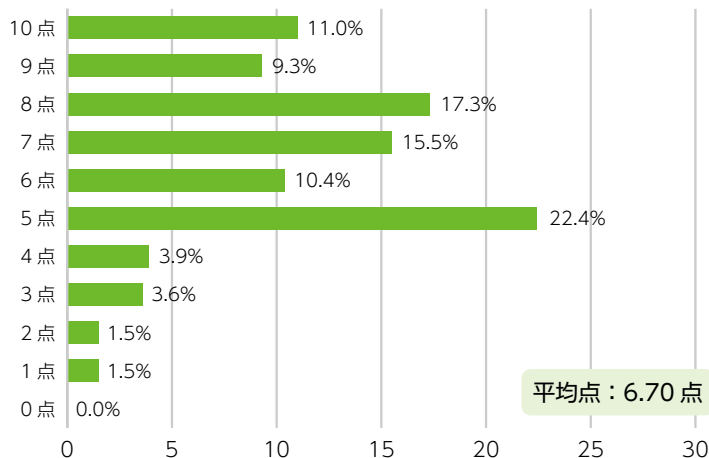
項目	内容
調査対象	16歳以上の村民全員
配布数	984（1,014配布中あて所なしによる30を除く）
調査方法	郵送配布と郵送回収等
調査時期	令和6年12月
有効回収数	335
有効回収率	34.0%

生活満足度・幸福度（村民アンケート結果）

生活満足度

「現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。
「とても満足」を10点、「とても不満足」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」

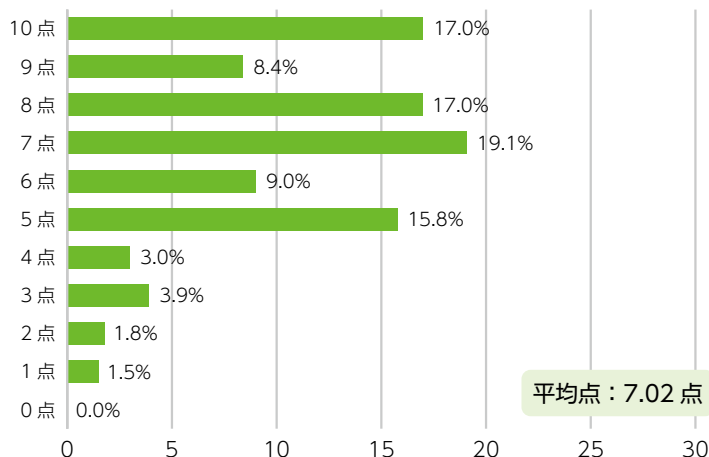
「全体では『5点』が22.4%と最も高く、次いで、『8点』（17.3%）、『7点』（15.5%）の順。また、平均点は6.70点。」



幸福度

「現在、あなたはどの程度幸せですか。
「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」

「全体では『7点』が19.1%と最も高く、次いで『10点』『8点』（ともに17.0%）、『5点』（15.8%）の順。また、平均点は7.02点。」

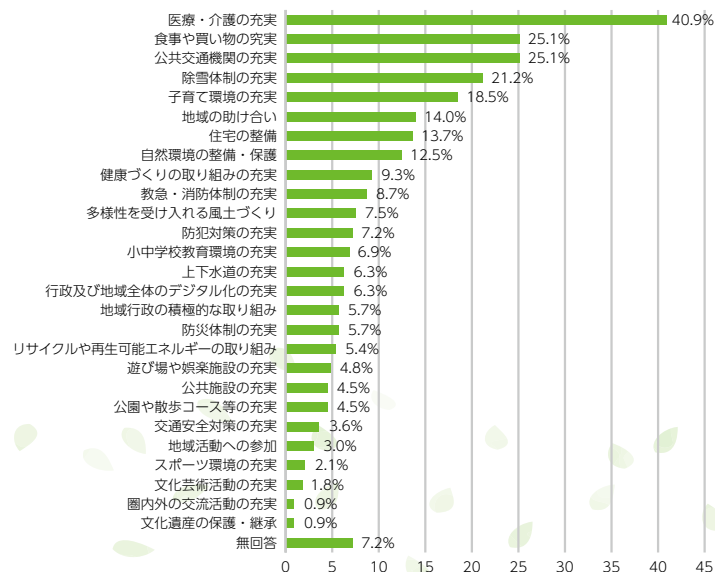


地域において重要だと思うこと

「あなたが地域において特に重要だと思うことを教えてください。（3つまでに印）」

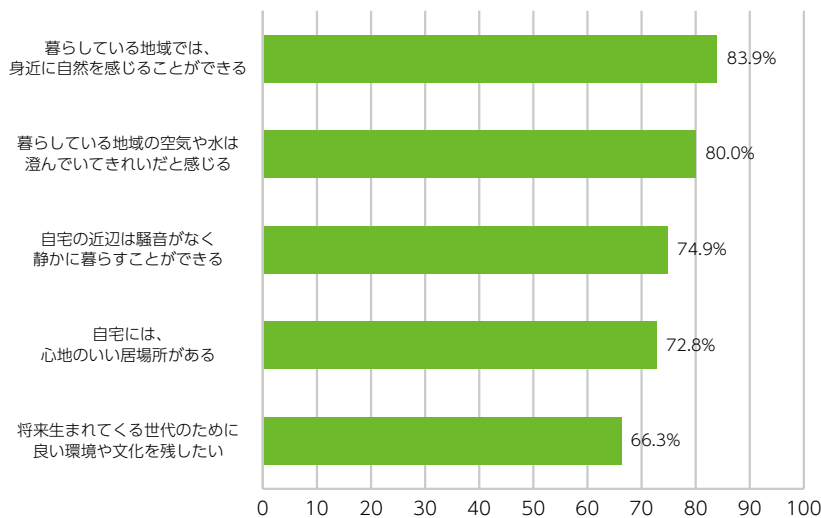
「その結果、「医療・介護の充実」（40.9%）が他を大きく引き離して第1位に挙げられました。次いで第2位は「食事や買い物の充実」と「公共交通機関の充実」（いずれも25.1%）が並びました。」

「第4位は「除雪体制の充実」（21.2%）となっており、上位項目からは、生活インフラの充実や向上へのニーズが強いことがうかがえます。」

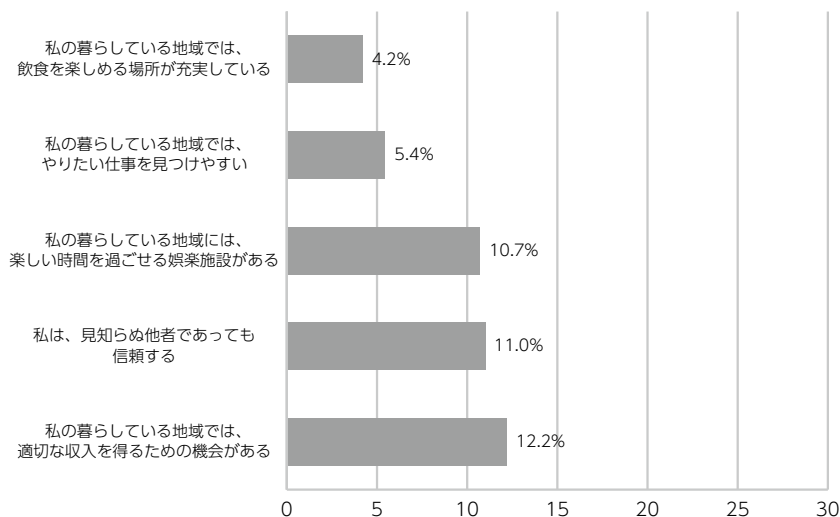


地域幸福度（Well-Being）指標による結果（村民アンケート）

Well-Being 指標：割合の高い項目



Well-Being 指標：割合の低い項目



8 基礎調査サマリー（簡易版）

赤井川村では、自然環境の良さ（83.9%）や静かさ（74.9%）への満足度が高く、村への愛着（62.1%）も示されています。こうした暮らしの魅力がある一方で、買い物の不便さ（59.1%）や公共交通の面での不便（14.6%）、医療への不安（22.1%）、飲食店・滞在施設の不足（4.2%）が課題として挙がっています。

近年は観光客が増加傾向にあり、外からの交流機会が広がっていますが、村内消費は限定的です。また、教育環境の充実や農業と観光の連携、交通・住まい・医療の改善を求める意見がみられています。人口は約 1,200 人、高齢化率は約 31.0%（P81 年齢 3 区分別人口の推移より／人口動態調査（厚生労働省）および住民基本台帳人口移動報告（総務省））で、2040 年には 900 人を下回る見込みとされています。

第3節 基本構想

これまで基礎調査や人口・産業・生活基盤の分析、村民アンケート、関係者ヒアリング等を通じて、現在の村の姿と、今後のむらづくりを考えるうえで重視すべきポイントを整理してきました。

本節では、これらの整理結果を踏まえて、赤井川村が今後めざす方向性を示す基本構想をまとめています。

基本構想は、赤井川村が「将来どのような姿をめざすのか（将来像）」を明らかにし、その実現に向けて必要な視点や取り組みの方向性を体系的に示すものです。村の強みを活かしながら、直面する課題に向き合い、未来につなぐむらづくりの指針として位置づけられます。

まずは、赤井川村が大切にしてきた価値や特長を改めて確認し、基本構想の土台となる要素を整理します。



1 地域資源〈強み〉

強み①：農村風景、気候・気象現象が形成する赤井川村らしさ

(カルデラの中心に農村風景が存在する希少な地域資源)

赤井川村の最も大きな強みは、カルデラ盆地という特異な地形の中心に集落が形成され、自然と農地が一体となって存在し、箱庭的な農村風景が形成されていることです。加えて、北海道の四季の明瞭さ、内陸性気候がもたらす昼夜の寒暖差による幻想的な雲海がその強みをさらに強調しています。

この地域資源が認められ、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村として自立を目指す運動を行う「日本で最も美しい村」連合に設立当初から加盟しています。

また、災害に関しても震度4以上を観測したことがこれまでに1回のみ（震度5以上はない）ということも自然条件としては特筆すべき点です。

この地域資源は、農業・観光・移住・教育など多様な分野を結びつける基盤であり、村の将来像を描くうえで中心的な価値となっています。農村風景や自然環境を活かすことを重視し、守りながら価値を高めることが必要です。

村民にとっても自然は暮らしの身近な存在であり、「穏やかな農村風景」「被災の心配の少ない地域」ということは、日常の質を支える重要な要素となっています。

地域の自然環境は農業や観光だけでなく、こどもたちの体験学習や地域文化の継承にもつながっており、教育の場としての価値も高いことが村民意見から示されています。

こうした地域資源を活かしたむらづくりは、赤井川村が持つ潜在力を最も発揮できる分野であるといえます。

●村民アンケート

- ・ 「身近に自然を感じられる」 83.9%
- ・ 「空気や水がきれい」 80.0%
- ・ 「自慢できる自然景観がある」 65.7%

●中学生アンケート

- ・ 「自然を守ってほしい」 51.9%
- ・ 「自然を大切にす村になってほしい」 33.3%

●審議会・部会意見

- ・ 自然環境・農村風景と農業・観光を連動させる取り組みが必要
- ・ 体験教育や交流人口拡大につながる可能性が大きい

●地域特性

- ・ カルデラ地形と農村風景、自然環境
- ・ 総人口1,200人規模で自然資源の維持管理負担が大きい
- ・ 高齢化等による耕作放棄地の拡大や担い手不足

強み②：小規模ゆえのコミュニティの近さと安心感

(顔の見える関係が支える暮らしの安心感)

赤井川村は人口規模が小さく、村民同士の距離が近いことから、日常生活において自然な関わりや見守りが生まれています。こうした関係性は、こどもから高齢者まで安心して暮らすための土台となっており、地域の生活文化として根づいています。

村民意見でも、日常的な見守りや声かけといった習慣が「安心して暮らせる理由」として挙げられており、顔の見える関係性が村の生活を支えていることが示されています。

人のつながりという赤井川村の魅力を再認識し、行政としてもコミュニティを活かしたむらづくりを大切にしてきました。

一方で、移住者及び外国人住民と既存住民の価値観の違いや、情報が届けづらい層の存在など、コミュニティ運営における現代的な課題も挙げられています。

●村民アンケート

- ・ 「自宅周辺が静か」 74.9%
- ・ 「心地よい居場所がある」 72.8%
- ・ 「村内の人が困っていたら助ける」 60.9%
- ・ 「村への愛着がある」 62.1%

●中学生アンケート

- ・ 「村のことが好き」 74.1%
- ・ 「快適で安全・安心に暮らせる村になってほしい」 48.1%

●審議会・部会意見

- ・ 地域の見守り、高齢者ケア、こどもの育ちを支える文化が強み
- ・ 一方で「移住者及び既存住民のコミュニケーション」「情報が届かない層」への対策が必要

●地域特性

- ・ 人口 1,200 人規模でコミュニティが密
- ・ 高齢化・人口減少による支え手の不足
- ・ 交通・医療など基盤不足が安心感の低下要因となりうる

強み③：都市近郊でありながら自然と共存できる地理的メリット

(札幌市・小樽市・余市町にアクセスしやすい立地 × 自然豊かな環境)

赤井川村は札幌市・小樽市・余市町に隣接しており、都市圏へと繋がるアクセスが良い一方で、自然に囲まれた静かな生活環境を持つという希少な地域です。

第四期赤井川村総合計画でも、都市近郊でありながら豊かな自然が保たれている点が大きな魅力として示されており、村民にとっても「自然を楽しみながら都市の利便にアクセスできる」ことは暮らしの満足度を支える重要な要素です。

また、通勤・通学・買い物で都市と行き来できる利便性は、移住者・関係人口の受け皿としても大きな強みとなっています。

●審議会・部会意見

- 札幌圏との距離の近さは“関係人口増加のポテンシャル”
- 観光・農業・移住の相乗効果を期待できる立地

●地域特性

- 札幌市・小樽市・余市町との距離が近い交通条件
- 都市近郊で自然が豊かな希少地域
- 都市と農村の魅力を両立した生活環境



2 向き合うべき構造課題

課題①：人口減少と若い世代の流出

(将来人口の縮小と若年層の流出が地域の持続性を揺るがす)

赤井川村では総人口・生産年齢人口の減少が続き、とくに20～40代の若い世代が村外に流出する傾向にあります。

人口構造の変化は、地域コミュニティの維持、教育環境、産業の担い手確保など、多方面に影響を及ぼす深刻な構造課題です。

村民意見でも、中学校の複式化リスクや赤井川村へ戻るきっかけが生まれにくい等の意見もあり、中学生アンケートでは将来赤井川村に住み続けたい割合が3割以下でした。

これまでも実施している地域の自然及び人材を活用した体験学習・こどもたちの学びを広げる環境整備・子育て教育の強化を推進することなど、若い世代の定住・回帰する仕組みづくりが必要です。

また、就業機会や住宅など、若い世代が赤井川村での暮らしを選びやすい条件整備も求められます。村民意見でも、地域内の働く場の不足や収入の確保が難しい点が若者の定着を妨げているとの意見も出ており、雇用と生活基盤の両面からの支援が重要となります。

●村民アンケート

- ・「やりたい仕事を見つけやすい」5.4%
- ・「適切な収入が得られる機会がある」12.2%
- ・「進路の選択肢が十分ある」15.2%

●中学生アンケート

- ・「今後も赤井川村に住み続けたい」28.1%
- ・「将来『移りたい・移る』」50.0%
- ・ 移転理由は「交通が不便」「進学や仕事のため」が各50.0%

●村民意見

- ・ 中学校の複式化リスクがある
- ・ 地域に戻るきっかけが生まれにくい
- ・ 働く場・収入機会が限定されることで若者が定着しにくい

●構造的課題（人口データ等）

- ・ 2040年にかけて総人口は約20～25%減少見込み
- ・ 生産年齢人口比率が大幅に低下
- ・ 出生数の減少と転出超過が慢性化

課題②：産業の担い手不足と地域経済の弱さ

(農業・観光の潜在力を活かしきれず、地域経済が循環しにくい構造)

赤井川村の主要産業である農業と観光には大きな可能性がありますが、現状では十分な連動が生まれておらず、地域内で経済循環をつくるまでには至っていません。

観光事業者からは「もっと農業との連携を深めたい」との声も挙げられており、近年の観光客入込数をみても農業と観光の連携による地域経済循環の可能性は高いと考えられます。

農業では担い手不足や加工・販売体制の弱さが課題となり、観光では飲食店や滞在型施設などの受け皿不足が挙げられています。村民意見でも、加工場や直売所の不足、飲食・滞在機能の弱さが挙げられており、お互いの課題をお互いの資源で支え合う取り組み、仕組みが必要となっています。

また、観光振興に関する取り組みが村民に見えにくいという意見もあり、地域全体に観光の方向性を共有する仕組みも必要とされています。

農業と観光を結びつけて地域経済の流れをつくることを重視した、地域資源を活かす産業構造の再設計が求められています。

●村民アンケート

- ・ 「飲食店が充実している」 4.2%
- ・ 「仕事の選択肢が十分ある」 9.8%
- ・ 「買い物に不便がない」 17.9%

●村民意見

- ・ 農業の担い手が不足している
- ・ 加工場や直売所など加工・販売体制が弱い
- ・ 観光客を村内で滞留させにくい（飲食・滞在の不足）
- ・ DMOの取り組みが村民に見えづらい（取り組みを期待する）

●地域特性

- ・ 人口・労働力の減少により産業維持コストが増大
- ・ 観光・農業の連動が弱く経済循環が生まれにくい構造



課題③：交通・住まい・医療など生活基盤の脆弱性

(暮らしに必要な生活基盤が十分に整っておらず、定住の障壁となっている)

赤井川村では交通、住まい、医療、買い物などの生活基盤が十分に整っておらず、日常生活の不便さが移住・定住の障壁となっています。

交通面では、公共交通の利用可能時間帯が限られていることや、冬季の降雪・積雪による移動制約が大きいことが挙げられます。村民意見でも、「むらバス」が生活時間に合わないことや、冬季の移動が特に困難であるとの声が多く、社会福祉協議会による高齢者等の移動支援サービスや通院送迎サービスが実施されていますが、さらなる交通の利便性向上が喫緊の課題となっています。

住宅については、農業補助労働者や冬期間の外国人リゾートスタッフが大幅に増加することで、公営住宅はもとより民間集合住宅の供給が追いついていない状況があります。また、空き家があるものの流通しにくいという問題もあり、村民意見でも空き家が活用されず入居しにくい現状が指摘されています。住まいの確保、流通促進が移住・定住につながる重要課題となっています。

医療については、診療所が1カ所のみであることや、無歯科医地区であること等医療体制が弱いことへの不安が村民から挙げられています。夜間・休日の救急医療に関しても、村外の医療機関に頼らざるを得ない状況であり、緊急時、診察までに時間を要することも要因として考えられます。

暮らしの基盤を整えることの重要性を再認識し、生活環境改善を喫緊の課題として捉えています。

●村民アンケート

- ・「公共交通が好きな時間に使える」14.6%
- ・「日常の買い物に不便がない」17.9%
- ・「飲食店が充実している」4.2%
- ・「医療に満足している」22.1%

●中学生アンケート

- ・「買物をしやすくしてほしい」63.0%
- ・「バスを便利にしてほしい」33.0%

●村民意見

- ・「むらバス」の時間帯が使いづらい
- ・冬季の移動が難しい
- ・空き家はあるが流通しない、家賃が高い
- ・夜間・休日医療の不安、高齢者の移動支援不足

●地域特性

- ・人口1,200人規模で交通・医療サービスが成立しにくい
- ・冬季道路管理（除雪）コストが高い

3 将来像

自然とともに暮らし、人とつながり、 美しく穏やかな村

赤井川村は、周囲を山々に囲まれた独特のカルデラ地形のもと、自然と・農村風景が一体となる美しい景観を形成し、「カルデラの里」として知られてきました。

村民アンケートでも「身近に自然を感じられる（83.9%）」「空気や水がきれい（80.0%）」「自慢できる自然景観がある（65.7%）」など、自然環境への評価が高く、村への愛着（62.1%）も確認されています。中学生アンケートでも「自然を守ってほしい（51.9%）」といった声があり、自然と暮らしが結びついた赤井川村らしさは、将来にわたり大切にすべき基盤であるといえます。

一方で、人口は約 1,200 人規模で推移し、2040 年には 900 人を下回る見込みとされるなど、人口減少・高齢化の進行により、教育環境、産業の担い手、地域コミュニティ、生活サービスの維持に影響が及ぶことが見込まれます。

村民アンケートでも、買い物の不便さ（59.1%）、公共交通の不便（14.6%）、医療への不安（22.1%）など、暮らしの基盤に関する課題が挙がっています。

こうした強みと課題を踏まえ、本計画では、自然・農村風景を「基盤資本」として守り活かしながら、顔の見える関係性や見守りといった小規模ゆえの強みを大切に、交通・医療・住まい・買い物などの生活基盤を向上させることで、住み続けたくなるむらづくりを進めます。あわせて、農業・観光・教育等を結びつけた取り組みにより交流や関わりを広げ、赤井川村らしい暮らしの質を高めていくことを目指し、「自然とともに暮らし、人とつながり、美しく穏やかな村」を将来像として掲げます。

4 政策の柱

■政策の柱 前期基本計画・総合戦略の上位概念

本節では、基礎調査や人口・産業・生活基盤の分析、村民アンケート等を通じて整理した「赤井川村の強み」と「向き合うべき構造課題」を踏まえ、将来像を示しました。

本計画では、この将来像の実現に向けて、村が重点的に取り組むべき領域を「政策の柱」として設定します。

政策の柱は、村民の暮らしや地域経済、自然環境、教育など、分野横断的に取り組むべき重点領域を示すものであり、前期基本計画および総合戦略（いずれも計画期間5年間）における実行の軸となります。

また、政策の柱を示すことで、施策をどのように組み立て、どの分野を優先して取り組むかを整理し、総合計画全体の方向性を村民と共有するとともに、行政運営の一貫性を高めることを目的としています。

以下に、赤井川村が今後重点的に取り組む4つの政策の柱、政策を進める上での指針を示します。

政策の柱1 人のつながりを広げ、価値を育む

赤井川村の最大の財産である「自然・農村風景」を地域の基盤資本として最大限に活用し、農業・観光・教育等が協働することで、価値が村内で循環する持続可能な地域経済の構築を目指します。

1. 資源を活かした「持続可能な仕組み」の創出を目指す

単なる景観の保全にとどまらず、資源を活用した体験型農業や地場産品の加工・販売、直売機能の強化への支援を推進します。農産物に高い付加価値を付け、地域の資源が着実に村民の所得や就業機会につながる産業構造の確立を目指します。

2. 「滞在と交流」による関係人口の拡大を目指す

観光の受け皿となる滞在型施設や飲食機能を充実させる取り組みを支援し、村に「滞在し、深く関わる」人を増やします。村全体を学びのフィールドとして活かすことで、来訪者と地域が共に価値を育む環境を整え、将来的な定住や応援団となる「関係人口」の拡大を目指します。

3. 次世代が誇りを持てる「持続可能な基盤」の継承を目指す

担い手不足や耕作放棄地の拡大といった課題に対し、新規就農支援の充実と適切な土地利用の調整・支援を進めるとともに、新たな地域経済循環の創出と地域産業の担い手確保・育成・定着を促進し、美しい景観を守りながら、多様な働き方や仕事の選択肢が創出され、誰もが地域への愛着と誇りを持ち続けられるむらづくりを目指します。

●村民アンケート

- ・ 自然環境の評価が高い（自然 83.9%、景観 65.7%）
- ・ 就業機会の不足（適切な収入 12.2%、仕事選択肢 9.8%）

●村民意見

- ・ 農産物を活かした加工・販売が弱い
- ・ 観光受け皿（飲食・滞在）の不足
- ・ 農業・観光・教育をつなぐ取り組みへの期待

●構造的課題

- ・ 耕作放棄地の拡大、担い手減少
- ・ 人口減少による産業基盤の脆弱化
- ・ 観光の消費が村外に流出しやすい構造

政策の柱2 穏やかでやさしいあかがわの暮らし

人口減少や厳しい気象条件といった課題に真正面から向き合い、「安心して暮らせる環境がなければ村の未来はない」という強い危機感のもと、交通・住まい・医療買い物などの生活基盤の向上を図ります。単なる維持にとどまらず、村民一人ひとりが「安心・便利・心地よさ」を実感できる、村独自のウェルビーイング⁷の確立を目指します。

1. 不安を解消し、移動と買い物の「自由」を確保することを目指す

公共交通（むらバス等）の運行見直し、公共交通を利用することが困難な方に対する移動支援などを通じ、買い物や通院に不便を感じない「途切れない移動手段」を確保する仕組みづくりを推進し、日々の安心感向上を目指します。

2. 生涯を通じて「健やかに自分らしく」暮らし続けられる体制を目指す

地域住民が健やかで自分らしく暮らし続けていくためには、こどもから高齢期までのあらゆる世代において、こころとからだ健康であることが大切です。疾病予防、健康づくり、食育、生涯教育、子育て支援の推進などを図るとともに、暮らしの中で地域や人とつながり、安心できる生活を目指した地域共生社会の実現に向けた支え合いのネットワーク構築に取り組みます。

また、村内唯一の医療機関である赤井川診療所については、地域医療を担う唯一の医療機関として、診療体制の継続を図ります。

3. 次世代が「住み、働く」ための生活ストックの充実を目指す

農業補助労働者や移住者が直面する住まい不足の課題を解消するため、空き家の有効活用や住宅支援の拡充を目指します。

生活基盤を向上させ、若い世代が「この村でなら、自分らしい未来が描ける」と思える安定した居住環境を確保することで、村の持続可能性を確かなものにすることを目指します。

●村民アンケート

- 公共交通に満足：14.6%
- 買い物に不便を感じる：59.1%
- 医療の満足度：22.1%
- 飲食店の充実：4.2%

●村民意見

- むらバスの時間帯・利便性の不足
- 冬季の移動困難
- 空き家の流通不足、家賃の高さ
- 夜間・休日医療の不安、高齢者の通院ニーズ

●構造的課題

- 1,200人規模で交通・医療サービスが維持しにくい
- 冬季道路管理の高コスト

7 ウェルビーイング (Well-Being) :

身体的、精神的、社会的に良好で満たされた状態にあること。単なる健康や経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや生きがいを含めた「幸福」の概念です。

政策の柱3 未来と世界が広がる教育

赤井川村の持続可能性は、こどもたちの成長と村への愛着を育むことが必要であり、その基盤となる教育を村の重要投資と考えています。人口減少という現実に向かいながら、赤井川村ならではの学びを通じて、多様な進路を切り拓き、自ら幸せな人生（ウェルビーイング）を切り拓ける環境の構築を目指します。

1. 地域の資源と世界をつなぐ「探究的な学び」の充実を目指す

小中一貫教育の質向上を図り、村の自然・産業・文化を教材とした体験活動を推進します。ICT⁸の活用や国際的な交流機会を広げることで、村の魅力を再発見しながらも世界に視野を広げ、こどもたちが広い視野と自信を持って「自ら未来を選び取る力」を育むことを目指します。

2. 地域全体でこどもを育み、多様な進路を支える「キャリア形成」を目指す

村民アンケートで課題となった「仕事の選択肢」を地域社会との連携で補い、こどもたちが自身の可能性を早期から意識できるキャリア教育⁹の充実を目指します。

学校・家庭・地域が一体となってこどもを支える仕組みを整え、多様な挑戦を応援する政策を推進します。

3. 若い世代が誇りを持って「帰り、住み続けられる」好循環を目指す

「村への愛着」を確かな定着につなげるため、進学や就職後も「また赤井川村で暮らしたい」と思える心理的・物理的な条件整備を目指します。

魅力的な子育て環境と住まい・仕事の確保を連動させ、活気ある社会構造への転換を目指します。

●村民アンケート

- ・ 進路選択肢が十分ある：15.2%
- ・ やりたい仕事を見つけやすい：5.4%
- ・ 村への愛着：62.1%（若者の回帰可能性の基盤）

●村民意見

- ・ 中学校の複式化リスク
- ・ こどもが地域で育つ機会の拡大
- ・ 若者が戻りたくなる魅力づくりの必要性

●構造的課題

- ・ 2040年に向け総人口は約20～25%減
- ・ 生産年齢人口の大幅減少
- ・ 出生数の減少、転出超過の継続

8 ICT (Information and Communication Technology) :

インターネットやタブレットなどの情報通信技術の総称。教育や農業など幅広い分野で活用されます。政府は「GIGAスクール構想」や「スマート農業」などにより、誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる社会を目指しています。

9 キャリア教育:

一人一人が社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育む教育のこと。単なる職業紹介ではなく、勤労観や職業観を養います。文部科学省は、変化の激しい社会を生き抜く力を育てるため、学校活動全体を通じた体系的なキャリア教育の推進を求めています。

政策の柱4 美しい風景を守る、活かす

赤井川村の象徴である豊かな自然や農村風景を、村の持続可能性を支える「基盤資本」として位置づけます。限られた行政リソースを効果的に投入し、風景を守る「保全」と、それを価値に変える「活用」を両立させることで、誇りあるむらづくりと強固な「基盤資本」の構築を目指します。

1. 景観を「守り、育てる」ための適正な土地利用と管理を目指す

赤井川村ならではの美しい風景を未来へ引き継ぐため、景観保全や農地・森林の維持管理に向けた取り組みや時代に即したルールの見直しによって土地利用の最適化を目指します。

自然と暮らしが調和する環境を継続的に整えることで、村民が「暮らす誇り」を感じ、村のアイデンティティが守られる基盤の確立を目指します。

2. 地域の資産を「価値に変える」戦略的な情報発信を目指す

美しい景観を、観光や教育、文化活動へと戦略的に結びつけ、村の魅力として広く発信することを目指します。

農村風景が「訪れたくなる理由」となり、新たな交流や経済価値を生み出す仕組みを整えることで、環境保全が地域経済の活力へと還元される好循環の創出を目指します。

●村民アンケート

- ・ 自然環境の評価が高い（自然 83.9%、景観 65.7%）

●構造的課題

- ・ 耕作放棄地の拡大、担い手減少
- ・ 自然エネルギーによる発電施設の普及・開発
- ・ 周辺地域での違法伐採、無許可開発

5 政策を進める上での指針

指針1 村民との協働と多様な主体の参画による政策推進

人口減少や行政資源の制約が進む中、行政が単独で施策を企画・実施することには限界があります。

本計画では、行政がすべてを担うのではなく、村民や地域団体と協働し、地域の知恵や経験を活かした政策推進を基本とします。

あわせて、民間事業者や大学・研究機関など、多様な主体の連携・参画のもと、地域に根ざした実効性の高い施策展開を図ります。

指針2 広域連携・官民学連携による持続可能な施策展開

医療、衛生、交通、観光、産業、教育、福祉など、各分野において村単独では対応が難しい施策については、近隣自治体との広域連携を引き続き活用することや新たな施策への展開を進めるとともに、民間事業者や大学等との官民学連携を積極的に活用します。

外部の知見やノウハウを取り入れることで、限られた資源の中でも持続可能で効果的な施策の展開を目指します。

指針3 デジタル技術の活用による効率的で開かれた行政運営

人員や財源に制約がある中でも、行政サービスの質を維持・向上させるため、デジタル技術の活用を進めます。

行政事務の効率化や情報共有の高度化、住民サービスの利便性向上を図るとともに、データに基づく状況把握や施策改善を通じて、開かれた行政運営を実現します。

第五期赤井川村総合計画の構成

強み・課題

- 【強み】
- 農村風景、気候、気象現象が形成する赤井川村らしさ
 - 小規模ゆえのコミュニティの近さと安心感
 - 都市近郊でありながら自然と共存できる地理的メリット
- 【課題】
- 人口減少と若い世代の流出
 - 産業の担い手不足と地域経済の弱さ
 - 交通・住まい・医療など生活基盤の脆弱性

将来像

自然とともに暮らし、人とつながり、
美しく穏やかな村

赤井川村人口ビジョン 目標（日本人）人口：950人程度

将来像実現のための計画体系（前期基本計画）

政策の柱 1 人のつながりを広げ、 価値を育む	政策の柱 2 穏やかでやさしい あかいがわの暮らし	政策の柱 3 未来と世界が 広がる教育	政策の柱 4 美しい風景を 守る、活かす	政策を進める上での 指針に基づく 行政運営
1-1 農林業 1-2 観光業 1-3 商工業・新産業 1-4 ふるさと納税・ つながり強化 1-5 移住・定住	2-1 コミュニティ 2-2 健康・予防 2-3 地域福祉・共助 2-4 こども・子育て 2-5 高齢者福祉・介護 2-6 障がい・共生社会 2-7 医療保険・年金・ 生活保障 2-8 消防・防災 2-9 防犯・交通安全 2-10 男女共同参画	3-1 学校教育 3-2 社会教育 3-3 スポーツ 3-4 文化芸術 3-5 国際交流・国際化	4-1 環境保全・景観 4-2 エネルギー 4-3 循環型社会 4-4 上・下水道 4-5 土地利用 4-6 道路・公共交通	5-1 行政のDX推進 5-2 財政基盤の強化と 効率的運営 5-3 広域行政と行政改 革の推進 5-4 広報・住民サービ ス向上

赤井川村総合戦略

重点戦略 1

情報環境の整備、デジタル化による効率的な行政運営の実現

重点戦略 2

若い世代が学び・働き・暮らし続ける環境づくり

重点戦略 3

自然資源の活用とGX推進による持続可能な地域づくり

重点戦略 4

デジタル活用による暮らしと行政サービスの革新

重点戦略 5

広域連携・官民連携による村の外に広がる力の創出

第4節 基本計画（前期基本計画）

基本計画の体系

赤井川村の将来像「自然とともに暮らし、人とつながり、美しく穏やかな村」を実現するため、この基本計画では4つの政策の柱（方針）と政策を進める上での指針に基づき、総合的な取り組みを進めていきます。

政策の柱は、本村が有する地域資源の強みと、人口減少や担い手不足などの構造的課題に正面から向き合うために設定したものです。

さらに、政策の柱を実現するための施策体系として、産業、コミュニティ、教育、生活基盤、環境など多様な分野を関連づけ、部局横断で効果を高める取り組みを展開します。これにより、「定住人口の安定化・若者定住」「付加価値向上・広域経済」「ウェルビーイング（住民幸福度）の向上」をバランスよく推進し、持続可能な赤井川村の実現を目指します。

政策の柱 1 人のつながりを広げ、価値を育む

本村の特性を鑑みると規模の経済よりも、小さいながらも高付加価値を追求し、その魅力を経済につなげていくことが求められます。

農業に加え、赤井川村を訪れる観光客や札幌・小樽圏からの交流客、さらには関係人口の広がりによって、経済・働き手・ライトファン層を厚くしていくことが重要です。そのためにも、①地域の魅力を磨き育てること、②それを戦略的に発信していくことが、今後強化すべき大きなポイントとなります。

分野（施策項目）

- 1-1 農林業
- 1-2 観光業
- 1-3 商工業・新産業
- 1-4 ふるさと納税・つながり強化
- 1-5 移住・定住



1-1 農林業

【現状と課題】

わが国が食料自給率目標（令和 12 年度：45%）の達成に向けた取り組みを進める中、本村においても基幹産業である農業をいかに持続、発展させ、次世代へつなげていくかが大きな岐路に立たされています。

本村は、カルデラ特有の気候や整備済みの畑地かんがい施設を活かし、さまざまな品目の作付けが展開されてきました。しかし、高齢化や担い手不足等の影響により、かつての優良な農地の耕作放棄地化が進んでいます。これに対し、令和 2 年度より「耕作放棄地解消モデル事業」を試験的に実施し、令和 7 年度からは「耕作放棄地解消事業」として取り組みを進め、農地の復元を通じて現役農業者の規模拡大を支援しています。また、現在進めている道営農地基盤整備事業は令和 9 年度に完了予定ですが、落合ダムをはじめとする畑地かんがい施設の老朽化対策や機能診断調査など、生産基盤を安定的に維持していくための取り組みも継続して必要となっています。

本村の農産物は JA 等の販売組織を通じた市場出荷のほか、農業者個々による卸売業者や消費者への直接販売など多様な販売形態となっており、村独自のブランド形成には至っておりません。村全体で一定の品質基準や品目をまとめることは容易ではなく、品質や需要の高い作物、加工品等を活用し本村農産物全体のネームバリュー底上げに取り組む必要があります。

近年、1～2年に1人程度のペースで新規就農者が参入していますが、今後 10 年間で予想される離農者の増加を補うには、さらなる新規就農者等の確保が課題です。後継者対策は、学卒・Uターン等により就農した後継者、村の研修制度により参入した新規就農者は村農業の中核を担う世代となっていますが、今後も深刻化する担い手不足対策として、後継者等の安定就農に繋がる必要な受入体制・環境の整備が課題となっています。

有害鳥獣による被害は年々深刻化しています。平成 28 年から電気柵の補助を継続しており、多くの農業者が導入していますが、エゾシカ等の増加数が駆除数を上回っており、被害に歯止めがかかっていない状況です。特に南瓜などは、電気柵なしでは作付け自体が困難な状況にあります。有害鳥獣駆除隊については、近年若手ハンターが加入し体制は整いつつありますが、本業との兼ね合いにより活動時間には限りがあることから、駆除活動の省力化・効率化を図る取り組みを進めます。

また、エゾシカの捕獲数増加に伴い、処分残渣の発生量増加も課題となっています。効率的な処分方法や新たな地域特産品としてジビエ¹⁰へ利活用することを検討し、残渣の減容化や有効利用する取り組みが求められています。

10 ジビエ：

狩猟で捕獲された野生鳥獣（シカ等）の食肉を指すフランス語。農作物被害対策で捕獲された鳥獣を地域資源として活用する取り組みです。

森林整備については、森林財産の適正管理を計画的に進めていくとともに、官民連携による育樹・木育活動、路網整備を通じて多面的機能を有する森林の保全と活用を進め、森林への愛着を醸成しつつ、森林資源の持続的活用と地域内経済循環の仕組みづくりの必要があります。

このような状況を踏まえ、今後は「赤井川村農業振興計画」を軸に、「農業生産基盤の充実」「強い農業づくりの推進」「後継者・新規就農者対策未来の担い手育成」「森林整備の推進」の4つの主要施策を一体的に推進し、多面的な支援を通じて、赤井川村の豊かな農林業を守り育てます。

1-1-1 農業生産基盤の充実（基盤）

【重点項目】

- 耕作放棄地の解消や、スマート農業¹¹推進の推進、各種農業振興対策事業の実施により、地域農業者の経営基盤の強化と安定化を図ります。
- 土づくりを基本に、環境に配慮した農業の展開と消費者に対する食の安心・安全の取り組みを強化します。
- 基幹水利施設の国営造成施設である落合ダム、幹線用水路については、国が行う機能診断調査の結果を踏まえ、中長期的な更新事業に向けての検討及び事業化を進め、農業用水の安定・供給に努めます。また、ファームポンド施設の更新や畑地かんがい施設（リールマシン等）の補修を行います。
- 道営幹線・支援用水路については、補助事業による機能診断調査事業を実施し、部分的な更新を計画します。
- 農業被害が深刻化している有害鳥獣は、ジビエとして地域活性化に繋がる検討を進めます。

1-1-2 強い農業づくりの推進（発展）

【重点項目】

- 高付加価値化・6次産業化、ブランド・認証・マーケティング¹²の取り組みを推進します。
- 都市近郊の立地優位性を活かしながら、消費者との交流や都市部にはない農泊・農業体験を経済循環に有効活用していきます。
- 農畜産物の販路戦略（販路マッチング¹³など）の展開、地産地消に寄与する域内流通の継続展開を進め、生産者組織を支援し、活性化を図ります。
- 経営の拡大・向上を図るため、雇用対策に取り組めます。

11 スマート農業：

ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業のこと。

12 マーケティング：

誰に、どのような価値（商品・サービス）を、どのように提供するかを戦略的に組み立てる活動。

13 マッチング：

需要と供給、移住希望者と地域など、双方の条件が合うもの同士を結びつけること。

1-1-3 後継者・新規就農者対策（未来志向）

【重点項目】

- 後継者や新規就農者の育成・確保に向け、各種支援制度の充実を図るとともに、優良農地の維持・確保、住宅等の受入環境の整備に向けた取り組みを推進します。
- 村の農業を体験できる場の創出等を支援し、活用を推進します。
- 多様な就農の在り方も考慮した新規就農者誘致方法を検討・実施します。

1-1-4 森林管理・地域材の利用促進

【重点項目】

- 国との間で締結した「赤井川地域森林整備推進協定」に基づき、村有林の整備を計画的に進めます。
- 新築住宅や公共建築物への木造・木質化の導入を推進し、森林資源の持続的な活用と域内経済の循環を目指します。
- カルデラの森の整備、官民連携での育樹活動・木育活動や登山道整備など、多面的機能を持つ森林資源の保全と活用を図り、ふるさとの原風景を守っていきます。
- 森林環境譲与税の活用による、林業の振興に取り組みます。



1-2 観光業

【現状と課題】

観光・リゾート産業は、地域経済の発展のみならず、新たな人の流れを生み出し、交流人口や関係人口の増加に結びつく地域活性化の要です。しかし、社会経済情勢により影響を受けやすい産業分野です。

本村は農業と並び、観光・リゾートを基幹産業として歩んできました。世界屈指の雪質を誇る「キロロリゾート」を中心に、冬季の来訪者はインバウンドを中心に増加傾向にあります。また、グリーンシーズンにおいても、「道の駅あかいがわ」、「赤井川カルデラ温泉」、さらには「日本で最も美しい村」連合の加盟自治体としての優れた景観、秋に開催する「まるっとカルデラ農村フェス」でのPRなど、多彩な魅力にあふれており、観光地域づくり法人（DMO）も設立され、村内観光事業の推進組織として期待されています。

しかし、課題となっているのは、依然として目的地を持たずに村を通り過ぎてしまう「通過型」の観光客の取り込みです。村内には魅力的な観光資源があるにも関わらず、PR不足や地場産品の認知度が低く、それを受け止める飲食店や宿泊施設などの「受け皿」が十分ではないため、観光消費の多くが村外へ流出している構造があります。村内で消費が完結しない現状は、地域経済への波及効果を限定的なものにしており、観光客の増加をいかに村内の実益に結びつけるかが課題となっています。

解散した観光協会の活動は、商工会・DMO・村が担い、近隣市町村や関係団体との広域的な連携を図り、村全体の知名度を底上げしていく必要があります。キロロリゾートと村内の各スポットを有機的に結びつけることで、村を訪れること自体を目的とする「目的地型観光」へのシフトを加速させていくことが求められています。

観光消費を地域内で循環させるためには、農業の村としての特性を活かし、農産物や加工品を観光と掛け合わせた新たなビジネスモデルの構築が必要です。美しい景観づくりを推進し、国内外の観光客が「また来たい」と思える仕組みを検討する必要があります。

これらの課題に対し、今後は「観光認知度・広域連携の向上」および「観光消費の拡大と地域循環」を主要施策の柱として掲げ、令和7年に導入した宿泊税も財源に、活力ある観光地づくりを推進しています。

1-2-1 観光認知度・広域連携の向上

【重点項目】

- 観光資源の魅力を高める施策の充実を図ります。
- 農業体験などを軸とした農泊事業や広域観光の推進などにより、地域内で消費が循環する仕組みを強化していきます。
- SNSなどを活用した観光認知度の向上に努めます。
- 後志観光連盟、北後志観光連絡協議会との連携、赤井川村を中心に後志地域全体の観光を・有機的につなぐ活動を推進する村 DMO を側面支援します。

1-2-2 観光消費の拡大と地域循環

【重点項目】

- 農業×観光での体験型プログラムの広報戦略、村資源を活用した消費型観光プログラムを推進します。
- インバウンドに対応した受け入れ体制確保に向けて民間投資の促進に寄与します。
- 官民連携による既存観光拠点のブラッシュアップを行い赤井川村が目的地となる発信を促進します。
- 村 DMO 等を中心に観光の高付加価値化に取り組み、マーケティングの充実・強化を図ります。



1-3 商工業・新産業

【現状と課題】

地域経済を支える商工業は、村民の日常生活に欠かせないサービスを提供する役割を担っています。しかし、ネットショッピングの普及や近隣大型店舗の影響、さらには近年の景気動向の変化により、地域商業の機能低下が加速しています。

現在、本村の商工会会員数の増加は見られるものの依然として少なく、特に小売店については1店舗のみという危機的な状況にあります。村民アンケートにおいても、「買い物」が最も多い改善項目として挙げられており、地域サービスの維持が困難になっている領域があることは明白です。この状況は単なる経済的な衰退に留まらず、村民の生活基盤や福祉にまで深刻な影響を及ぼしています。

また、一部事業者では、新商品の開発が進められていますが、その多くが村外で製造されているのが現状です。村内で生産・製造・販売という経済の循環を生み出す力が脆弱であり、地域性に即した商工業の維持・存続、そして村内産の資源を活用した事業展開が求められています。

一方で、本村には新たな産業の柱となりうる大きな可能性があります。現在進められている地熱開発調査は、将来的に本村の基幹産業の一つに発展する可能性を秘めています。このポテンシャルを最大限に活かすため、事業者と密に連携し、エネルギー供給のみならず地域経済への波及効果を見据えた取り組みが必要です。

厳しい経営環境にある既存事業者を支援し、経営の安定化を図ることは急務です。同時に、現在空白となっているサービスや小売機能を補完するため、新規参入や起業への支援も重要な取り組みであり、小規模な事業であっても、「小さなチャレンジ」を積み重ねることで、村に新たな活力を生み出す仕組みづくりが必要です。

これらの状況を踏まえ、今後は「商工業の基盤強化と経営安定化の支援」および「小さなチャレンジの促進」を主要施策として掲げ、既存の事業を守りつつ、地熱エネルギーなどの新産業の可能性を追求し、村民が安心して暮らし続けられる、活力ある地域経済の構築を目指します。

1-3-1 小さなチャレンジの促進

【重点項目】

- 地域おこし協力隊員や村内で起業する方の事業参入支援を通じ、地域課題をビジネスに替える「小さな挑戦」を後押しすることで地域に根差した事業の持続化と、移住・定住にもつながる流れの形成を目指します。
- 国の地方創生事業による人材活用と育成に取り組み、起業者と村内外事業者による新たなビジネスモデルに対する支援を行います。
- まちづくり法人と連携した地域産業の担い手確保に取り組みます。
- 山村活性化支援センターを拠点として、札幌市に近い立地優位性を活かした企業誘致マッチングを進め、新たな事業と雇用の創出への取り組みを進めます。

1-3-2 商工業の基盤強化と経営安定化の支援

【重点項目】

- 商工会への支援継続や国や道の融資・支援制度の活用を通じて事業者の経営安定化を後押しします。
- 事業者の経営基盤強化につながる政策展開を進めます。



1-4 ふるさと納税・つながり強化

【現状と課題】

ふるさと納税は、寄附金として村の収入を直接的に増加させる貴重な財源であるとともに、返礼品等を通じて村の魅力を全国に発信する有効な手段です。

本村のふるさと納税は、単なる寄附の受領に留まらず、地域の特産品や豊かな観光資源を通じて寄附者にむらづくりへの思いに共感頂くことを目指しています。寄附者が返礼品を手にした際に、赤井川村の自然や生産者の思いといった「物語」を感じることで、地域への帰属感や愛着が育まれます。こうしたプロセスを通じて、一過性の寄附者だけではなく、中長期的に村を応援してくれる「ファン層」を確立していくことが、地域振興の鍵となります。

現在、農業分野では高品質な農産物が生産され、観光分野では冬季を中心に多くの来訪者が訪れています。これらの強みをふるさと納税の返礼品や体験メニューに反映させることで、地域経済の持続的な成長を促すことができます。

一方で、これまでの課題でも触れた通り、村に根差した特色ある商品の開発や、赤井川村というネームバリューの認知度向上にはまだ伸び代があります。寄附者との絆を深めるためには、より「赤井川村らしさ」を感じられる魅力的な商品・サービスの拡充が求められています。

寄せられた寄附金は、子育て・教育環境の整備や、基幹産業である農業の維持・発展など、村が抱える課題の解決に役立てられます。寄附金の用途を明確に示し、その成果を寄附者にフィードバックすることで、さらなる信頼と応援を呼び込む好循環を生み出す必要があります。

今後、より多くの共感を得るためには、返礼品の質とラインナップ拡充だけでなく、課題となっているポータルサイトでの情報発信やプロモーション¹⁴を強化しなければなりません。地域資源を最大限に活用し、寄附者との「つながり」と「地域活性化」の双方に結びつけていく戦略的な視点が重要です。

これらの状況を踏まえ、今後は「ふるさと納税の拡充と活用」を主要施策として掲げ、新たな官民連携によるふるさと納税を村の「関係人口」を創出する柱の一つと位置づけ、寄附者との絆を深めながら、持続可能なむらづくりを推進します。

1-4-1 ふるさと納税の拡充と活用

【重点項目】

- ・村の特色を活かした返礼品の内容の拡充を進めます。
- ・ポータルサイトの拡充及びプロモーション活動の強化を推進します。
- ・まちづくり法人と連携した寄附者との交流機会を促進します。

14 プロモーション：

地域の魅力や産品を広く伝え、観光客誘致や購買意欲を高めるための宣伝・販売促進活動。

1-5 移住・定住

【現状と課題】

安全で安心な住環境は、暮らしの基盤であり、移住や定住を促進するための重要な要素です。しかし本村においては、住まいの選択肢の少なさが課題となっています。

本村の住宅事情は、民間のアパート等が少ないため、公営住宅が大きな役割を担ってきました。しかし、既存の住宅は現在の多様な世帯構成やニーズと必ずしも合致していません。公営住宅は平成 29 年度以降、建て替え事業が一時停止されています。今後は社会環境の変化や定住者の動向を見据えて、住宅の「量的確保」と「質的向上」を両立させた計画的な整備が求められています。

一方、平成 28 年より定住人口の増加促進を目的に移住・定住支援事業を展開し、戸建てや民間事業者の共同住宅への移住定住支援を行ってきました。しかし、働く場があっても「住む場所がない」ために移住を断念するケースが発生しており、住宅確保が定住促進に向けた課題となっています。

村内の空き家情報については、固定資産税の納税通知時に空き家バンクへの登録を呼びかけるなど周知に努めていますが、現在空き家バンクへの登録物件はゼロという状況が続いています。

また、新たに住宅を建てるための土地に関しても、農地法等の規制や、水道・下水道といった生活基盤の整備状況により、宅地として活用できる土地が少ないのが現状です。建物や土地を探している移住希望者等に対し、相談体制や情報提供をいかに充実させていくかが課題となっています。

本村は札幌近郊という「都心に近い田舎」という特性を持っています。この利点を活かし、移住者を掘り起こすためのプロモーションを積極的に展開する必要があります。そのためには、多様な世代の生活ニーズに合わせた住宅の確保と、戦略的な広報活動をセットで推進していくことが必要です。

これらの状況を踏まえ、今後は「移住・定住の促進」および「住宅の整備」を主要施策の柱として掲げます。空き家情報の集約や相談体制の強化、そしてニーズに合致した住宅の整備などを一体的に進めることで、「住みたくても住めない」現状を解消し、選ばれるむらづくりを推進します。

1-5-1 移住・定住の促進

【重点項目】

- 移住者の新築住宅等の建設に対する助言や空き家状況の把握・有効活用を通じて就農、田舎暮らしなど、移住を希望する方への移住相談体制の充実を目指します。
- 移住希望者の新築住宅等に対して、新たな移住定住支援事業を検討します。
- 移住希望者の掘り起しや関係人口の拡大に向け、SNSの活用や都市圏での移住イベント・相談会などの様々な媒体や機会を活用し、本村の特性を生かしたプロモーション活動を積極的に展開します。

1-5-2 住宅の整備

【重点項目】

- 既存公営住宅の改修計画による長寿命化を推進します。
- 公営住宅改修計画に沿った長寿命化の推進をもって、安心して暮らせる住環境の維持を目指します。
- 多様なニーズに対応した住宅の整備を推進します。



政策の柱 2 穏やかでやさしいあかがわの暮らし

地域住民が穏やかに暮らせる環境を作り、さまざまなバックグラウンドを持つ村民同士が互いに理解し合える機会を増やすことを目指します。コミュニティ活動の支援や健康・福祉の充実を進め、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現します。

また、高齢者や子育て世代、障がい者に対する支援体制を強化し、村民同士が支え合う地域共生型社会を目指します。

分野（施策項目）

- 2-1 コミュニティ
- 2-2 健康・予防
- 2-3 地域福祉・共助
- 2-4 こども・子育て
- 2-5 高齢者福祉・介護
- 2-6 障がい・共生社会
- 2-7 医療保険・年金・生活保障
- 2-8 消防・防災
- 2-9 防犯・交通安全
- 2-10 男女共同参画



2-1 コミュニティ

【現状と課題】

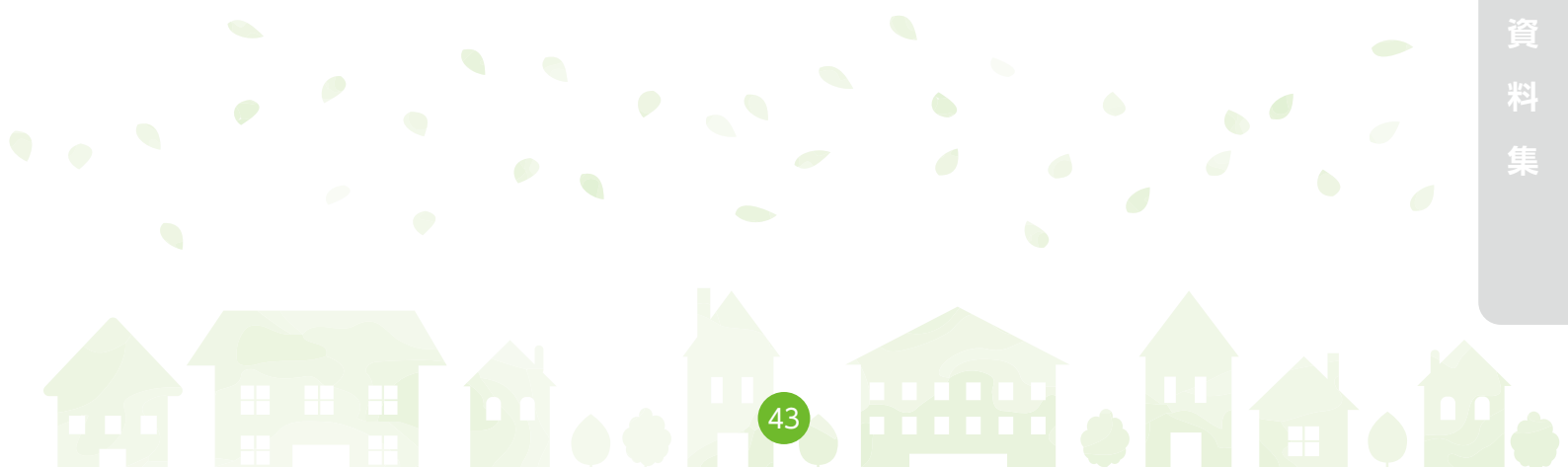
少子高齢化や人口減少が進み、全国的にコミュニティの弱体化が懸念される中、災害時や日常の支え合いにおける地域組織の重要性はますます高まっています。本村においても、村民同士の連帯感を維持し、将来にわたって住みよい地域を形成していくことが重要です。

本村は人口規模が小さいため、村民同士の「顔の見える関係」が維持されており、日常的な助け合いや見守りが行われている点は大きな強みです。一方で、近年は移住者及び外国人住民と既存住民の交流や、若者世代への情報伝達が十分ではないといった現代的な課題も見られます。

また、リゾートスタッフの増加によって冬期間における外国人住民が増加するという地域特性や移住・定住施策によって新たな住民が増える中で、地域の伝統的な絆を大切にしつつ、多様な世代や価値観を受け入れ、活発な交流を促す仕組みづくりが求められています。

村内には15区の自治組織がありますが、高齢化によりコミュニティ活動を支える世代が減少し、組織の維持が難しくなっています。また、活動負担の重さなどが一因となり、地域ぐるみの活動参画が困難になっている組織もあります。行政と地域がこれまで以上に連携し、コミュニティ機能を維持していくことが求められます。また、活動の拠点となる施設についても老朽化が進んでおり、修繕や改修による長寿命化が必要です。今後は利用状況を鑑み、統廃合を含む効率的な利用方法を検討していく時期に来ています。

これらの状況を踏まえ、今後は「コミュニティ活動と団体支援の強化」「コミュニティ施設の維持・管理」、そして「多様な分野での参画・協働の推進」を主要施策の柱として掲げ、強みである村民同士の信頼関係を基盤としつつ、時代に即した新たな連携の形を模索し、誰もが主体的に関われる持続可能な地域づくりを目指します。



2-1-1 コミュニティ活動と団体支援の強化

【重点項目】

- 情報提供や啓発活動を行い、コミュニティ活動の活発化に繋がる支援を継続します。
- 増加する海外からの滞在・移住者と防災・避難などの連携を図り、非常の事態にも共助しあえる関係を構築していきます。
- 地域住民同士が主体的に活動する趣味や学びの場の活動づくりを側面支援し、持続的な「通いの場づくり」や「居場所づくり」に関するサポート体制を構築します。
- 将来にわたって持続可能なコミュニティを形成するため、地域住民主導による区会組織の在り方を検討します。

2-1-2 コミュニティ施設の維持・管理

【重点項目】

- 地域活動が継続的に行えるよう、拠点となるコミュニティ施設の在り方について、協議検討します。
- 活動の拠点となるコミュニティ施設について、老朽化の状況等を勘案し、必要に応じて修繕・改修を行い、長寿命化を図ります。
- 区会が維持管理する集会施設に対する、修繕又は解体に要する費用助成のあり方について検討を行います。

2-1-3 多様な分野での参画・協働の推進

【重点項目】

- 文化行事やイベントへの村民の参画を促進し、村民とともに地域の発展に貢献する協働を進めます。
- 区会活動において、民間企業や各種団体との連携強化を支援します。



2-2 健康・予防

【現状と課題】

本村ではこれまで、健康支援センターを拠点に生涯を通じた切れ目のない支援を目標として、各種保健事業を通じた健康づくりの取り組みを行ってきました。

現役世代が急減し、高齢者数が増加するという人口構造が大きく変化する現在、持続可能な社会保障制度に向けて、医療費や介護費の増加を抑制し、健康寿命の延伸を図ることは喫緊の課題です。本村の死亡原因は、がんや心疾患等生活習慣病を原因とする疾患が多く、生活習慣病の重症化や合併症により、フレイル¹⁵状態となり、要介護状態となる人が増えています。そのため、今後は食事や運動等、適切な生活習慣について普及啓発し、健診受診率を向上させ保健指導の機会を確保することにより、生活習慣病の発症及び重症化予防を推進していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経て、ひとたび新興感染症が発生した際には、村民の生命や健康、生活及び社会活動に大きな影響があること、さらに感染が拡大し患者の発生が一定期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことが明らかになりました。そのことを念頭に置き、平時からの備えや危機管理体制を整備し、感染症予防や予防接種を推進していくことが必要です。

そして、現在全国的に自殺者数は横ばいであるものの、こどもの自殺者数は増加し、うつ病等のメンタルヘルス¹⁶不調者が増加する等、社会的な問題となっています。こどもから高齢者まで、村民が孤立することなく、心身ともに健やかに暮らせるためのこころの健康づくりを推進していくことが必要です。

さらに近年、歯や口腔の健康が全身の健康に関係していることが明らかになっています。本村は北海道内で唯一歯科診療所がないため、歯の喪失の主要原因であるう歯や歯周病について、幼少期から普及啓発し、定期的な歯科健診や適切なセルフケアを推進していく必要があります。

本村の医療提供体制は、村立診療所1箇所のみとなっており、この医療体制を維持することは、極めて重要です。今後は、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症予防などの予防接種の着実な実施に加え、村外の高度医療機関や救急体制との連携をより一層強化することや、村内においても医療、介護、福祉の連携をより一層深めていく必要があります。限られた医療資源の中で、多様な医療ニーズにどのように対応していくか、持続可能な医療提供体制のあり方を検討し続けることが必要です。

15 フレイル：

加齢に伴い筋力や心身の活力が低下し、要介護の手前にある虚弱な状態。

16 メンタルヘルス：

心の健康状態のこと。ストレス社会において、うつ病などの精神疾患の予防や、心身ともに健やかに生活するために重要です。

これらの状況を踏まえ、今後は「生活習慣病予防の推進」「感染症予防と予防接種の推進」「こころの健康づくり」「歯と口腔の健康づくり」、そして「地域医療体制の持続」を主要施策の柱として掲げます。村民一人ひとりの自主的な健康づくりを促しながら、安心して医療を受けられる環境を維持し、健康で活力あるむらづくりを推進します。

2-2-1 生活習慣病予防の推進

【重点項目】

- 村民が受診しやすい健診体制を整備します。
- こどもから高齢者まで、対象に応じた個別の保健指導や、健康教育の充実に努めます。
- 小児期の健診や健康教育実施のために、保育所や学校等関係機関と課題を共有します。

2-2-2 感染症予防と予防接種の推進

【重点項目】

- 感染症に対する予防及びまん延防止対策を推進します。
- 感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 新興感染症が発生した場合は新型インフルエンザ等行動計画に基づき、まん延防止対策に努めます。

2-2-3 こころの健康づくり

【重点項目】

- 睡眠や休養を確保することを重要視し、ストレス要因の軽減や対応方法を村民自身が身に着け、こころの健康の保持増進を図ります。
- 心に悩みを抱えた村民が相談できる場を確保し、関係機関連携により支援を充実していきます。
- 関係機関連携により相談支援体制を充実します。
- 自殺対策のみならずこころの健康づくりや精神疾患、発達障害等に対する知識の普及啓発に努めます。

2-2-4 歯と口腔の健康づくり

【重点項目】

- 各ライフステージ¹⁷に応じた適切な口腔ケアを行い、必要な治療を受け、食べる楽しみがいつまでも続く生活の実現を目指します。
- 乳幼児から高齢者の歯科保健事業を整備します。(知識の普及啓発、健診体制)

17 ライフステージ：

乳幼児期、青年期、高齢期など、人の生涯を成長や生活の変化に応じて分けた段階のこと。それぞれの段階で直面する健康課題や生活課題が異なるため、国や自治体は各ステージの特性に応じた切れ目のない健康づくりや支援策を展開しています。

2-2-5 地域医療体制の持続

【重点項目】

- 無医村地区を回避し、村民生活の安心と安全を確保するため、村立診療所の持続的運営を基盤に、村民の生活習慣病予防や健康づくりに寄与する診療所運営を推進します。
- 周産期・救急医療に関して、近隣医療機関との連携を強め、住み慣れた地域で暮らし続けられるような地域医療体制づくりを目指します。
- 村民の疾病予防にも資する診療所となるよう、地域唯一の医療機関の新たな役割として、かかりつけ医療機関として住民健診が実施できる体制を検討します。
- 将来的な人口減少と周辺地域における医療機関の縮小・減少を踏まえ、今後の地域医療体制のあり方について検討していきます。

2-3 地域福祉・共助

【現状と課題】

本村では、社会福祉協議会や民生委員、ボランティア等が地域に密着した活動を展開していますが、少子高齢化の進行や高齢者間介護、社会的孤立等複合する様々な要因により、支援を必要とする高齢者や障がい者等の増加が見込まれています。一方で、ボランティアの高齢化や福祉活動の担い手不足が課題です。地域に住むすべての人が共に支え合いながら暮らし続けられる地域共生社会の実現が必要不可欠です。

また、社会環境の変化や近年の物価高騰等の影響により、全国的に低所得世帯や生活困窮者が増加傾向にあります。本村においても、関係機関と密に連携し、生活実態の的確な把握に努め、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の適切な案内、さらには各種資金貸付制度の紹介など、一人ひとりの状況に合わせた「自立」への助言・指導を継続し、誰一人として取り残さない相談支援体制を強化していくことが不可欠です。

2-3-1 地域福祉推進のための環境づくり

【重点項目】

- 重層的役割を果たす既存の会議体や協議会を活用し、地域福祉を推進できる体制を構築します。
- 公的支援と並行して、幅広い社会参加場面の拡充を図ることで、地域全体が自己決定や自己実現を図れる状態を目指します。
- 関係機関が継続して連携し、地域ケア会議や民生委員児童委員協議会、協議体などを活用しながら地域課題に対応しつつも、住民活動の支援や各種既存事業のメニュー充実、分野横断的な活動の連携場を増やすことで、自助、共助、互助、公助それぞれを增強します。

2-3-2 情報提供と相談体制の充実

【重点項目】

- 相談窓口や情報提供体制を充実させることで、アウトリーチ¹⁸型の相談支援を強化し村民が適切な福祉サービスを選び安心して利用できる環境構築を目指します。
- 相談窓口の周知を継続して行いながら、アウトリーチによる課題把握及び地域アセスメント¹⁹を行うことのできるよう、研修機会の提供から質の向上に努めつつ、多職種協働を体現する専門職の育成を推進します。

18 アウトリーチ：

支援が必要な人が相談に来るのを待つのではなく、行政や支援員が地域や家庭に出向いて働きかけること。

19 アセスメント：

対象となる事柄を客観的に評価・分析すること。

2-4 こども・子育て

【現状と課題】

我が国では、出生数が年々減少し、人口減少に歯止めがかかっていません。本村もここ数年は年間出生数が5人前後と少子化がすすみ、そのほとんどが核家族であり、村外からの転入も多く、子育て家庭は孤立しやすい現状があります。

また、保護者がともに就労している割合が年々増加し、子育て世帯の就労形態が大きく変化し、乳幼児早期からの保育や就学期における放課後のこどもの居場所ニーズが高まっています。

本村では、これまでも「子ども子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭を支援してきましたが、さらに国では令和5年に「こども家庭庁」が設置され、「こども基本法」が施行され、このこども基本法ではこどもの権利を最優先に据えた政策をすすめることが示されました。こどもは、成長し大人になり、次世代へとつながる大切な存在です。多くの若い世代が望めば、安心して妊娠し、産み育てることができるように、母子手帳の交付から切れ目のない支援体制を強化する必要があります。

そして、本村で生まれたすべてのこどもは、保護者や養育者と安定したアタッチメント²⁰（愛着）を形成し、家庭・地域・社会という安心安全な環境のもとあらゆる経験を得ながら、育つことができるように支援を充実していくことが重要です。

さらに、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かに関わらず、どのような環境に生まれ育っても、また心身・社会的にどのような状況にあっても、こどもの多様性を尊重し包摂的に支援し、共生社会の実現を目指します。

これらの状況を踏まえ、今後は「母子保健の充実と切れ目のない子育て支援」「こどもと家庭のウェルビーイングを支える環境づくり」「多様なこどもを支える体制の整備」「こどもの健やかな育成と生活環境整備」を主要施策に掲げます。

2-4-1 母子保健の充実と切れ目ない子育て支援

【重点項目】

- ・母子手帳の交付から切れ目なく伴走型の支援を行い、こどもとの未来に希望を持ち、安心して妊娠・出産・子育てができる村を目指します。
- ・わかりやすく、利用しやすい母子保健事業の周知、利用方法を整備し、子育て支援に関する新規事業を構築します。
- ・こどもの健やかな発育発達と生活習慣の形成に向け、妊娠期からの健康相談、健康診査等の支援を充実させ、特別に支援が必要な乳幼児については、早期に適切に相談支援が受けられる体制を整備します。

20 アタッチメント：

乳幼児期に、特定の養育者との間に形成される情緒的な絆（愛着）のこと。

2-4-2 こどもと家庭のウェルビーイングを支える環境づくり

【重点項目】

- 生育過程に伴走できる子育てサービスの整備を通じて、あらゆる年代のこどもが過ごす各環境において「こどもの権利」が守られる地域を目指します。
- 保育においては、多様化する保育ニーズとこどもの多様性に適応した保育所の運営、こども誰でも通園制度や保育所一時預かりサービスの実施をはじめ、低年齢保育の実施について検討を加速します。
- 放課後児童対策はもとより、困難感を抱える児童に伴走した支援を提供するため、子ども第三の居場所（児童育成支援拠点）を運営し、こどもやその家庭に対する新たな支援の向上に努めます。
- あらゆる年代の地域住民や子育て支援を担う関係機関等が子育ての場への参画場面を持つことで、こどもが多様な大人を受け止め、次世代の像が育まれる環境づくりに努めます。

2-4-3 多様なこどもを支える体制の整備

【重点項目】

- こどもの生きづらさの予防的役割としての早期療育、相談体制の構築の充実に加え、セーフティネット²¹である児童虐待防止体制の維持を目指します
- 子育て家庭及びその支援者に対して、こどもの権利や発達療育に関する学習機会の提供及び機運づくりを進めます。
- こども家庭センターがこどもに関わる支援者の相談役となりながら、教育・保健・福祉等各機関がそれぞれの専門性を以てこども支援に参画できる基盤を構築します。
- 児童虐待発生時にも対応できる体制の維持、および要保護児童対策地域協議会の機能を以て、関係機関との連携体制を形骸化させない取り組みを行います。

2-4-4 こどもの健やかな育成と生活環境整備

【重点項目】

- こどもの安全・安心な生活環境を整え、遊び場や「第三の居場所」の整備、虐待防止、外国人児童への対応を含めて、多様なこどもの健やかな成長を支えます。
- こどもへの性的被害を未然に防ぐため、関係機関と体制構築を図ります。
- 生徒・児童及び幼児が減少する中、地域住民と協働した活動の実施を検討します。

21 セーフティネット：

網の目のように救済策を張り巡らせ、想定外の事態や困窮から人々を守る社会的・経済的な安全網のこと。

2-5 高齢者福祉・介護

【現状と課題】

本村の高齢化率は約31.3%に達しており、今後も上昇が続くことが予想されます。すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けられる環境を整えることは、これから2040年問題を迎える上で、今から準備をしておかなくてはならないものです。

これまで「高齢者保健福祉計画」に基づき、身体機能の維持や生きがいづくりを推進してきました。介護保険事業については、後志広域連合での運営により、効率化と関係町村間の円滑な調整が進んでおり、また、成年後見制度の活用など、判断能力が低下した高齢者の権利を守る体制も整備されてきました。今後は、これまでの成果を土台としつつ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をさらに推し進める必要があります。

また、高齢者が在宅で自立した生活を送るためには、村特有の生活課題への対応が必要です。特に冬期間の除雪体制の確保は、高齢世帯にとって問題であり、冬期における外出機会の確保をはじめ、安全な生活環境をいかに維持するかが問われています。また、単身高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、日常的な見守り活動や、通院・買い物に欠かせない移動手段（交通）の確保に対するニーズはますます高まっています。

住居については、既存の公営住宅が単身高齢者には広すぎるなど、住環境のミスマッチも顕在化しています。バリアフリー²²化された高齢者向け住宅の整備など、身体状況に合わせた「住まいの選択肢」の確保が必要です。同時に、単にケアを受けるだけでなく、高齢者が地域社会の担い手として活躍できる場を創出し、社会的な孤立を防ぐ「生きがいづくり」への支援も重要性を増しています。

さらに、介護を必要とする高齢者が一定数維持される見込みの中で、介護サービスの質を維持しつつ、持続可能な体制をいかに守るかが課題です。介護人材の確保や、家族介護者への支援も含め、地域全体で高齢者を支える「生活支援」の網の目をより細かく、確実なものにしていかなければなりません。

これらの状況を踏まえ、今後は「高齢者の生活支援と介護サービスの充実」を主要施策の柱として掲げます。広域連合や関係機関との連携を密にし、冬の除雪から日常の介護まで、きめ細かな支援を展開することで、誰もが安心して歳を重ねることができる村の実現を目指します。

22 バリアフリー：

高齢者や障がい者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。

2-5-1 高齢者の生活支援と介護サービスの充実

【重点項目】

- 介護保険サービスの安定提供に努め、医療、介護、保健、福祉、住宅等関係する多職種が連携し、その人らしさを支える生活支援が適切に提供される、地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- 保健事業による内部疾患等への早期アプローチ（健康寿命の延伸）と、心身状況に応じた高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を推進します。
- 地域ケア会議の個別課題から抽出した地域課題に対し、多職種連携、分野横断的に検討を進めるため、支援体制の質の向上に取り組みます。
- 地域包括支援センターを中心として、高齢者の相談窓口機能を充実させ、課題を早期発見することで、介護度重度化予防を図ります。
- 社会福祉協議会に委託する生活支援体制整備事業の新たな展開により、高齢者が受援者としてのみではなく援助者としての活躍の場、持ち合わせる技能や経験を発揮できる世代間交流の場づくりに努めます。
- シルバーハウジング等高齢者等の住居の必要性について検討を進めます。



2-6 障がい・共生社会

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの個性を尊重し、支え合いながら共に生きる社会の実現は、地域共生社会の根幹をなすものです。本村ではこれまで、北後志5町村による広域的な支援体制を軸に、障がい者の自立と社会参加を推進してきました。

本村では、後志圏域総合支援センター等との広域連携により、専門的な相談支援や福祉サービスの提供を行っています。特にこどもの障がいの早期発見については、乳幼児健診から母子通園センター、巡回児童相談に至るまで、切れ目のない相談・援護体制を整備し、支援を進めてきました。

近年、障がい者数の増加とともに、障がい福祉サービスの利用は増加しています。また、障がい者本人の高齢化に加え、「介護者（家族）の高齢化」も同時に進んでおり、家庭内でのケアが限界に達するリスクが高まっています。これら「ダブルケア²³」ともいえる状況に対し、入所施設やグループホーム等の住まいの確保、さらには緊急時の受け入れ体制など、在宅生活を支えるためのより多層的な支援が求められています。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労支援の充実や、社会参加を促すための環境整備が不可欠です。公共施設のバリアフリー化はもちろん、村民一人ひとりが障がいへの理解を深める「心のバリアフリー」を推進し、地域全体で多様な個性を包摂する土壌を育んでいく必要があります。

「障がい福祉計画」に基づき、一人ひとりのライフステージに応じたきめ細かなサービスを提供する必要があります。特に、学校卒業後の進路確保や、親亡き後の生活支援など、将来にわたる不安を解消するための持続可能な支援体制の構築が必要となっています。

これらの状況を踏まえ、今後は「障がい者福祉の充実」を主要施策として掲げます。広域的な専門支援と地域内外による温かな見守りを融合させ、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域の中で共に支え合い、自分らしく輝けるむらづくりを推進します。

また、障がいも含めた相談体制・サービスの利用環境整備、情報提供や居住・就労支援の体制を強化することで、障がいを理由とする差別がない包括的な社会（インクルーシブ²⁴）の構築が必要です。

23 ダブルケア：

子育てと親の介護を同時に担う状態のこと。

24 インクルーシブ：

「包摂的な」という意味。障がいの有無や年齢、国籍などの違いにかかわらず、誰もが排除されることなく共に学び、暮らす社会のあり方。

2-6-1 障がい者福祉の充実

【重点項目】

- 障がいを理由とする差別がない包括的な社会構築を目指し、他分野であっても、障がいも含めた相談体制、サービスの利用環境整備、情報提供や居住・就労支援の体制を強化します。
- 障がいに関する課題は多くが複合課題であることから、村内の窓口において把握した相談を、基幹相談支援センターにつなぐとともに、全域の課題においては北後志自立支援協議会を活用し、課題解決を図ります。
- 障がい児支援に関しては、放課後デイサービス等周辺市町への通所に関する支援を継続し、地域内での必要な相談援助体制の構築について検討を進めます。



2-7 医療保険・年金・生活保障

【現状と課題】

国民健康保険や国民年金などの社会保障制度は、病気やけが、高齢期や不測の事態に際して村民の生活を守る不可欠なセーフティネットです。しかし、少子高齢化の進展や社会情勢の変化により、制度の持続可能性の確保が大きな課題となっています。

国民健康保険制度は、地域医療の柱として大きな役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行に伴い、医療費は増大し続けています。本村においても、限られた財源の中で制度を安定的に運営していくことが求められています。これまでの「健康・医療」分野での予防施策とも連動し、医療費の適正化に努めるとともに、地域特性である外国人被保険者の増加による適正な資格管理や国民健康保険税の収納率向上を図り、公平で健全な制度運営を継続していく必要があります。また、後期高齢者医療制度についても、高齢者が安心して医療を受けられるよう、適正な運営と周知を徹底しなければなりません。

国民年金制度は、老後の所得保障のみならず、障がいや遺族への保障など、人生のあらゆるリスクに備える重要な制度です。しかし、制度に対する正しい理解が十分に浸透していない面も見受けられます。将来にわたって安心を届けるため、制度の仕組みや意義について、より丁寧で分かりやすい周知活動を展開し、加入者の信頼を高めていく必要があります。

社会環境の変化や近年の物価高騰等の影響により、全国的に低所得世帯や生活困窮者が増加傾向にあります。本村においても、関係機関と密に連携し、生活実態の的確な把握に努める必要があります。生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の適切な案内、さらには各種資金貸付制度の紹介など、一人ひとりの状況に合わせた「自立」への助言・指導を継続し、誰一人として取り残さない支援体制を維持していくことが不可欠です。

複雑化する社会制度の中で、必要な支援が必要な人に届くよう、相談窓口の利便性向上や情報提供の充実を図ります。制度の健全な運営と、生活に困窮する人々への温かな支援を両輪として進めることで、村全体の安心感を底上げしていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、今後は「医療保険制度の健全運営」および「年金制度の周知」を主要施策として掲げます。財政的な健全性を確保しつつ、村民が将来にわたって安心して暮らし続けられる、強固な社会保障体制の構築を推進します。

2-7-1 医療保険制度の健全運営

【重点項目】

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正運営を通じ、健診受診率の向上や滞納整理を進め、安定的な制度運営を図ります。
- 医療費の抑制に向け、特定健診の普及・啓発・受診勧奨・結果説明体制を整備し、受診率の向上を図るとともに、特定保健指導の受診率向上に努めます。
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の適正運営を図るため、特に、国民健康保険税の滞納者対策と外国人被保険者に対する適正な資格管理と滞納防止に関する取り組みを進めます。
- 受診率向上を図るため、アウトリーチ勧奨を実施するとともに、サービス価値を高め受診意欲個人の受診結果を経年データとして提供し、継続して実施できるよう推進します。

2-7-2 年金制度の周知

【重点項目】

- 年金制度の周知徹底に努めます。



2-8 消防・防災

【現状と課題】

複雑・多様化する災害リスクから村民の生命・身体・財産を守るため、後志管内の広域連携による常備消防の充実と、地域防災の要である消防団の活性化が必要です。また、自然災害のみならず、原子力防災や山岳遭難への備えを強化し、ハード・ソフト両面から「災害に強いむらづくり」を構築します。

広域体制の維持・強化については、北後志消防組合及び後志管内消防本部・消防組合との密接な連携により、高度化する救急ニーズや複雑な火災・災害に安全かつ迅速に対応できる体制を維持し、救急要請の増加に備えた救命対応のスキルアップと医療機関との連携による迅速な搬送体制の強化が求められます。

また、令和4年度には高規格救急車が配置され、救命救急（特定行為）が行える体制となっていますが、一方で人員の確保が難しく、現在の体制の維持に課題があります。

消防団員の確保と体制強化では、担い手不足を解消するため、若手への入団促進や広報活動を実施するとともに、山岳遭難に特化した機能別消防団員や女性消防団員など幅広い組織づくりを計画的に進め、活動内容の見直しや処遇改善を行い、団員の安全管理体制の強化を図ります。

また、消防資機材や消防自動車の更新、防火水槽など消防水利の計画的な整備・拡充を行い、現場での消火能力を維持・向上する必要があります。

防災体制面では、自然災害の少ない地域ではあるものの、再稼働が予定されている泊原子力発電所から30km圏内に位置する特性を踏まえ、原子力災害に備えた避難計画の実効性を高めることが求められています。年1回行われる後志管内の総合訓練、資機材や避難所の備蓄の整備を継続的に実施し、万が一の有事が発生した際に、備蓄食料や資機材の不足が無いように備えておくことや、消防団を中心とした地域防災組織の強化が求められます。

また、近年発生している山岳遭難への対応は、関係機関との救助協力体制を整備し、より迅速な搜索・救助活動を可能にする必要があります。

情報の伝達体制では、観光客等の一時滞在者、外国人労働者の季節的な増加により、情報を村民に広く周知する方法の充実が課題です。防災行政無線の適切な維持管理を行うとともに、防災行政無線以外の様々な手段で情報発信できる体制を構築する必要があります。また、地域防災力を高めるためには、自分たちが暮らす地域にどのような災害リスクがあるのか知っておくことが重要であり、更新されたハザードマップの周知や、地域防災講話などの防災教育に取り組む必要があります。

2-8-1 消防・救急体制と防災力の強化

【重点項目】

- ・常備消防や救急体制の充実、消防団の活動活性化を進めるとともに、防火水槽・消防車両などの施設整備を計画的に進めます。
- ・現在の消防体制を維持するために、消防職員の確保を努めます。
- ・防災行政無線等の情報伝達手段・避難施設・備蓄体制の充実を図ることで、大規模災害や山岳遭難にも対応できる総合的な防災体制構築を目指します。
- ・耐用年数を超過した消防車両や防災資機材等の計画的な更新に努めます。

2-9 防犯・交通安全

【現状と課題】

犯罪や交通事故のない安全なむらづくりは、村民の生活を守るための基本です。警察や関係団体との緊密な連携のもと、安全施設と意識啓発・見守りの両面から対策を強化します。特に、ターゲットとされやすい高齢者やこどもへの支援を重点的に行い、地域全体で犯罪や事故を未然に防ぐネットワークを構築します。

地域見守りネットワークの強化では、自治組織や防犯協会と連携し、村民同士の「顔の見える関係」を活かした防犯パトロールや声掛け活動を支援します。高齢者をターゲットとした特殊詐欺やネット関連の消費者トラブルを防ぐため、最新の被害事例を迅速に共有し、注意喚起を徹底します。「小樽・北しりべし消費者センター」等の専門機関との連携を維持し、被害に遭った際の迅速な救済と相談体制を確保します。

交通安全教育の充実では、高齢ドライバーへの安全運転講習や、児童・生徒に対する交通ルール・マナー指導を継続し、事故の当事者・被害者にならないための意識醸成を図ります。また、反射材の普及促進等の安全対策を実施します。

交通安全施設の計画的整備については、交通量が多い国道・道道を中心に、照明、標識、カーブミラー等の点検・更新を関係機関へ積極的に要請活動を展開し、視認性の向上と事故防止を図ります。交通安全運動期間を中心とした街頭啓発や広報紙・SNSを活用した情報発信により、ドライバーの交通マナー向上を促し、村内の交通事故発生を抑制します。

防犯灯のLED化と適正配置について、夜間の犯罪抑止や交通安全のため、防犯灯の整備と維持管理を行い、明るく安全な夜間の歩行環境を維持します。行政、警察、学校、地域団体、事業者が一体となった推進体制を維持し、地域の課題を迅速に共有・解決する仕組みを強化します。

2-9-1 防犯・交通安全の推進

【重点項目】

- 広報啓発や地域活動を通じた防犯意識・交通安全意識の向上、街路灯や交通安全施設の計画的な整備を道路管理者に要望します。
- 高齢者の免許返納やチャイルドシート貸与などにより、事故の未然防止、全年代が安心して暮らせる地域の構築を目指します。
- 意識醸成に向けた対策を推進し、近年緻密になっている特殊詐欺についても、啓発への取り組みにより未然に防いでいきます。
- 交通安全対策については、現行の対応を今後も継続できるよう努めます。

2-10 男女共同参画

【現状と課題】

誰もが性別にかかわらず、対等な立場で社会のあらゆる活動に参画し、共に責任と喜びを分かち合う「男女共同参画社会」の実現は、村の活力を維持し、持続可能な地域を創るための重要な基盤です。

本村は、基幹産業である農業を中心に、古くから女性が男性と共に地域経済を力強く支えてきた「元気な村」という特性を持っています。この伝統的な連帯感の本村の誇りであり、今後ますます深刻化する担い手不足や少子高齢化に立ち向かう上でも、極めて重要な役割を果たします。

一方で、社会全体には依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っている側面もあります。すべての村民がいきいきと暮らしていくためには、こうした意識の壁を取り払い、男女がお互いを尊重し合いながら、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

村の活力を維持するためには、家庭や地域活動、さらには農業経営や行政、自治組織の意思決定の場など、幅広い分野への男女共同参画を促す必要があります。特に若い世代が村に定着し、安心して子育てと活動を両立させるためには、柔軟な働き方の推進や、参画を阻む要因の排除といった具体的な取り組みが求められています。

男女共同参画を単なる理念に留めず、実効性のあるものとするためには、村民一人ひとりの理解と主体的な取り組みが必要です。今後は、広報活動や講座等を通じた意識啓発をより一層強化し、男女が共に地域を担い、喜びを分かち合える「共生」の文化を醸成していかなければなりません。

これらの状況を踏まえ、今後は「男女共同参画の推進」を主要施策として掲げます。これまでの地域の歩みを大切にしながら、性別を問わず誰もが主役となれるむらづくりを推進し、多様な視点が活かされる豊かな社会の実現を目指します。

2-10-1 男女共同参画の推進

【重点項目】

- ・ 広報・啓発活動等を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等意識の浸透に向けた意識啓発を推進します。
- ・ 各種審議会や村職員の登用等職域の拡大、各種団体役員への女性登用に継続的な働きかけを進めます。
- ・ 育児・介護・休暇の取得まで、仕事との両立が促進されるよう周知を図ります。

政策の柱3 未来と世界が広がる教育

地域に根ざした学びを通じて、こどもたちが地元にも愛着を持ち、豊かな思い出を作ることを目指します。地域の伝統や歴史を学びながら、新しい環境でも自慢できるような誇りを持てる人材を育て、いつか地元に戻って貢献したいと感じるような教育環境を提供します。

さらに、スポーツや文化芸術活動を通じて、地域社会とのつながりを深め、国際的な視野を広げるために、外国語教育や国際交流も推進します。

分野（施策項目）

- 3-1 学校教育
- 3-2 社会教育
- 3-3 スポーツ
- 3-4 文化芸術
- 3-5 国際交流・国際化



3-1 学校教育

【現状と課題】

こどもたちが心身ともにたくましく育ち、予測困難な時代を自ら切り拓く人材へと成長していくためには、就学前から中学校卒業までを一貫して支える教育体制及び「誰一人取り残さない学びの保証」が重要です。

本村では、乳幼児期から学校教育への円滑な移行を目指し、学校と家庭、保育所、教育委員会が連携した環境づくりに努めてきました。しかし、価値観の多様化や共働き世帯の増加に伴い、家庭教育のあり方も変化しています。こどもたちが安心して学校生活をスタートさせるためには、就学前の豊かな体験や基本的な生活習慣の確立、そして保育所と小学校が教育目標を共有する「保小の連携」をより強固なものにしていく必要があります。

本村の学校教育は児童生徒の減少により小学校1校、中学校1校体制となり、複式学級の存在や「中学校の複式化」が顕在化しています。これはスポーツ活動にも影響しており、大人数の競技は行えない現状となっています。集団の中での切磋琢磨や社会性を育む機会を確保することが重要であり、将来にわたりこどもたちに質の高い教育環境を保障するためには、教員の確保・ICTの活用による「学びの広域化」などが求められています。

本村の最大の強みは、豊かな自然、農業、文化といった「生きた教材」が身近にあることです。小規模校だからこそ可能な、地域住民や事業者と連携した「体験的な学習」は、こどもたちの知的好奇心を刺激し、郷土への誇りを育む大きな可能性を秘めています。これらの地域資源を教育課程に積極的に取り入れ、「赤井川村でしかできない学び」を今後も推進していきます。

給食費の完全無料化や教材費の助成などの経済的支援は、保護者の安心感に大きく寄与しています。こうした基盤の上に、小学校と中学校が密に連携して個々の育ちを9年間通じて支える「赤井川スタイル」を確立させることが必要です。学校・家庭・地域が目標を共有し、村全体で次世代の担い手を育む体制（コミュニティ・スクール²⁵）のさらなる充実を図らなければなりません。

以上の状況を鑑み、小規模校ゆえの教育環境への影響という「課題」を、地域資源を最大限に活用した学習という「可能性」へと転換していくことが肝要です。そのため、本村では「就学前からの学びの基盤づくり」を教育の起点とし、さらに「学校教育の充実と地域に根差した学び」を両輪として推進することで、こどもたちが赤井川村で育つことに誇りを持ち、自らの未来を切り拓いていくための教育環境を構築します。

25 コミュニティ・スクール：

「学校運営協議会」を設置した学校のこと。保護者や地域住民が学校運営に参画し、目標を共有しながら共に子供を育てる仕組み。

3-1-1 就学前からの学びの基盤づくり

【重点項目】

- 幼児期から読み聞かせや優良図書の提供、発達段階に応じた特別支援教育を進め、保育所・小学校・関係機関と連携してスムーズな就学及び早期教育の取り組みを目指します。
- 保育所・小学校・保健担当・教育委員会などが連携した就学支援を推進します。
- 特別支援教育についても就学前から保健担当と教育委員会・学校、こども家庭センターと緊密に連携し、発達段階に応じた個別の指導計画や教育支援計画を策定し、就学期間中の対応を充実させます。
- 福祉部門と連携し発達段階に応じた支援を推進します。

3-1-2 学校教育の充実と地域に根差した学び

【重点項目】

- 主体的・対話的で深い学びやICT教育、外国語教育を推進します。
- 小中一貫教育やコミュニティ・スクールを通じ、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 自然豊かな教育環境基盤を体力面でも活かし、児童生徒の健康な身体づくりにつながる施策を推進します。
- 発達段階に応じた学習サポート体制を充実させる施策を推進します。
- 村内外国人人材との交流を積極的に図り、国際感覚の醸成を目指します。
- 家庭・地域及び関係機関と連携した学校内外の安全対策を推進します。



3-2 社会教育

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行、情報化の進展など、地域社会を取り巻く環境は急速に変化しています。本村においても、人口減少に伴う地域のつながりの希薄化や活力の低下が懸念されています。

こうした中、村民一人ひとりが生きがいを持ち、心豊かに暮らすためには、「いつでも・だれでも・どこでも」学ぶことができ、その成果を地域社会に還元できる「学習社会」を定着させる必要があります。これまで活動に参加できていなかった村民に対しても、活動の意義を伝え、意欲や楽しみを持って参加できるプログラムの提供やサークル活動の支援を、庁内横断的な取り組みで進めていく必要があります。

青少年健全育成分野においては、村内に「子ども会」などの組織的な活動母体が不足しており、子どもたちが地域住民と交流する機会が少なくなっていることが課題です。子どもたちが健やかに育つためには、学校内だけに留まらず、世代を超えて地域住民と関わりながら学習や諸活動を行える環境が必要です。プログラムの中に世代間交流の要素を取り入れるなど、地域全体で子どもたちを守り育てる「地域教育力」を定着させていく必要があります。

知識や感性を育む読書活動は、誰もが取り組める最も身近な学習活動です。村内に独立した図書館はありませんが、図書貸出し活動の充実など、読書推進に積極的に取り組む必要があります。

社会教育活動拠点としては「生活改善センター」が中心となっていますが、今後は集会施設や学校施設などの類似施設も社会教育の場として有効に活用し、村民の活動の選択肢を広げていく取り組みが求められています。

以上の状況を鑑み、個人の学びを深めるだけでなく、学びを通じた「地域のつながり」を再構築し、その活力を次世代の育成へと繋げていくことが重要です。そのため、本村では「生涯にわたる学びと地域教育力の向上」を主要施策として掲げ、学びの成果が地域の活力へと循環する、いきいきとしたむらづくりを推進します。

3-2-1 生涯にわたる学びと地域教育力の向上

【重点項目】

- 学習機会の提供やサークル活動の支援、多様な学習要求に応える体験的・読書の学びの充実を図ります。
- 地域と連携した青少年の健全育成や社会教育施設整備を図ります。
- 各種団体・サークル活動の支援に努めます。
- 高齢化の進行に対応し、福祉担当課との連携による社会教育プログラムの提供を推進します。
- 外国人住民とのコミュニケーションの機会を増やし、相互理解の向上を目指します。
- 赤井川村が誇る従来の地域文化を伝承するとともに、外国人住民との交流を通じた新旧の文化融合を進めます。

3-3 スポーツ

【現状と課題】

スポーツは、心身の健康維持・増進に寄与するだけでなく、村民同士の交流を深め、地域への愛着や連帯感を育む重要な役割を担っています。本村では、小中学校の課外活動や少年団活動を中心に、スキー、陸上、バドミントンなどの競技が盛んであり、地域住民が率先して部活動及び地域スポーツ団体に関わっています。

しかし、健康増進住民意識調査のアンケート結果からは、それぞれの生活リズムに合わせて身体を動かさない人、運動習慣が無い方の割合は7割を占めており多忙な日常生活の中で、積極的にスポーツに親しむ時間を確保できている村民は一部に留まっているのが現状です。特に高齢化が進む現代社会において、少年期からスポーツに親しむ基礎をつくり、生涯にわたって身体を動かす楽しみを共有できる環境を整えることは、健康寿命の延伸や地域活性化の観点からも大きな意義があります。その為には、高齢者も気軽に運動が出来る施設の在り方を検討していく必要があります。

現在、村内には体育館、プール、運動公園などの施設が整備され、村民の活動拠点となっています。しかし、これらの施設や設備の中には老朽化が進み、改修が必要なものも現れています。利用者の安全性と利便性を確保するため、限られた財源の中で計画的な改修や設備の更新を進めていくことが課題となっています。

以上の状況を鑑み、こどもたちが将来にわたって活動を継続できる環境を確保・充実させることを目的にスポーツ活動の地域展開を進めるとともに、誰もが日常生活の中で気軽に身体を動かし、健康増進を図ることができる「生涯スポーツ」の環境づくりを推進していく必要があります。そのため、本村では「スポーツと健康づくりの推進」を主要施策として掲げ、こどもから高齢者までが笑顔で活動し、心身ともに健やかに暮らせるむらづくりを推進します。

3-3-1 スポーツと健康づくりの推進

【重点項目】

- スポーツ振興を通じて文化・伝統、スポーツ活動を通じた地域交流の活性化を目指します。
- 年齢や発達段階に応じたスポーツやレクリエーションの振興に努めます。
- 各種スポーツ団体やサークル活動の支援に努め、村民同士の交流の機会向上を目指します。
- 各種講習会や大会の開催などを通じ、スポーツ・レクリエーションの指導者の育成に努めます。
- 地域人材を活用した地域でのスポーツ交流を目指します。
- 体育館の大規模改修をはじめ、スポーツ施設の適正管理と計画的な改修に努めます。
- 部活動の地域展開を目指します。

3-4 文化芸術

【現状と課題】

文化芸術は、人々の創造性を育むとともに、相互理解と多様性を尊重し合う心豊かな社会を形成する大きな力を持っています。近年、物質的な豊かさから「心の豊かさ」や自己実現を求める価値観の変化が見受けられる中、優れた芸術に触れる機会の提供や、地域に根ざした伝統文化の継承は、活力ある地域社会を維持する上で極めて重要な意味を持っています。

本村ではこれまで、芸術鑑賞会や巡回小劇場の開催、伝統芸能である「カルデラ太鼓」や「赤井川音頭」の伝承、文化祭を通じた発表機会の提供など、文化振興に積極的に取り組んできました。しかし、活動の担い手となってきた文化団体やサークルでは、会員の高齢化などにより、活動が低迷する傾向にあります。村民自らが主体的に文化芸術に関わり、その活動を地域に定着させていくことは、文化の灯を絶やさないための大きな課題となっています。

開拓期から今日に至るまでの生活・産業資料や、埋蔵文化財の遺物などは、村の歩みを伝える貴重な財産です。現在、これらを保管・展示している郷土資料館は老朽化が著しく、資料の適切な保管環境の確保や、効果的な展示方法が求められています。施設の整備方針も含め、村の歴史を次世代へ、そして村外へも伝えていくための今後の展開が重要な検討課題となっています。

以上の状況を鑑み、伝統ある地域文化を守りつつ、村民が身近に芸術を楽しめる環境を整え、村の歴史を地域の「誇り」として次世代に継承・支援していく必要があります。そのため、本村では「文化芸術・歴史・伝統の継承と支援」を主要施策として掲げ、歴史と文化が息づく、魅力あるむらづくりを推進します。

3-4-1 文化芸術・歴史・伝統の継承と支援

【重点項目】

- 芸術鑑賞会や巡回小劇場、村内外の視察研修の開催等により、村内外において優れた文化芸術にふれる機会の提供に努めます。
- 村民の文化芸術活動の発表の場として文化祭の内容充実に努めます。
- 「カルデラ太鼓」及び「赤井川音頭」を伝承する保存会活動の継承・支援に努めます。
- 郷土資料館の適正管理を行い、展示・保存資料を活用した赤井川村のPRに努めます。

3-5 国際交流・国際化

【現状と課題】

グローバル化が進展する現代において、異文化を理解し、世界を視野に活躍できる人材の育成はますます重要になっています。本村では平成6年から国際交流を開始し、オーストラリアのストラスモア・セカンダリー・カレッジ校への中学生全員派遣を含む相互交流を継続してきました。こうした長年の積み重ねにより、こどもたちが外国人と物怖じせず接し、異文化を受け入れる土台が着実に築かれています。

学校教育においては、日常会話として「話す・聞く」能力の習得を重視し、ALT²⁶（外国語指導助手）を配置して生きた外国語教育を推進すると共に、英検等の補助を通じた学習の意欲化を進めてきました。また、保育所での「英語で遊ぼう教室」や村民向けの「英会話教室」など、ALTを幅広く活用することで、世代を超えて外国語に親しむ活動が地域社会に広く定着しつつあります。

長年継続してきた国際交流は教育的に大きな効果を上げていますが、少子高齢化の進行に伴い、ホームステイ受け入れ家庭の確保や、村民を巻き込んだ交流の拡大には課題も見られます。

近年、キロロリゾートの従業員を中心に、本村に居住する外国人が増加しています。かつての「遠い国との交流」だけでなく、「身近な地域社会における国際化」が急速に進んでいることは、本村の大きな特徴です。今後は、こうした村内の外国人住民との共生や交流を学びの機会として捉え直し、実践的なコミュニケーション能力を育む教育のあり方を検討していく必要があります。

以上の状況を鑑み、長年培ってきた国際交流の伝統を継承しつつ、身近な国際化という本村ならではの環境を最大限に活かした教育を推進することが重要です。そのため、本村では「国際性と未来を切り拓く人材育成」を主要施策として掲げ、多様性を尊重し、グローバルな視点を持って自らの未来をたくましく切り拓く人材を、村全体で育みます。

3-5-1 国際性と未来を切り拓く人材育成

【重点項目】

- 留学生との交流や中学生の海外派遣事業など相互交流の促進により、国際性豊かな人材の育成に努めます。
- ALTを活用した外国語活動の充実や、異文化に慣れ親しむための場づくりを推進します。
- 実用英語技能検定補助による資格取得意欲の向上に努めます。
- ホームステイ受け入れ家庭の確保や村民が交流できる機会づくりなど、国際交流活動の充実に向けた取り組みを推進し、異文化理解、グローバル課題に対応できる人材の育成を推進します。

26 ALT (Assistant Language Teacher) :

学校で英語などの授業を補助する外国語指導助手のこと。

政策の柱 4 美しい風景を守る、活かす

美しい風景を未来へと繋げるため、環境保全・負荷軽減・景観づくり活動を積極的に進めます。
また、地域の魅力を引き出す観光資源として活用することや、環境や景観に配慮した再生可能エネルギーの導入により、村の持続性を高め、村の風景や景観を次世代に伝えていきます。
さらに、美しい風景の中で安心して暮らすことのできるライフラインの維持・向上に努めます。

分野（施策項目）

- 4-1 環境保全・景観
- 4-2 エネルギー
- 4-3 循環型社会
- 4-4 上・下水道
- 4-5 土地利用
- 4-6 道路・公共交通



4-1 環境保全・景観

【現状と課題】

本村は四方を山に囲まれた「カルデラ」の地形が作り出す四季折々の美しい景観が魅力です。

将来にわたって美しい地域を守り続ける目的で設立された「日本で最も美しい村連合」にも設立当初（平成17年）から加盟し景観を守る活動を推進してきました。令和7年には景観法に基づく景観行政団体となり良好な景観の形成・保全を目的として景観計画を策定しました。

また、森林や河川などの自然とその生態系はかけがえのない財産であり、自然の価値を後世に残し続け未来に引き継ぐ義務があります。

そのため、各種法令の適切な履行や運用により、乱開発を防ぎ生活環境と自然環境破壊を防止し、自然秩序を維持し続けることは今後のむらづくりにおいても重要な取り組みとなります。現在の自然環境や景観に関して村の価値に気づき素晴らしさを理解する活動も大切です。

このほか、公園も村民が村の良さを実感し、自然にふれあう機会をつくる大切な場所であり、村民同士の交流や災害など非常時にも活用される重要施設です。今後も施設・設備の適正管理に務める必要があります。

4-1-1 環境保全と美しい景観の維持

【重点項目】

- 村民・事業者・行政が一体となり、環境教育や美化活動を進めます。
- 自然景観の持続的な維持に向けた柔軟な取り組みを進めます。
- 景観条例や景観計画に基づき、景観を適切に維持します。



4-2 エネルギー

【現状と課題】

エネルギーのあり方に対する社会的な関心が高まる中、本村の豊富な地熱資源が着目され、平成24年度より事業者による地熱開発調査が進められています。現在は事業化を見据え、地質・環境調査や掘削調査、温泉モニタリングなどが継続されており、これらの進捗を適切に見守りつつ、地域環境と調和した開発を支える取り組みが重要となっています。

村の面積の8割を占める森林や、農業用水を蓄える落合ダムなどの水利施設には、活用可能な未利用資源が豊富に存在しています。現在、村全体で石油エネルギーに対し毎年多額の消費がある中、これらの地域資源を活かした「エネルギーの地産地消」は、外部への資金流出を抑え、地域経済を循環させるための鍵となります。そのため、赤井川村は令和5年度にゼロカーボンシティ宣言を表明しており、二酸化炭素の排出量を2030年度に48%減少、2050年度には実質0%にすることを目指しています。

令和2年度末に策定した「赤井川村エネルギービジョン」、令和4年度に策定した「ゼロカーボンAKAIGAWA推進戦略」のほか、「景観計画」や「再生可能エネルギー発電施設に関するガイドライン」に基づき、赤井川村に適応した形で再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。地熱や地中熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーの導入は、単なるエネルギー源確保に留まらず、「クリーンなエネルギーで育む農産物」や「環境に配慮したリゾート」といった、村全体のイメージアップに繋がる可能性を秘めています。

以上の状況を鑑み、化石燃料の使用を低減し、村内の資源を有効活用したエネルギーの自立化と、それを活かした地域価値の向上を図ることが必要です。そのため、本村では「再生可能エネルギーの導入と地域ブランド化」を主要施策として掲げ、エネルギーの地産地消を通じて、持続可能で経済的にも自立した「強い村」を目指します。

4-2-1 再生可能エネルギーの導入と地域ブランド化

【重点項目】

- 公共施設に地中熱や雪氷熱など再生可能エネルギーの導入を検討し、二酸化炭素の排出を2030年度の目標に向けて削減していきます。
- 役場庁舎や旧都小学校などの公共施設に再生可能エネルギーを導入することで、村民に対しても再生可能エネルギーに触れる機会を創出し、一般住民や民間にも導入の連鎖がおこる取り組みを推進します。

4-3 循環型社会

【現状と課題】

持続可能な循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3R²⁷ 運動」の推進が求められています。本村では、資源物収集の開始やゴミ有料化により搬入量の減少が進み、一般廃棄物最終処分場の延命化が図られてきました。今後も、北しりべし廃棄物処理広域連合との連携による効率的な処理体制を維持しつつ、村民一人ひとりの意識を高め、さらなるゴミの減量化と資源化を進めていく必要があります。

不法投棄については、大規模な事例は減少しているものの、依然として家庭ゴミを中心とした投棄が年に数件発生しています。豊かな自然環境を守り、清潔な生活空間を維持するためには、パトロールの継続や啓発活動を通じて、「捨てさせない・捨てない」環境づくりを定着させる必要があります。

し尿処理については、北後志衛生施設組合による広域的な対応を行っています。処理施設の老朽化が大きな課題となっていました。し尿及び浄化槽汚泥を余市下水処理場に投入して共同処理を行う「下水道広域化推進総合事業」を進め、令和7年から供用が開始されています。

また、赤井川村火葬場においては、葬儀の多くが隣町にある民間斎場を利用されていることや、火葬場自体も築30年以上経過している現状を踏まえて、維持継続の是非を検討する必要があります。

以上の状況を鑑み、ゴミの資源化による環境負荷の低減と、衛生施設の広域的な対応を並行して進める必要があります。そのため、本村では「循環型社会の推進とゴミ処理体制の充実」を主要施策として掲げ、衛生的で持続可能な生活環境の維持に努めます。

4-3-1 循環型社会の推進とゴミ処理体制の充実

【重点項目】

- 3R 運動や不法投棄防止を進めつつ、広域連携によるごみ処理体制を確保し、リサイクルを推進します。
- すべての村民にごみ分別を理解して頂けるよう、定期的に周知するよう努めます。

4-3-2 火葬場の適正管理

【重点項目】

- 赤井川村火葬場の適正な維持管理を進めるとともに、広域化についても検討します。

²⁷ 3R (Reduce, Reuse, Recycle) :

ゴミを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）の総称。

4-4 上・下水道

【現状と課題】

水道は、村民の健康と快適な生活を支える最も重要なライフラインの一つです。本村では簡易水道施設をはじめ、飲料水供給施設などの適正な管理と水質保全に努めてきました。しかし、多くの施設で老朽化が進んでおり、将来の水需要の推移を見極めながら、施設の計画的な改修・更新を進める必要があります。今後も、引き続き災害時を含めた安全・安心な水の安定供給体制を維持していくことが必要です。

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進は、快適な居住環境の整備だけでなく、カルデラの豊かな自然を育む河川などの水質保全に欠かせない事業です。公共下水道事業の計画的な推進とともに、未接続世帯への接続促進を図る必要があります。また、公共下水道の整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及を継続的に進め、村全体の生活排水処理能力を高めていくことが課題となっています。

上下水道事業を将来にわたって安定的に継続するためには、公営企業会計の健全な財務体質の確立が求められています。施設の更新費用が増大する一方で、人口減少による収益の減少が見込まれる中、経営状況の「見える化」を図り、中長期的な経営基本計画（経営戦略）に基づく持続可能な事業運営を確立しなければなりません。

以上の状況を鑑み、老朽化するインフラの長寿命化を図るとともに、経営の健全化を推し進めることで、次世代に負担を先送りしない強靱な上下水道体制を構築する必要があります。そのため、本村では「安全で持続可能な上下水道の確保」を主要施策として掲げ、村民生活を支える基盤の充実に努めます。

4-4-1 安全で持続可能な上下水道の確保

【重点項目】

- ・ストックマネジメント²⁸計画・アセットマネジメント²⁹計画に沿った効率的な更新計画を推進します。
- ・水質検査や施設更新を通じた安全な飲料水を安定供給に加え、未給水区域の解消を推進します。
- ・公共下水道の整備、下水道未接続世帯への接続勧奨を促進します。
- ・合併浄化槽設置への支援を継続します。

28 スtockマネジメント：

道路や橋、水道などの社会資本（ストック）を、長期間有効に機能させるための管理手法。

29 アセットマネジメント：

公共施設などの資産（アセット）全体の状況を把握し、将来の財政負担や住民ニーズを見据えて、施設の統廃合や長寿命化などを最適に管理する経営手法。

4-5 土地利用

【現状と課題】

本村は、総面積の約8割を森林が占め、四方を山々に囲まれた独特の「カルデラ地形」の中に市街地や集落が点在しています。これまで「赤井川村農業振興地域整備計画」等の計画に基づき、秩序ある土地利用を進めてきましたが、農家戸数の減少に伴う農地面積の縮小が進行しています。基幹産業である農業の維持・発展のためには、優良農地の保全と効率的な活用が不可欠な状況にあります。

「日本で最も美しい村」連合の加盟村として、本村が誇る農村風景や豊かな森林環境を次世代へ引き継ぐことは、村のブランド価値そのものです。安易な開発による景観の分断を防ぎ、自然環境と調和した土地利用を徹底することで、村のアイデンティティを堅持する必要があります。

人口減少が進む中で村が持続、発展していくためには、移住・定住の促進や観光・交流人口の拡大に向けた、積極的な「地域開発」の視点も重要です。環境の保全を大前提としつつも、生活利便性の向上や新たな産業の創出に資する適切な開発を誘導し、土地の付加価値を高めていくという、戦略的な土地利用が求められています。

土地は現在および将来にわたる限られた資源であり、諸活動の共通基盤です。多様化する価値観や、新たな投資・開発需要を適切に管理・誘導するため、赤井川村景観計画を策定し、関連計画とともに環境保全と開発が調和した計画的な土地利用管理を推進します。

以上の状況を鑑み、カルデラの景観という「守るべき資産」を維持しながら、村の活力創出に繋がる「開発」を推進していく必要があります。そのため、本村では「土地利用、地域開発の推進」を主要施策として掲げ、自然と暮らしが共生し、新たな活力を生み出す持続可能な暮らしづくりを推進します。

4-5-1 土地利用、地域開発の推進

【重点項目】

- 村の現状や将来の展望、社会環境の変化等を総合的に勘案し、各種計画の見直し・調整を適宜行うとともに、これらに基づく適正な規制・誘導を行い、計画的な土地利用を推進します。
- 地籍調査の成果を農地や森林の管理・整備等にも活用できるよう、地籍成果システムの維持・更新を図ります。
- 地域特有の景観の保全と調和ある開発に向けて景観計画の見直しや具体策を検討します。

4-6 道路・公共交通

【現状と課題】

本村は、国道 393 号や冷水トンネルの開通により周辺市町村とのアクセスが格段に向上しました。さらに、北海道横断自動車道の整備や将来の北海道新幹線の開業など、高速交通体系の充実が進んでいます。これらの広域ネットワークは、観光・交流人口の増加や産業振興、さらには災害時の物資輸送や避難を支える命の道として極めて重要な役割を担っています。

車両の大型化や交通量の増加、また高齢化が進む中で、より安全で便利な道路環境の整備が求められています。広域的な幹線道路から、村民の日常生活を支える身近な生活道路に至るまで、冬期間の除排雪も含めた計画的な整備が必要です。また、新幹線開業や高速道路の全線開通を見据え、市街地の活性化や観光拠点へのアクセス向上など、将来を展望した効率的な道路体系の確立が急務となっています。

本村の公共交通は、「むらバス」が唯一の移動手段として、令和 4 年 4 月から自家用車に頼ることのできない高齢者や通学するこどもたちの生活を支えてきました。今後も村の地域特性に応じた持続可能な「公共交通体制」を維持する必要があります。

現在進められている北海道新幹線の建設工事については、将来の利便性向上を期待しつつ、現時点では工事の円滑な実施や環境への配慮等を関係機関へ要請していく必要があります。

以上の状況を鑑み、広域交通の利便性を村の活性化に最大限活かすインフラ整備を進めるとともに、村民の移動手段を守るための交通システムを維持する必要があります。そのため、本村では「高速道路・国道・道道・村道整備」および「公共交通体制の維持」を主要施策として掲げ、利便性が高く、誰もが安心して移動できる持続可能なむらづくりを推進します。

4-6-1 高速道路・国道・道道・村道整備

【重点項目】

- 高速交通網（北海道横断自動車道）や国道、道道の整備要請に継続して取り組み、村内外のアクセス向上を図ります。
- 村道及び橋梁の整備や維持補修を計画的・効率的に推進します。
- 村道の除排雪体制の維持・充実を図るとともに、国道・道道の除排雪体制についても、その維持・充実を関係機関に要請していきます。

4-6-2 公共交通体制の維持

【重点項目】

- 「むらバス」及び社会福祉協議会による移動支援サービスの維持・充実を継続します。
- 村内の交通空白を解消する取り組みを検討します。

政策を進める上での指針に基づく行政運営

分野（施策項目）

- 5-1 行政の DX³⁰ 推進
- 5-2 財政基盤の強化と効率的運営
- 5-3 広域行政と行政改革の推進
- 5-4 広報・住民サービス向上

【現状と課題】

地方分権・地方創生が深化する中、自治体には村民と協働しながら、自らの責任と判断で自律・持続する経営能力が強く求められています。本村ではこれまで、事務事業の見直しや組織改革、自主財源の確保に努めてきましたが、少子高齢化の進行や多様化する行政ニーズ、さらにデジタル化への対応など、取り組むべき課題は増えています。

一方で、地方交付税の大幅な増加は見込めず、税収確保も厳しい状況が続いています。将来にわたって質の高い住民サービスを維持していくためには、デジタル技術を活用した業務改革（DX）を推進し、限られた資源を「選択と集中」によって効果的に投入する行財政基盤を構築する必要があります。

5-1 行政の DX 推進

【重点項目】

- DX を推進するための環境づくりとして、IT 技術を基盤としたプラットフォーム³¹ の導入・活用を図ります。

5-2 財政基盤の強化と効率的運営

【重点項目】

- 経常経費の抑制・削減をはじめ、受益者負担の原則に立った使用料・手数料の適正化、各種住民団体等に対する補助金等の見直し、企業会計の健全化等を進めます。
- 納税に関する啓発活動の推進をはじめ、滞納者に対する指導の継続、積極的・効率的な滞納整理等を行い、住民税等の収納率の向上を図ります。
- 職員内での財政状況把握、これらを踏まえた事業計画、予算の立案（事務・事業の見直し）を進めます。
- 大型事業を踏まえた財政シミュレーションによる予算上限、規模の把握を進めます。
- 公共施設等総合管理計画の見直しを進めます。

30 DX (Digital Transformation) :

デジタル技術を活用し、人々の生活をより良いものへと変革すること。

31 プラットフォーム :

関係者が集まり、情報共有や連携を行うための「土台」や「場」のこと。

5-3 広域行政と行政改革の推進

【重点項目】

- 広域行政を推進し、効率的な行政改革を検討します。
- 地域間連携を強化し、新たに広域行政可能な業務を選定します。
- 市町村事務の再編・統合の動きを適切に把握し、取り組みを進めます。

5-4 広報・住民サービス向上

【重点項目】

- 広報・広聴活動を充実させ、住民サービスの向上を目指します。
- デジタルプラットフォームを活用し、村民に関わる情報提供の効率化による住民サービスの向上を図ります。



第2章

第二期赤井川村人口ビジョン



1. 時系列による人口動向分析

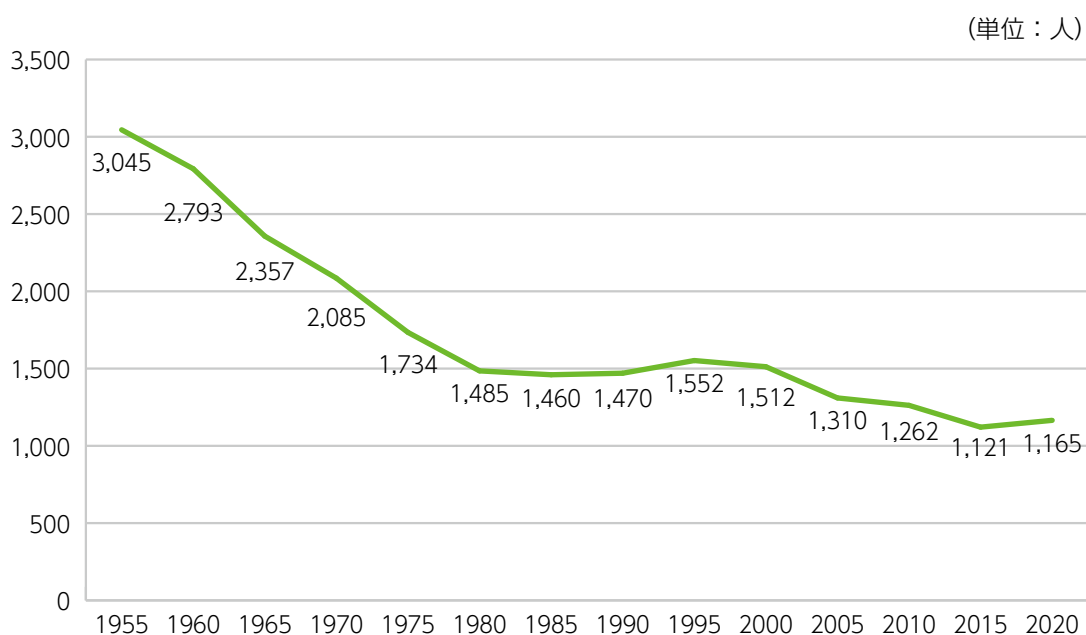
過去から現在に至る人口の推移を把握し、自然増減（出生と死亡の差により生じる増減）の要因と社会増減（転入と転出の差により生じる増減）の要因とに分解して、それぞれがどのように影響してきたか等を分析しました。

(1) 総人口の推移

国勢調査のデータを用いて、総人口の増減について分析を行いました。これらをグラフにしたものが図表1です。

本村では1955年に3,000人を超えていた人口が、1975年には2,000人を割り込みました。その後、1980年には下げ止まりの状況となり、2000年までいわゆる高原状態が継続しました。2005年から再び減少局面に入り、2015年から2020年にかけては増加に転じました。

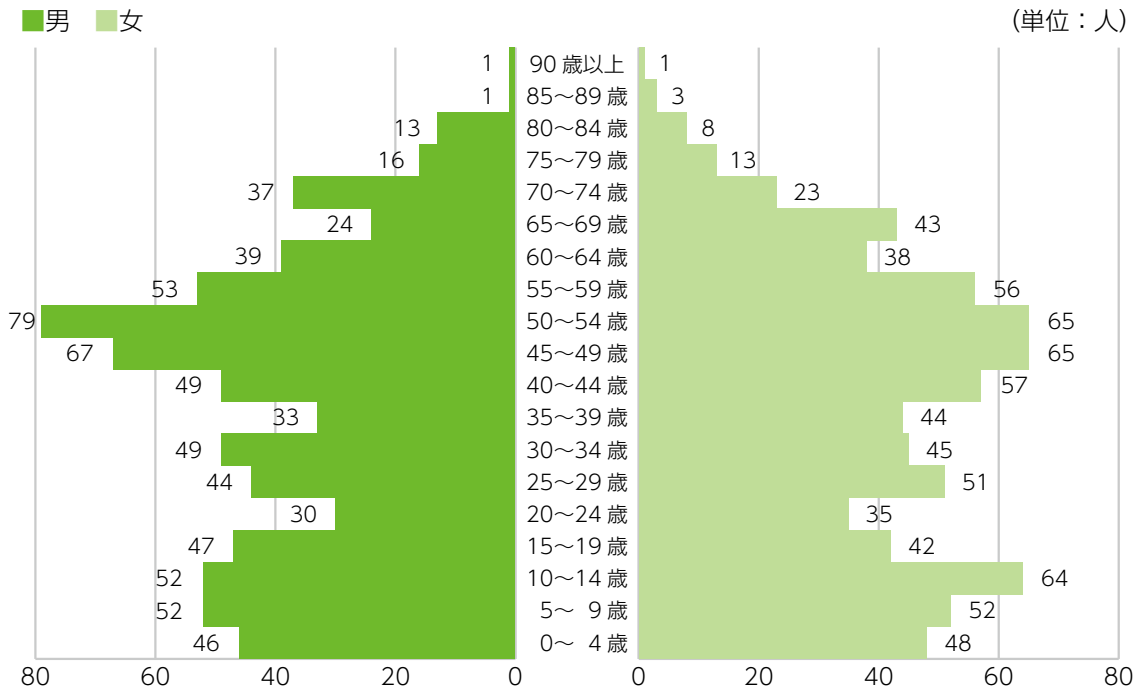
(図1) 人口推移 (1955年～2020年)



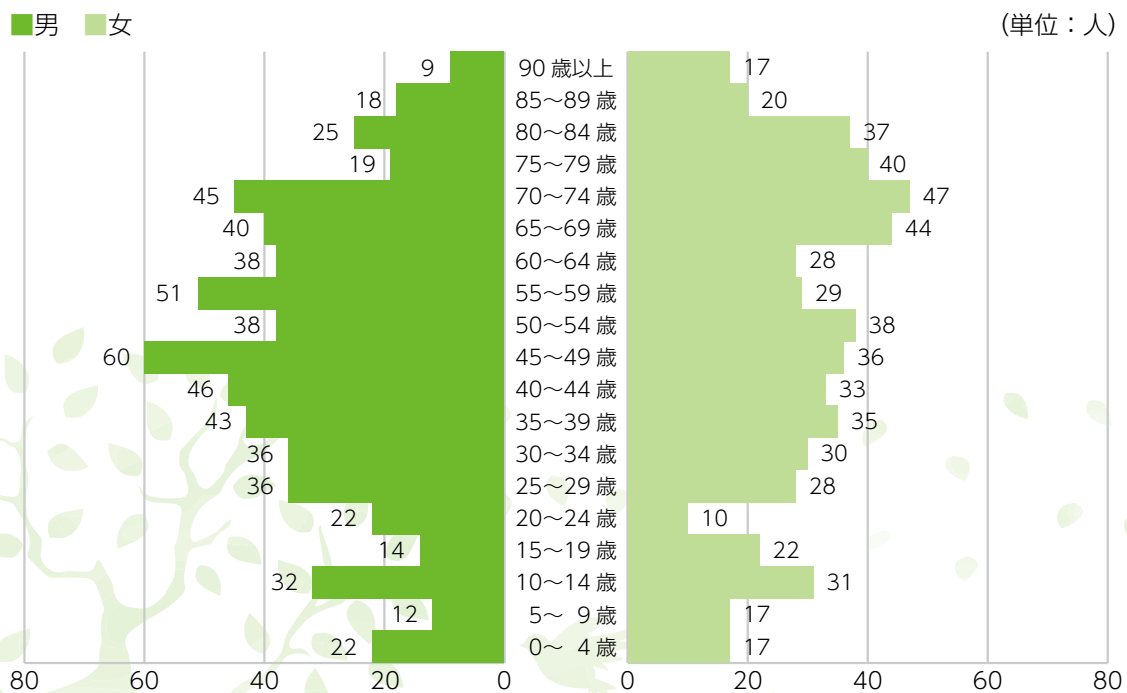
【出所】国勢調査結果より作成

1980年と2020年の国勢調査における、年齢5歳階級による人口ピラミッドが図表2です。人口構成は1980年においては40～49歳と50～54歳の人口が男女とも全年齢階層で最多でした。また、2020年では30歳未満の若年層の減少が著しく、突出した年齢階層はなく、人口ピラミッドでは、逆つりがね型の形になっています。

(図 2-1) 人口ピラミッド (1980年)



(図 2-2) 人口ピラミッド (2020年)



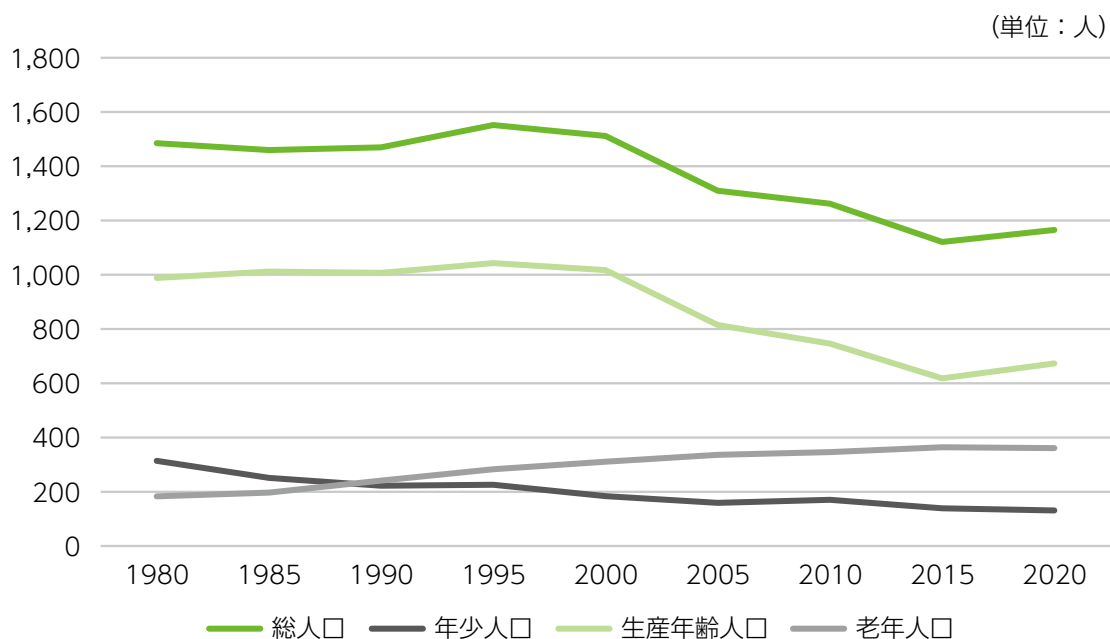
【出所】 国勢調査結果より作成

(2) 年齢3区分別人口の推移

国勢調査のデータを用いて、1980年からの年齢3区分別人口の動向をみたものが図表3及び図表4です。

本村の人口は、1995年のピークを境に、全体的に減少基調です。年少人口と生産年齢人口が減少基調でしたが、生産年齢人口は2015年から2020年にかけて増加に転じています。老年人口は増加基調となっています。

(図表3) 人口推移 (年齢3区分)



【出所】 国勢調査結果より作成

(図表4) 人口推移 (年齢3区分)

(単位：人)

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
総人口	1,485	1,460	1,470	1,552	1,512	1,310	1,262	1,121	1,165
年少人口	314	251	222	226	184	159	170	139	131
比率 (%)	21.1	17.2	15.1	14.6	12.2	12.1	13.5	12.4	11.2
生産年齢人口	988	1,012	1,007	1,043	1,017	815	746	618	673
比率 (%)	66.5	69.3	68.5	67.2	67.3	62.2	59.1	55.1	57.8
老年人口	183	197	241	283	311	336	346	364	361
比率 (%)	12.3	13.5	16.4	18.2	20.6	25.6	27.4	32.5	31

【出所】 国勢調査結果より作成

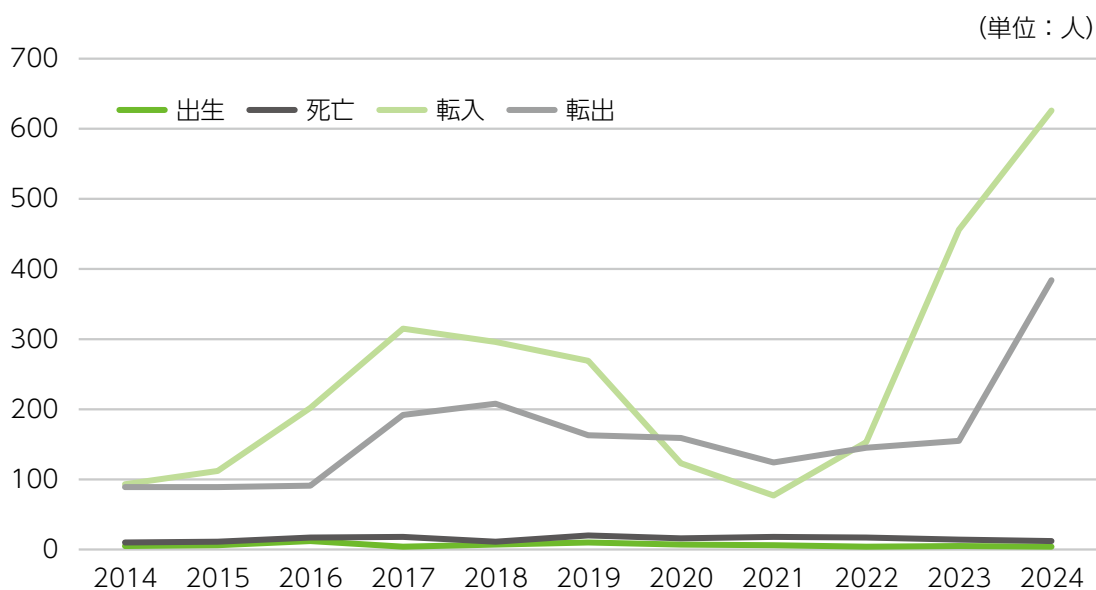
(3) 出生・死亡、転入・転出数の推移

出生・死亡、転入・転出の動向を分析しました。図表5は出生・死亡、転入・転出数の推移をグラフにしたもので、図表6はそれらの和である、自然増減数と社会増減数の実数です。

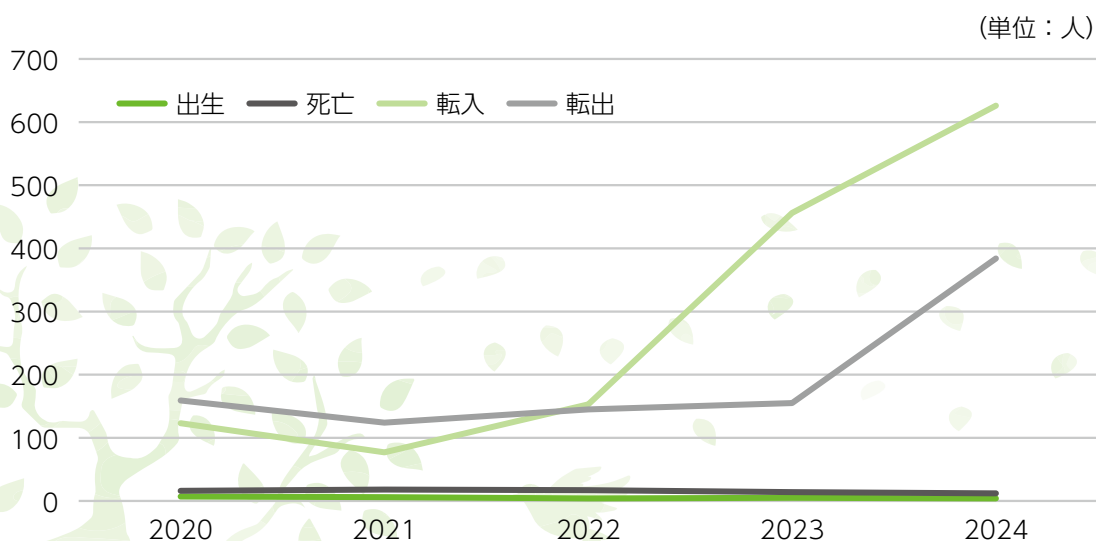
出生・死亡数の推移は、2009年ころまでは平均的に推移しているものの、2010年以降は出生数が減少傾向となり自然減の状況が続いています。

一方で転入・転出数の推移は、2015年ころから大きく増加して推移しており、2024年には1994年以降では増加幅が最大となりました。そして、転入より転出が多い社会減の状況が続いていましたが、2014年から転入が上回り社会増の状況となっています。自然増減数と社会増減数では、社会増減数の値が圧倒的に大きくなっています。

(図表 5-1) 出生・死亡・転入・転出数の推移 (1994年～2024年)



(図表 5-2) 出生・死亡・転入・転出数の推移 (2020年～2024年)



【出所】人口動態調査（厚生労働省）および住民基本台帳人口移動報告（総務省）より作成

(図表6 表)

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
出生(人)	13	10	13	11	12	16	9	12	17	4	10
死亡(人)	13	11	18	6	11	14	16	7	7	10	9
自然増減	0	-1	-5	5	1	2	-7	5	10	-6	1
転入(人)	119	102	106	106	113	107	87	112	104	69	91
転出(人)	147	151	126	120	119	124	120	128	115	104	95
社会増減	-28	-49	-20	-14	-6	-17	-33	-16	-11	-35	-4
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
出生(人)	13	14	12	14	13	9	8	4	10	5	6
死亡(人)	13	19	10	15	14	12	25	10	17	10	11
自然増減	0	-5	2	-1	-1	-3	-17	-6	-7	-5	-5
転入(人)	79	103	61	58	84	85	44	70	61	93	112
転出(人)	101	114	80	82	93	71	90	70	87	89	89
社会増減	-22	-11	-19	-24	-9	14	-46	0	-26	4	23
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
出生(人)	12	4	7	10	7	6	4	5	4		
死亡(人)	17	18	11	20	16	18	17	14	12		
自然増減	-5	-14	-4	-10	-9	-12	-13	-9	-8		
転入(人)	202	315	296	269	123	77	153	456	626		
転出(人)	91	192	208	163	159	124	145	155	384		
社会増減	111	123	88	106	-36	-47	8	301	242		

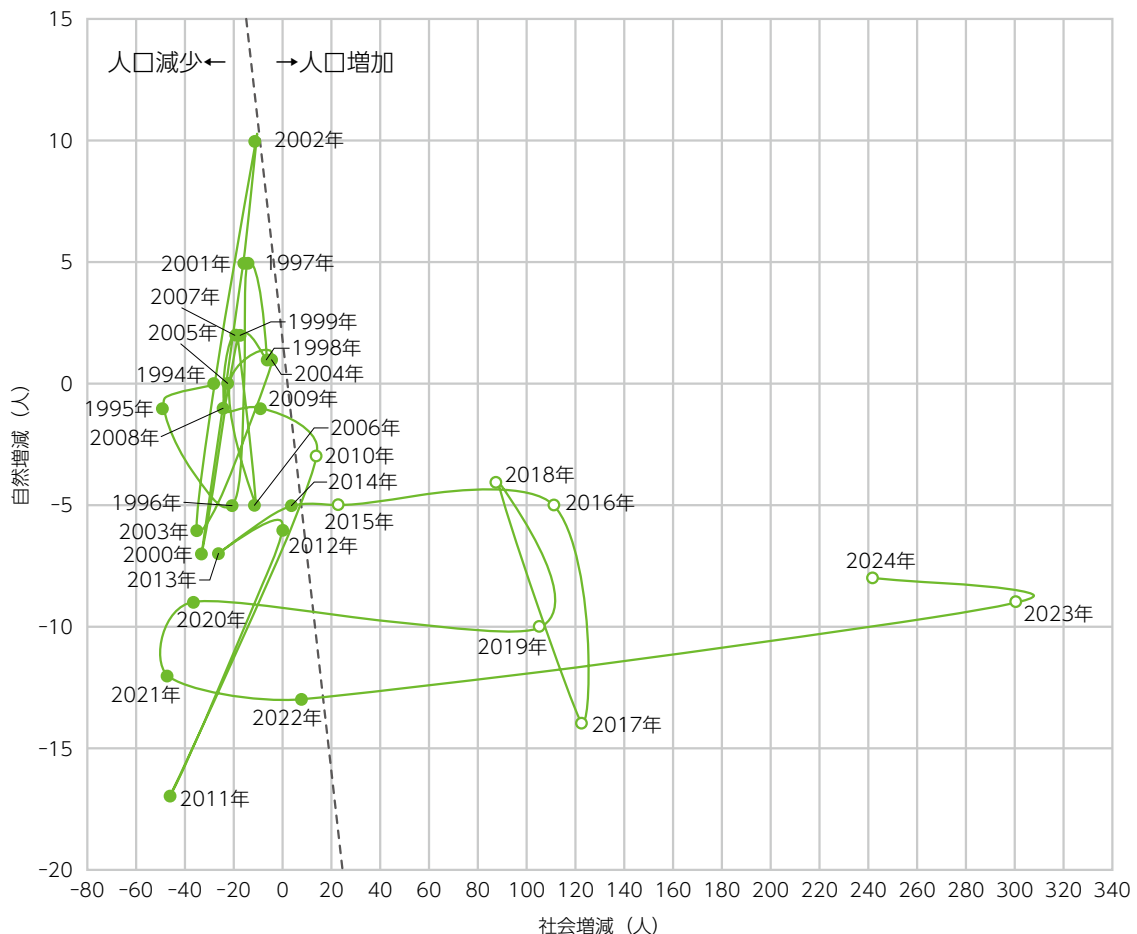
【出所】人口動態調査（厚生労働省）および住民基本台帳人口移動報告（総務省）より作成

(4) 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

人口の自然増減と社会増減の影響をグラフに示したものが図表7です。このグラフは縦軸に「出生数－死亡数」、横軸に「転入数－転出数」をとり、各年の値をプロットしたものです。

本村では、自然増減の変動は小さく、社会増減の変動は自然増減の変動と比べるとかなり大きくなっています。とりわけ、2015年から2019年および2023年は社会増が際立っており、特別な要因があることがうかがえます。

(図表7) 総人口に与えた自然増減と社会増減の影響



【出所】人口動態調査（厚生労働省）および住民基本台帳人口移動報告（総務省）より作成

(5) 性別・年齢階級別の人口移動の最近の状況

図表8は2015～2020年の5年間に於ける年齢階級別の人口移動の男性の状況、図表9が女性の状況です。

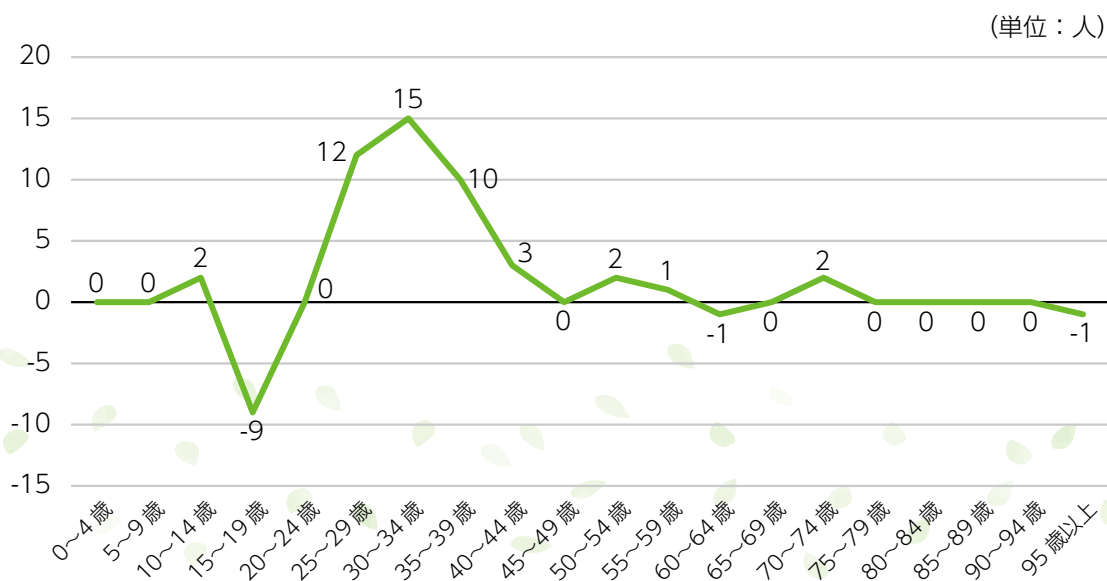
男性では、2020年において19歳以下の年齢階層では転出超過となっていますが、20歳以上の階層では転入超過となっています。女性では、15～19歳の階層が他の階層に比べ大きく転出超過となっていますが、25歳から34歳の年齢階層では転入超過となっています。男女ともに転出超過は19歳以下となっていることから、高校や大学への進学に伴う転出の影響と考えられます。

(図表8) 2015-2020年 年齢階級別人口移動 (男性)



【出所】国勢調査結果より作成

(図表9) 2015-2020年 年齢階級別人口移動 (女性)



【出所】国勢調査結果より作成

2. 将来人口推計

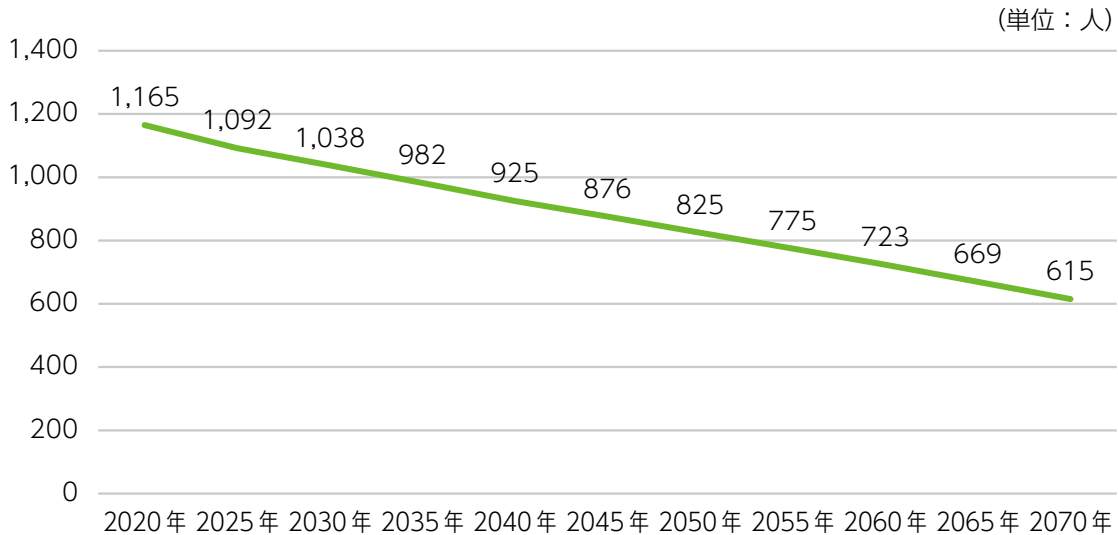
本村の将来の人口を見通すための基礎作業として、一定の推計方式によって将来人口を算出しました。推計としては、以下のパターンを実施しました。

パターン1：移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計 (国立社会保障・人口問題研究所推計準拠)

(1) パターン1による将来人口推計

図表10では、パターン1の推計を示しています。パターン1による2050年の総人口は825人、2070年では615人となりました。

(図表10) パターン1での将来人口推計 (2020年～2070年)



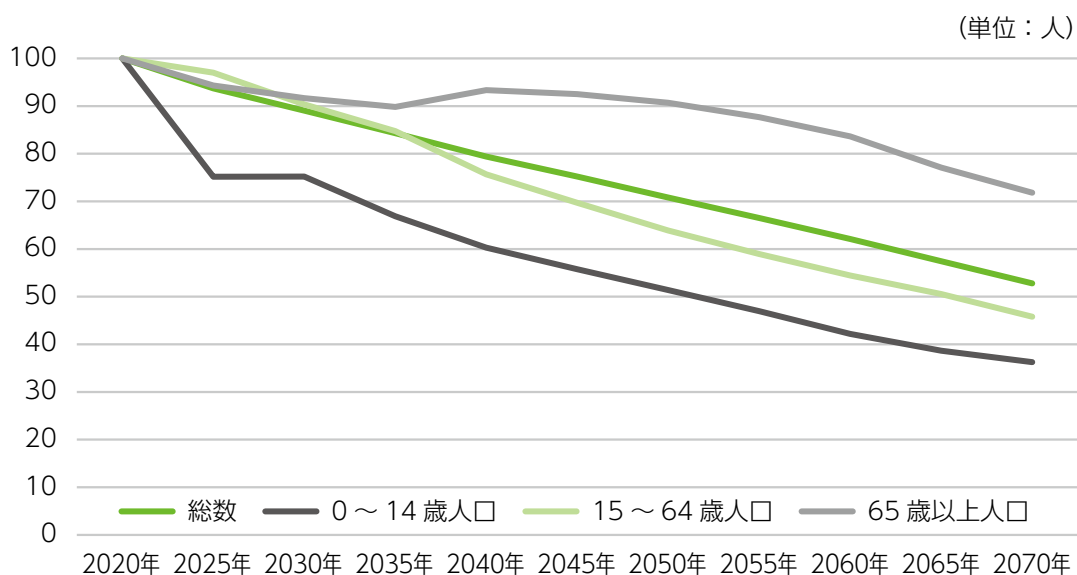
年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総数 (人)	1,165	1,092	1,038	982	925	876	825	775	723	669	615
0～14歳人口 (人)	131	98	99	88	79	73	67	62	55	51	48
15～64歳人口 (人)	673	653	608	570	509	469	430	397	366	340	308
65歳以上人口 (人)	361	340	331	324	337	334	327	316	302	278	259

【出所】人口推計（総務省統計局）および将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）から作成

(2) 人口減少段階の分析

「人口減少段階」は、一般的に、「第1段階：老年人口の増加（総人口の減少）」、「第2段階：老年人口の維持・微減」、「第3段階：老年人口の減少」の3つ段階を経て進行するとされています。これらより、本村が人口減少段階のどの段階に該当するかを分析しました。本村はすでに第2段階の状態であり、さらに老年人口が2020年から減少局面に入ると予想されています。同時に、年少人口の急激な減少も想定されているため、2050年以降の、2020年を基準とする人口減少段階は第3段階に突入する可能性が高くなっています。

(図表 11) 年齢区分ごと人口推移と人口減少段階 (2020年=100として設計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総数	100	93.7	89.1	84.3	79.4	75.2	70.8	66.5	62.1	57.4	52.8
0～14歳人口	100	75.2	75.2	66.9	60.3	55.7	51.4	47.0	42.2	38.6	36.3
15～64歳人口	100	97.0	90.4	84.8	75.7	69.7	63.9	59.0	54.4	50.5	45.8
65歳以上人口	100	94.3	91.7	89.8	93.3	92.5	90.7	87.7	83.6	77.1	71.8

【出所】人口推計（総務省統計局）および将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）から作成

(図表 12) 2050年における人口減少段階

赤井川村	2020年	2050年	2020年を100とした指数	人口減少段階
総人口	1,165	825	70.79	2
年少人口	131	67	51.39	
生産年齢人口	673	430	63.90	
老年人口	361	327	90.69	

【出所】人口推計（総務省統計局）および将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）から作成

(図表 13) 都道府県別人口減少段階の状況

人口減少段階の区分	都道府県名
第1段階 (21 団体)	宮城県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 石川県, 山梨県, 長野県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 広島県, 福岡県, 沖縄県
第2段階 (16 団体)	北海道, 福島県, 新潟県, 富山県, 福井県, 岐阜県, 奈良県, 鳥取県, 岡山県, 香川県, 愛媛県, 佐賀県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県
第3段階 (10 団体)	青森県, 岩手県, 秋田県, 山形県, 和歌山県, 島根県, 山口県, 徳島県, 高知県, 長崎県

【出所】人口推計（総務省統計局）および将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）から作成

(図表 14) 人口減少段階別・人口規模別の市町村数の状況（北海道）

単位：市町村数（比率%）

人口減少段階	人口規模（2020年）					合計
	10万人以上	10万人未満 3万人以上	3万人未満 1万人以上	1万人未満 5,000人以上	5,000人未満	
第1段階	12 (52.2%)	3 (13%)	2 (8.7%)	4 (17.4%)	2 (8.7%)	23 (12.2%)
第2段階	3 (21.4%)	3 (21.4%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	3 (21.4%)	14 (7.4%)
第3段階	3 (2%)	7 (4.6%)	36 (23.8%)	26 (17.2%)	79 (52.3%)	151 (80.3%)
合計	18	13	40	33	84	188

【出所】人口推計（総務省統計局）および将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）から作成

人口増減状況の分析

パターン1（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）の推計によると、2050年において現在と同じ人口を維持できる市町村は道内では札幌市中央区だけです。2020年を100とした指数でみると、2030年では70～90、2040年には60～80、2050年には60以下の人口になる自治体が半数～7割程度であると予測されます。本村においては、2030年に89.1、2040年に79.4、2050年には70.8となっています。このことから、現在の状況で推移すると、年少人口と生産年齢人口の大幅な減少により、2050年には人口が約3割減少することとなります。

(図表 15) 人口増減状況 (対 2020 年比) 別の市町村数の推移 (北海道)

2020 年を 100 とした指数	2030 年		2040 年		2050 年	
	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合
100 超	2	1.1%	1	0.5%	1	0.5%
90-100	30	16.0%	11	5.9%	6	3.2%
80-90	103	54.8%	20	10.6%	5	2.7%
70-80	50	26.6%	46	24.5%	23	12.2%
60-70	3	1.6%	76	40.4%	24	12.8%
60 以下	0	0.0%	34	18.1%	129	68.6%
うち 50 以下	0	0.0%	4	2.1%	68	36.2%
全体	188	100.0%	188	100.0%	188	100.0%

【出所】人口推計 (総務省統計局) および将来人口推計のためのワークシート (令和 6 年 6 月版) から作成

(図表 16) 人口増減状況 (対 2020 年比) の推移 (赤井川村)

<年齢区分ごと人口推移>

(単位: 人)

年齢区分	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年	2070 年
0～14 歳	131	98	99	88	79	73	67	62	55	51	48
15～64 歳	673	653	608	570	509	469	430	397	366	340	308
65 歳以上	361	340	331	324	337	334	327	316	302	278	259
65～74 歳	176	138	125	134	154	153	135	123	113	102	96
75 歳以上	185	203	206	190	183	181	192	193	188	177	164
総数	1,165	1,092	1,038	982	925	876	825	775	723	669	615

<2020 年を 100 とした比率の推移>

(単位: 人)

年齢区分	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年	2070 年
0～14 歳	100	75.2	75.2	66.9	60.3	55.7	51.4	47.0	42.2	38.6	36.3
15～64 歳	100	97.0	90.4	84.8	75.7	69.7	63.9	59.0	54.4	50.5	45.8
65 歳以上	100	94.3	91.7	89.8	93.3	92.5	90.7	87.7	83.6	77.1	71.8
65～74 歳	100	78.4	70.9	76.2	87.4	87.0	76.7	70.1	64.5	57.7	54.3
75 歳以上	100	109.5	111.4	102.8	99.0	97.7	104.0	104.3	101.9	95.6	88.4
総数	100	93.7	89.1	84.3	79.4	75.2	70.8	66.5	62.1	57.4	52.8

【出所】人口推計 (総務省統計局) および将来人口推計のためのワークシート (令和 6 年 6 月版) から作成

3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

人口の変動は、死亡を別にすると、出生と移動によって規定されますが、その影響度は各自治体によって異なります。例えば、すでに高齢化が著しい自治体では、出生率が上昇しても出生数に大きな影響は想定されず、また、若年者が多く出生率が低い自治体では、出生率の上昇は大きな影響をもたらすことが想定されます。将来人口に及ぼす、自然増減（出生・死亡）や社会増減（人口移動）の影響度を分析しました。

(1) 自然増減・社会増減の影響を反映した将来人口推計

●将来人口推計におけるパターン1：

国立社会保障・人口問題研究所（推計準拠）をベースに、以下の2つのシミュレーションを行いました。

・シミュレーション1（SIM#1）：

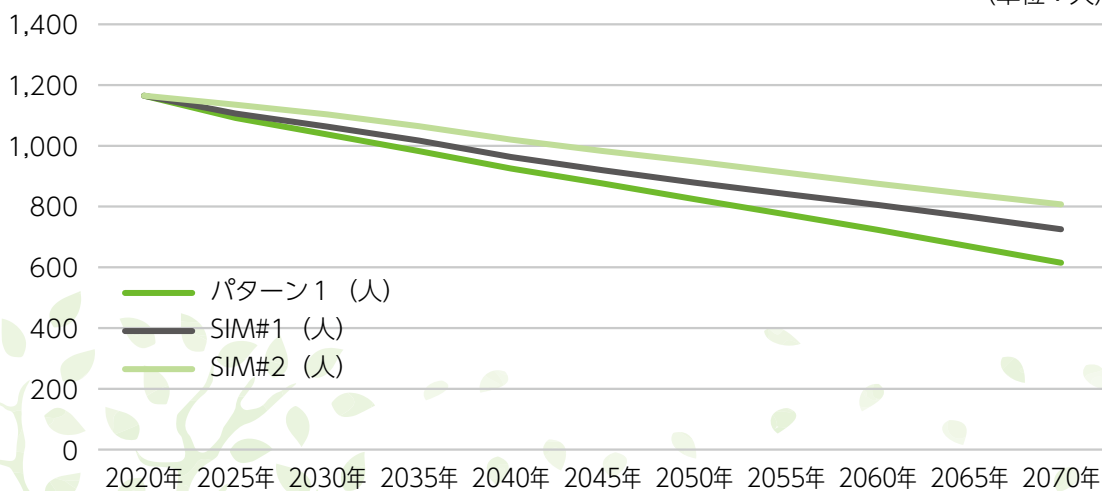
仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション

・シミュレーション2（SIM#2）：

仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした場合（転入・転出数が同数となり、移動がゼロとなった場合）のシミュレーション

(図表 17) 人口推計パターン1前提の各シミュレーション（SIM）結果

(単位：人)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
パターン1 (人)	1,165	1,092	1,038	982	925	876	825	775	723	669	615
SIM#1 (人)	1,165	1,106	1,063	1,017	963	920	879	842	805	766	725
SIM#2 (人)	1,165	1,135	1,104	1,065	1,021	983	949	912	875	840	807

【出所】人口推計（総務省統計局）および将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）から作成

(2) 自然増減・社会増減の影響度の分析

パターン1とシミュレーション1 (SIM#1) とを比較することで、将来人口に及ぼす出生の影響度(自然増減の影響度)を分析しました。シミュレーション1は、人口移動に関する仮定をパターン1と同じとして、出生に関する仮定のみを変えているものであり、シミュレーション1による2050年の総人口をパターン1による2050年の総人口で除して得られる数値は、仮に出生率が人口置換水準まで上昇したとした場合に将来の人口がどの程度増加したのものになるかを表しており、その値が大きいほど、出生の影響度が大きい(現在の出生率が低い)ことを意味します。

次に、シミュレーション1 (SIM#1) とシミュレーション2 (SIM#2) を比較することで、将来人口に及ぼす移動の影響度(社会増減の影響度)を分析しました。シミュレーション2は、出生の仮定をシミュレーション1と同じとして、人口移動に関する仮定のみを変えているものであり、シミュレーション2による2050年の総人口をシミュレーション1による2050年の総人口で除して得られる数値は、仮に人口移動が均衡(移動がない場合と同じ)となったとした場合に将来の人口がどの程度増加(または減少)したのものとなるかを表しており、その値が大きいほど、人口移動の影響度が大きい(現在の転出超過が大きい)ことを意味します。自然増減の影響度が「3」、「4」、「5」と上がるにつれて、出生率を上昇させる施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑える上でより効果的であるといえます。また、社会増減の影響度が「3」、「4」、「5」と上がるにつれて、人口の社会増をもたらす施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑える上でより効果的であるといえます。本村においては、自然増減の影響度が「3(105～110%)」、社会増減の影響度が「3(105～110%)」となっています。社会増を目指す施策と出生数の増加につながる施策をあわせて取り組むことにより、より効果的な結果が得られるものと考えられます。

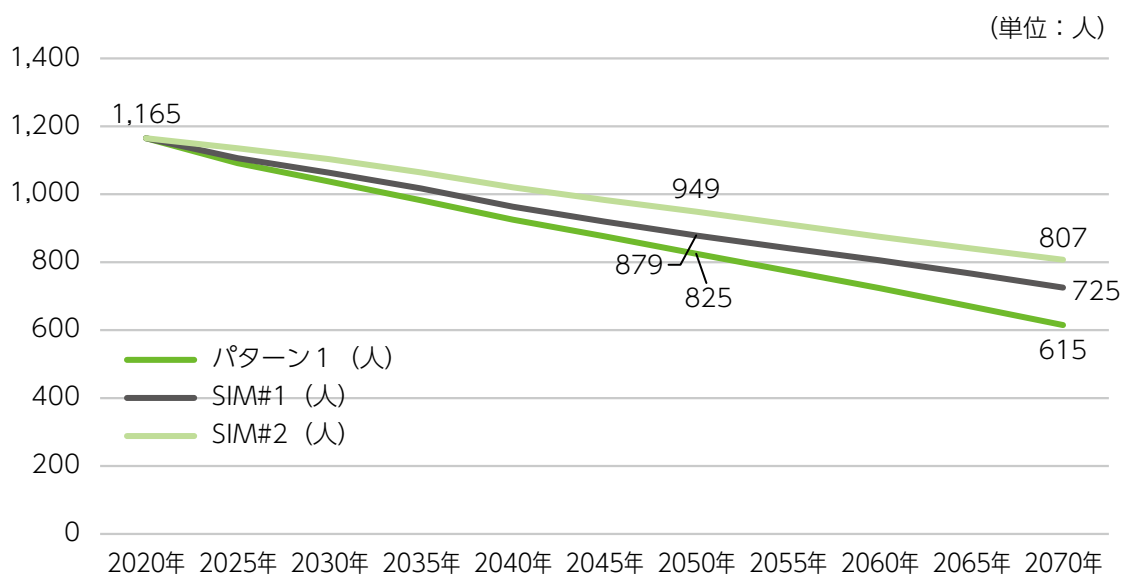
(図表 18) 自然増減・社会増減の影響度

自然増減影響評価		影響度
(A) SIM#1	2050年推計人口	879(人)
(B) パターン1	2050年推計人口	825(人)
A / B		106.6 (%)
社会増減影響評価		影響度
(C) SIM#2	2050年推計人口	949(人)
(D) SIM#1	2050年推計人口	879(人)
C / D		107.9 (%)

(3) 自然増減・社会増減の影響度を反映した総人口の分析

パターン1及びシミュレーション1、2について、2050年の出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、2070年まで推計した場合を図表19に示します。出生率が上昇した場合（SIM#1）では、2070年に総人口が725人、出生率が上昇し、かつ人口移動が均衡した場合（SIM#2）では、2070年に総人口が807人と推計されました。パターン1（国立社会保障・人口問題研究所 推計準拠）に比べると、それぞれ110人、192人多くなることわかります。

(図表19) 人口推計パターン1前提の各シミュレーション (SIM) 結果



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
パターン1 (人)	1,165	1,092	1,038	982	925	876	825	775	723	669	615
SIM#1 (人)	1,165	1,106	1,063	1,017	963	920	879	842	805	766	725
SIM#2 (人)	1,165	1,135	1,104	1,065	1,021	983	949	912	875	840	807

【出所】人口推計（総務省統計局）および将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）から作成

(4) 自然増減・社会増減の影響度を反映した人口構造の分析

シミュレーションごとに、2020年と2050年の人口増減率を算出しました(図表20)。2020年と2050年の増減率を分析した結果、年齢3区分ごとにみると、パターン1と比較して、シミュレーション2(SIM#2)においては「0～14歳」人口の減少率は大幅に小さくなります。シミュレーション1(SIM#1)でも減少幅が小さくなります。「15～64歳」人口においては、シミュレーション1(SIM#1)もシミュレーション2(SIM#2)もほとんど改善が見られません。「65歳以上」人口は、パターン1とシミュレーション1(SIM#1)の間では違いがみられませんが、シミュレーション2(SIM#2)においては増加に転じています。

また、「20～39歳女性」人口は、シミュレーション2(SIM#2)において減少率の改善がシミュレーション1(SIM#1)より大きくなっており、社会移動の均衡が「20～39歳女性」人口の減少を食い止めるために必要です。

(図表20) 各シミュレーション(SIM)の人口増減率

	総人口	0～14歳人口		15～64歳人口	65歳以上人口	20～39歳女性人口
		うち0～4歳人口				
2020年 現状値	1,165	131	39	673	340	103
2050年 パターン1	825	67	21	430	327	49
SIM#1	879	96	31	456	327	58
SIM#2	949	128	45	464	357	82

	総人口	0～14歳人口		15～64歳人口	65歳以上人口	20～39歳女性人口
		うち0～4歳人口				
2020年→パターン1	-29.2%	-48.6%	-46.7%	-36.1%	-3.8%	-52.2%
2050年 SIM#1	-24.6%	-26.9%	-19.8%	-32.3%	-3.8%	-43.9%
増減率 SIM#2	-18.6%	-2.2%	14.5%	-31.1%	4.8%	-20.1%

【出所】人口推計(総務省統計局)および将来人口推計のためのワークシート(令和6年6月版)から作成

(5) 老年人口比率の変化（長期推計）

パターン1とシミュレーション1（SIM#1）、シミュレーション2（SIM#2）について、2050年時点の仮定を2070年まで延長して推計し、人口構造の変化を把握しました（図表22）。また、5年ごとに老年人口比率を求め、どのように変化するかを分析しました（図表21）。本村では、パターン1においては、2070年まで老年人口比率が増加していきます。

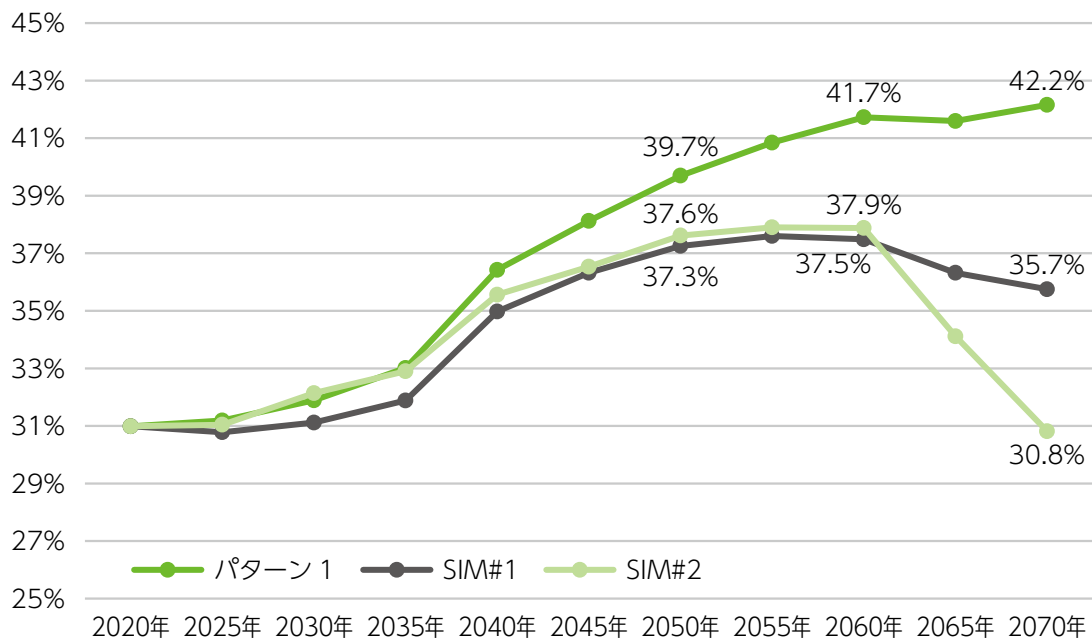
詳細にみていくと、2050年のパターン1の老年人口比率が39.7%、シミュレーション1（SIM#1）が37.6%、シミュレーション2（SIM#2）が37.3%となっています。シミュレーション1（SIM#1）およびシミュレーション2（SIM#2）においては2050年から2060年まで同水準でほぼ横ばいで推移し、2060年以降は減少に転じています。2060年から2070年にかけては、シミュレーション1（SIM#1）よりもシミュレーション2（SIM#2）の方が明らかに低い水準で推移していきます。手立てを講じないパターン1と比較して、有効な施策に取り組むことにより、将来の人口構成が大きく異なってくることがわかります。

(図表 21) 2020年から2060年までの総人口・年齢3区分別人口比率

年齢区分	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
パターン1											
年少人口(人)	131	98	99	88	79	73	67	62	55	51	48
生産年齢人口(人)	673	653	608	570	509	469	430	397	366	340	308
老年人口(人)	361	340	331	324	337	334	327	316	302	278	259
75歳以上(人)	185	203	206	190	183	181	192	193	188	177	164
総数	1,165	1,092	1,038	982	925	876	825	775	723	669	615
SIM#1											
年少人口(人)	131	113	124	122	108	100	96	93	89	88	87
生産年齢人口(人)	673	653	608	570	518	485	456	432	414	400	379
老年人口(人)	361	340	331	324	337	334	327	316	302	278	259
75歳以上(人)	185	203	206	190	183	181	192	193	188	177	164
総数	1,165	1,106	1,063	1,017	963	920	879	842	805	766	725
SIM#2											
年少人口(人)	131	119	139	143	131	127	128	129	124	122	124
生産年齢人口(人)	673	664	610	571	527	497	464	437	419	432	435
老年人口(人)	361	352	355	350	363	359	357	346	331	287	249
75歳以上(人)	185	210	220	209	207	203	216	216	214	201	188
総数	1,165	1,135	1,104	1,065	1,021	983	949	912	875	840	807
年齢区分	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
パターン1											
年少人口比率	11.2%	9.0%	9.5%	8.9%	8.5%	8.3%	8.2%	7.9%	7.6%	7.6%	7.7%
生産年齢人口比率	57.8%	59.8%	58.6%	58.1%	55.0%	53.5%	52.1%	51.2%	50.6%	50.8%	50.1%
老年人口比率	31.0%	31.2%	31.9%	33.0%	36.4%	38.1%	39.7%	40.8%	41.7%	41.6%	42.2%
75歳以上人口比率	15.9%	18.6%	19.9%	19.4%	19.8%	20.6%	23.3%	24.9%	26.0%	26.4%	26.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
SIM#1											
年少人口比率	11.2%	10.2%	11.7%	12.0%	11.2%	10.9%	10.9%	11.0%	11.1%	11.5%	11.9%
生産年齢人口比率	57.8%	59.0%	57.2%	56.1%	53.8%	52.8%	51.9%	51.4%	51.4%	52.2%	52.3%
老年人口比率	31.0%	30.8%	31.1%	31.9%	35.0%	36.3%	37.3%	37.6%	37.5%	36.3%	35.7%
75歳以上人口比率	15.9%	18.3%	19.4%	18.7%	19.0%	19.7%	21.9%	22.9%	23.4%	23.1%	22.6%
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
SIM#2											
年少人口比率	11.2%	10.5%	12.6%	13.4%	12.8%	12.9%	13.5%	14.1%	14.2%	14.5%	15.4%
生産年齢人口比率	57.8%	58.5%	55.3%	53.7%	51.6%	50.6%	48.9%	48.0%	47.9%	51.4%	53.8%
老年人口比率	31.0%	31.0%	32.1%	32.9%	35.6%	36.5%	37.6%	37.9%	37.9%	34.1%	30.8%
75歳以上人口比率	15.9%	18.5%	19.9%	19.6%	20.3%	20.6%	22.7%	23.7%	24.5%	23.9%	23.2%
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【出所】人口推計（総務省統計局）および将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）から作成

(図表 22) 老年人口比率の長期推計



【出所】 人口推計（総務省統計局）および将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）から作成

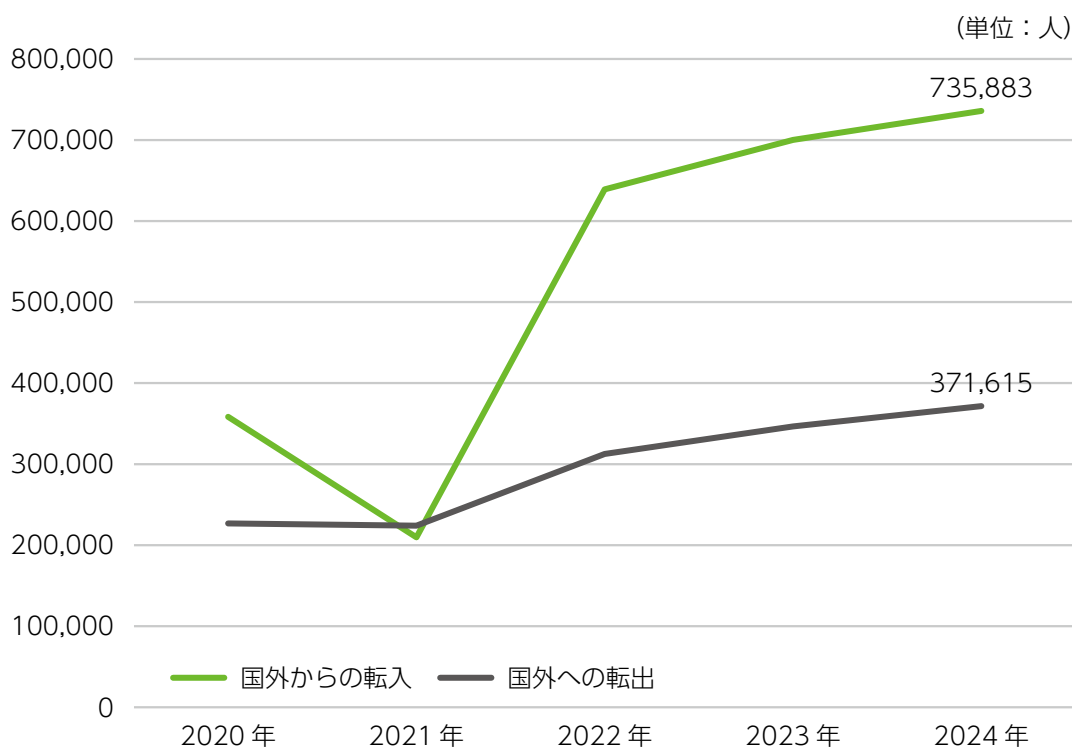
4. 人口の将来展望

1 国内外への人口移動

(1) わが国における国外との移動状況の推移

日本全体で見た場合、国外からの転入者数が近年増加傾向にあり、本村の人口将来展望においても考慮しておく必要があります。総務省統計局によれば、2024年における国外からの転入者数は735,883人となりました（図表23）。

（図表 23） 国外との移動状況の推移



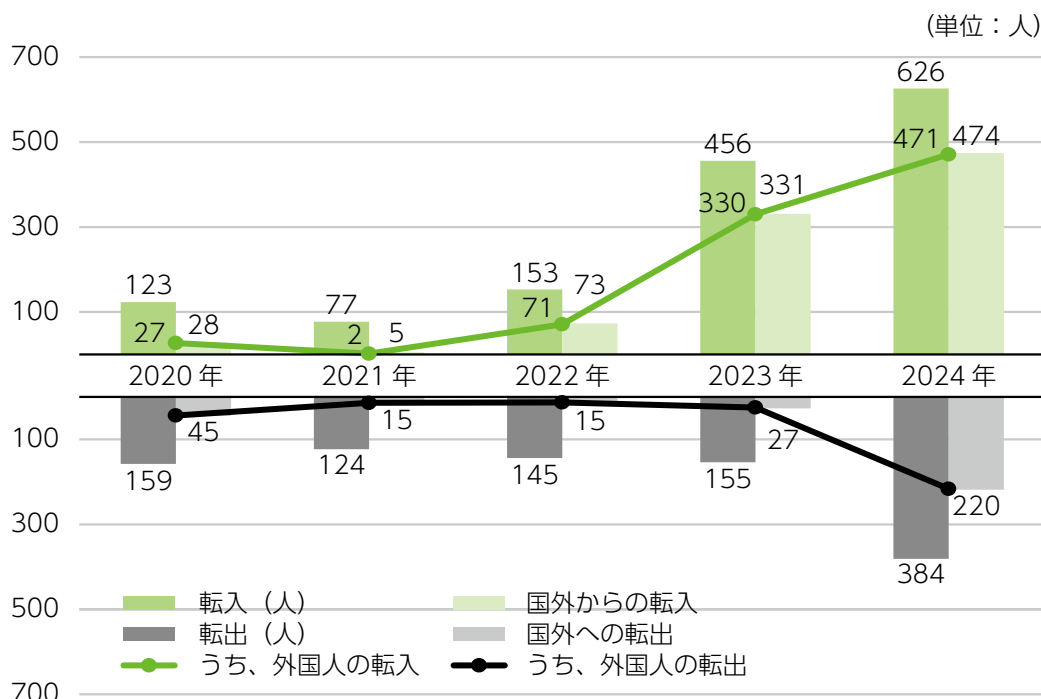
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
国外からの転入	358,359	209,700	639,124	700,138	735,883
国外への転出	226,845	224,077	312,484	346,484	371,615

【出所】 住民基本台帳人口移動報告 2024年結果（総務省統計局）から作成

(2) 本村における国外との移動状況の推移

本村においても、近年は国外からの転入が増加しており、2022年から2024年にかけては、転入超過となっています。2023年と2024年では、転入者に占める国外からの外国人による転入が70%を越えており、転入者の増加に、国外からの外国人の転入が大きく影響していることがわかります。(図表 24)

(図表 24) 国外との移動状況の推移



	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
転入 (人)	123	77	153	456	626
他市町村からの転入	95	72	80	124	152
うち、外国人	41	24	28	69	94
国外からの転入	28	5	73	331	474
うち、外国人の転入	27	2	71	330	471
転入に占める割合 (%)	22.0%	2.6%	46.4%	72.4%	75.2%
転出 (人)	159	124	145	155	384
他市町村への転出	111	101	127	126	155
うち、外国人	41	33	46	53	102
国外への転出	45	15	15	27	220
うち、外国人の転出	44	14	13	25	218
転出に占める割合 (%)	27.7%	11.3%	9.0%	16.1%	56.8%

【出所】住民基本台帳人口移動報告（総務省統計局）から作成

第五期赤井川村総合計画（総合戦略）、人口ビジョンによる推計を踏まえ、
2035年（令和17年）に目指す日本人人口を

950人程度とします。

※参考 令和8年1月末住民基本台帳人口（日本人住民）929人

第3章

第三期赤井川村総合戦略



1. 策定の趣旨

赤井川村では、総合計画（基本構想・基本計画）において、将来像として「自然とともに暮らし、人とつながり、美しく穏やかな村」を掲げ、その実現に向けて、定住人口の安定化・若者定住、付加価値向上・広域経済、ウェルビーイング（住民幸福度）の向上を、地域の持続性を支える4つの政策の柱を位置づけてきました。

本総合戦略は、これら基本計画に示された・重点項目のうち、人口・定住、暮らしの実感、地域経済の循環といった地域の持続性に直結する施策を抽出し、施策の重点化と取り組みの方向性を整理し、その評価指標を設定するものです。

また、本戦略は、国の「地方創生 2.0」を踏まえ、総合計画に基づく持続可能な地域経営を後押しする位置づけとします。

なお、本章における地域の現状と課題の整理は、総合計画（基本構想・基本計画）を参照することとし、本総合戦略では、これらの整理を前提とし、その中から地域の持続性に直結する重点項目の抽出、整理に主眼を置いています。

1 戦略の構成

総合戦略は、赤井川村の将来像「自然とともに暮らし、人とつながり、美しく穏やかな村」を実現するため、基本構想で示した方向性のうち、地域の持続性に直結する重点項目を整理したものです。

総合計画に示された村の価値や方向性と、施策の重点を明確に結び付けるための戦略的な整理として位置づけます。

（1）基本目標（地方創生 2.0 の考え方との整合）

国の「地方創生 2.0」において示されている人口、産業、GX、デジタル、広域連携の考え方を踏まえ、赤井川村が中長期的に重視すべき方向性を整理します。

これらは、総合計画に示された将来像および政策の方向性を前提に、総合戦略として重点的に整理するための視点です。

（2）重点戦略

基本目標を踏まえ、村が優先的に取り組むべき政策分野を、「地域経済」「教育・子育て・定住」「自然資源・GX」「暮らしの基盤」「行政経営」の5つの戦略領域として整理します。

（3）主要施策・具体的取り組み

重点戦略を実現するための個別の施策・事業を体系化します。既存の取り組みを継続するものと、新たに着手するものを明確に区分し、施策ごとに目標、指標、スケジュールを整理します。

これらの構成により、基本構想で示された価値や方向性と、今後5年間で実行すべき施策を明確に結び付け、計画の実効性を高める戦略体系としています。

2 計画期間の説明

本総合戦略の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。人口減少や産業構造の変化、GXやデジタル化の進展など、社会経済情勢の変化が大きいことから、固定的な計画とせず、毎年度の進捗評価を通じて必要な見直しを行う「ローリング方式」を採用します。

特に、教育・子育て、交通、住まい、地域経済など、変化の影響を受けやすい分野については、年度ごとに重点を再設定し、限られた人的・財政的資源を効果的に配分します。

また、国の「地方創生2.0」との整合を図りながら、広域連携、官民学連携による施策の強化を適宜行い、計画期間外でも関連政策との連動を確保します。

3 戦略の管理体制

本総合戦略の実効性を高めるため、以下の管理体制を構築します。

(1) 毎年度の進捗評価 (EBPM³²の徹底)

重点戦略・施策ごとに設定した指標 (KPI) の進捗を、毎年度評価します。

(2) 村民への情報共有

施策の方向性や進捗状況については、ホームページ等で公開します。

(3) 外部有識者によるアドバイザリー機能

必要に応じて、大学、企業、専門家など外部有識者の助言を受け、戦略の妥当性や新たな課題への対応を検討します。

32 EBPM (Evidence Based Policy Making) :

経験や勘だけでなく、データや統計などの客観的な根拠 (エビデンス) に基づいて政策を立案・実行すること。

2. 重点戦略と KPI

本総合戦略では、総合計画（基本構想・基本計画）に掲げる将来像「自然とともに暮らし、人とつながり、美しく穏やかな村」の実現に向け、地域の持続性に直結する取り組みを整理した「重点戦略」を設定します。

重点戦略は、総合計画において整理された政策の柱や地域の概況を踏まえつつ、人口・定住、暮らしの実感（ウェルビーイング）、地域経済の持続性といった観点から、今後5年間で特に成果につなげるべき取り組みを戦略的に位置づけたものです。基本計画の内容をそのまま繰り返すものではなく、総合戦略として、施策の重点化と相互の連動関係を明確にすることを目的としています。

また、本戦略は、令和7年12月23日に閣議決定された国の地方創生に関する方針を踏まえ、成果を意識した政策展開と進捗管理の考え方と整合を図りながら、総合計画に基づく持続可能な地域経営を後押しする位置づけとしています。

これらの重点戦略を通じて、赤井川村らしい暮らしや価値が将来につながるよう、施策体系を整理し、計画の実効性を高めていきます。

重点戦略	関連する政策の柱
重点戦略1 自然資源を活かした小さくても価値ある地域経済の創出	政策の柱1 政策の柱3 政策の柱4
重点戦略2 若い世代が学び・働き・暮らし続ける環境づくり	政策の柱2 政策の柱3
重点戦略3 自然資源の活用とGX推進による持続可能な地域づくり	政策の柱1 政策の柱4
重点戦略4 デジタル活用による暮らしと行政サービスの革新	政策の柱2 政策の柱3
重点戦略5 広域連携・官民学連携による村の外に広がる力の創出	全ての政策の柱（横断） 指針

自然資源を活かした小さくても価値ある地域経済の創出

赤井川村の豊かな自然環境は、農業・観光・教育など多様な分野と結びつく資源です。これらを活用し、地域経済として循環させることが、村の持続可能性を高めるうえで重要です。

しかし、現在、農業や観光それぞれの課題解決に向けた取り組みは着実に進められているものの、互いの連携、協力が必要となる加工・販売や滞在・体験といった付加価値の創出等のさらなる展開には課題があります。こうした分野を強化することで、地域内で生まれる価値の循環を目指します。

■取り組み方向性

1. 農業と観光を結びつけた地域経済循環の構築

体験型農業、農産加工、直売所強化など、地域内で生産・体験・消費が循環するとともに、新たな流通を開拓する仕組みをまちづくり法人と連携して取り組みを進めます。

2. ふるさと納税による関係人口の創出

地域の特産品や豊かな観光資源の強みを活かした情報発信を行い、新たな官民連携による寄附者の獲得を強化することで、赤井川村に関わる関係人口の創出を目指します。

3. 教育分野との連携（学びのフィールド化）

赤井川村の自然環境を、学校・大学・地域団体が活用できる学びの場として位置づけ、人材育成と地域経済の両面で価値の循環を生み出します。

4. 新規就農支援と農業労働力確保

住まい支援、スマート農業（ICT 農機）化の推進により、農業の持続性を高めるとともに、新規就農支援の充実により地域産業の担い手の確保に取り組みます。

5. 景観保全と土地利用の適正化

荒地化の抑制、森林・農地管理の協働体制の整備、景観計画の実効性を確保することにより美しい景観を資源として維持します。

■ KPI

指標名	単位	基準値	目標値 (R12)	備考 (KPI の意図)
新規就農者数	人	32 <small>令和7年度実績</small>	37	農業分野の担い手確保
耕作放棄地解消面積	ha	8.5 <small>令和7年度実績</small>	15	景観保全と土地利用の適正化
ICT 農機導入件数	件	4 <small>令和7年度実績</small>	25	農業者の営農基盤強化
ふるさと納税寄附者数	人	11,200 <small>令和7年度実績</small>	15,000	関係人口の創出

■ 基本計画との連動

主な取り組み	施策番号	施策名
農業と観光を結びつけた地域経済循環の構築	1-1、1-2	農林業、観光業
ふるさと納税による関係人口の創出	1-4	ふるさと納税・つながり強化
教育分野との連携（学びのフィールド化）	1-1、 3-1、3-5	農林業、学校教育、国際交流・国際化
新規就農支援と農業労働力確保	1-1、1-5	農林業、移住・定住
景観保全と土地利用の適正化	1-1、 4-1、4-5	農林業、環境保全・景観、土地利用

こどもから働く世代まで、赤井川村で「健康に暮らし続けられる」ための条件を整えることが、人口減少対策の核心となります。教育・住まい・仕事・子育て・健康づくりの各要素が連動してこそ、村への定着と回帰が実現します。

村民意見では、進学や就職で村外に出た若い世代が、「戻りたくなる理由が見えにくい」という課題も指摘されています。地域の産業や活動との接点が少ないこと、将来像を描きにくいことが回帰行動を妨げているとの声もあり、こども時代から地域と関わり、多様な体験やロールモデルと出会える環境づくりが重要です。

■取り組む方向性

1. 教育の質向上（小中一貫教育の深化）

地域の自然・文化・産業を教材とした教育を推進し、こどもが「赤井川村で育った価値」を実感できる学びを提供し、教育の質の向上を図ります。

2. 若者のキャリア形成を支える仕組みづくり

村外進学後のUターン促進、地元企業とのマッチング、職場体験や探究学習の強化を進めます。

3. 住まいの確保（空き家活用・家賃負担の軽減）

移住者が定住しやすい住環境を整えることで、村への定着を促進します。

4. 子育て支援と健康づくりの充実

保育環境の充実、こども家庭センターを中心とした相談支援、子育ての孤立防止など、若い世代が安心してこどもを育てられる環境を整えるとともに、一人ひとりの村民が心身ともに健康で、暮らし続けられる環境づくりを進めます。

5. 地域との交流・つながりづくり

移住者と既存住民の交流機会を増やし、移住した人も暮らしやすい地域づくりを進めます。

KPI

指標名	単位	基準値	目標値 (R12)	備考 (KPI の意図)
中学生英検 3 級取得率	%	50 <small>令和 6 年度英語 教育実施状況調査</small>	70	学力向上
出生数	人	5 <small>令和 6 年度実績</small>	25	年少人口の減少ペース (令和 8 年度～ 12 年度の 5 年累計)
保育所待機児童数	人	3 <small>令和 6 年度実績</small>	0	子育て環境の基礎的水準
住民健診受診率	%	44.7 <small>令和 6 年度実績</small>	60	健康づくりに関する村民意識の高揚
Uターン・Iターンによる起業・就業者数	人	0	1	社会増減数の増
新規住宅建設戸数	戸	0	10	住宅確保

基本計画との連動

主な取り組み	施策番号	施策名
教育の質向上 (小中一貫教育の深化)	3-1	学校教育
若者のキャリア形成支援	3-1、3-2	学校教育、社会教育
住まいの確保 (空き家活用等)	1-5、4-5	移住・定住、土地利用
子育て支援の充実	2-4	こども・子育て
生活習慣病予防の推進	2-2	健康・予防

重点戦略 3

自然資源の活用と GX 推進による 持続可能な地域づくり

森林・農地などの自然資源は、赤井川村の根幹です。これらを保全しながら適切に活用することは、環境対策だけでなく、地域経済や教育とも深く結びつきます。

■取り組む方向性

1. 森林・農地の適正管理の推進

担い手不足により管理が難しくなっているエリアの共同管理や、新技術の導入を進めます。

2. 再生可能エネルギーの導入（小規模・地域型 GX）

地熱、小水力・太陽光・木質バイオマスなど、村の特性と景観への影響に配慮した GX を推進します。

3. 景観保全の体制づくり

美しい風景を維持するためのルールづくりや住民参加型の保全活動を支援します。

4. 教育・観光への活用（自然資源の多面的活用）

森林・農地・景観を教育体験、探究学習、エコツーリズムに活かし、価値の循環を生み出します。

■ KPI

指標名	単位	基準値	目標値 (R12)	備考 (KPI の意図)
再生可能エネルギー導入施設数	件	2 <small>令和 6 年度実績</small>	3	地域循環型 GX の進捗確認
公共施設 CO ₂ 排出量	t-CO ₂	1,298 <small>令和 3 年度実績</small>	610	環境負荷低減の成果

■基本計画との連動

主な取り組み	施策番号	施策名
森林・農地の適正管理	1-1、4-1	農林業、環境保全・景観
再生可能エネルギーの導入	4-2	エネルギー
景観保全の体制づくり	4-3	循環型社会
教育・観光への活用	3-1	学校教育

重点戦略 4

デジタル活用による暮らしと
行政サービスの革新

交通、医療、行政手続きなど生活基盤に関わる分野では、デジタル技術の活用が不可欠です。物理的な人口減少による負担増を補い、村民にとっての利便性を高める取り組みを進めます。

■取り組む方向性

1. 交通の利便性向上（デマンド交通³³・MaaS³⁴）

「むらバス」の利便性向上、移動困難者の支援など、必要な時に移動できる仕組みを整えます。

2. 医療・福祉・健康のデジタル化

デジタル化の進展に伴い、マイナ保険証の普及率拡大をはじめ、新たにオンライン診療、健康相談、見守りサービスなどのデジタル化導入を検討し、村民の暮らしを支える取り組みを進めます。

3. 行政手続きのオンライン化・効率化

住民サービスのデジタル化と業務の標準化により、行政負担を軽減しながらサービスの質を高めます。

4. 教育分野のデジタル化

ICT教育の推進、デジタル教材の導入を進め、学びの環境を強化します。

33 デマンド交通：

時刻表や路線を固定せず、利用者の予約（デマンド）に応じて運行する乗合交通システム。

34 MaaS (Mobility as a Service)：

バスやタクシーなど複数の移動手段を最適に組み合わせて検索・予約・決済などを一括で行うサービスのこと。

■ KPI

指標名	単位	基準値	目標値 (R12)	備考 (KPIの意図)
行政手続きのオンライン受付業務数	件	0	5	業務負担軽減と住民サービス向上
マイナ保険証普及率(日本人住民における国民健康保険被保険者)	%	69.1 令和7年 10月末実績	80	マイナ保険証の普及拡大
むらバスの空車率	%	6.3 令和4年4月～ 令和7年1月 までの実績	3	むらバスの利便性向上

■ 基本計画との連動

主な取り組み	施策番号	施策名
交通の利便性向上	4-5	道路・公共交通
医療・健康のデジタル化	2-7、5-1	医療保険・年金・生活保障、行政のDX推進
行政手続きの効率化	5-1	行政のDX推進
教育分野のデジタル化	3-1、5-1	学校教育、行政のDX推進



重点戦略 5

広域連携・官民学連携による
村の外に広がる力の創出

人口規模が小さい赤井川村では、外部との連携が価値創出の重要な手段となります。周辺自治体、地域外人材、企業、大学との協働により、村だけでは対応できない課題解決を可能にします。

また、村民意見では、移住者と既存住民の価値観の違いや、若い世代・単身者・外国籍住民など、一部の層に情報が届きにくいという課題も示されています。誰もが地域の出来事にアクセスでき、参加しやすい仕組みを整えることが、コミュニティの維持と地域活動の活性化につながります。

■ 取り組む方向性

1. 後志地域との広域連携

交通、防災、観光、教育など、基盤分野において協働での取り組みを推進します。

2. 大学・教育機関との連携（探究・研究・実習）

大学の実習受入れ、地域課題をテーマとした共同研究など、人材育成と地域づくりの両立を図ります。

3. 企業・NPO との協働による新たな価値創出

交通・買い物支援、農産加工、観光プログラム開発などを多様な主体と連携して進めます。

4. 外部人材（地域おこし協力隊等）の活用

専門性や外部の視点（客観的視点）を持つ人材を受け入れ、地域課題の解決を図ります。

■ KPI

指標名	単位	基準値	目標値 (R12)	備考 (KPI の意図)
官民学連携による取り組み数	件	1 <small>令和7年度実績</small>	3	連携強化・外部リソースの活動度
地域活性化起業人導入件数	人	1 <small>令和7年度実績</small>	3	民間企業との連携数

■ 基本計画との連動

主な取り組み	施策番号	施策名
広域連携の推進	5-3	広域行政と行政改革の推進
大学・教育機関との連携	1-2、1-3 3-1	観光業、商工業・新産業、学校教育
企業・NPO との協働	1-2、1-3 5-3	観光業、商工業・新産業、広域行政と行政改革の推進
外部人材の活用	1-2、1-3	観光業、商工業・新産業



資料集



赤 総 号
令和6年11月18日

第五期赤井川村総合計画策定審議会
会 長 阿部 政範 様

赤井川村長 馬 場 希

第五期赤井川村総合計画について（諮問）

日頃より村政推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、赤井川村では地方自治法の定めに基づき第1期赤井川村総合計画（昭和59年度～平成7年度）を昭和59年3月に策定、第2期赤井川村総合計画（平成8年度～平成17年度）を平成8年3月に策定、第3期赤井川村総合計画（平成18年度～平成27年度）を平成18年3月に策定、第4期赤井川村総合計画（平成28年度～令和7年度）を平成28年3月に策定し行政運営を行ってまいりましたが、令和8年3月をもってこの計画の期限を迎えます。地方自治法が改正され基本構想の策定義務はなくなったものの、今後10年間の村の行政運営の指針として赤井川村総合計画は必要であると考えており、「第五期赤井川村総合計画」策定のため、策定審議会の調査及び審議を賜りたく諮問いたします。

記

1. 基本構想

令和8年度を初年度とし、令和17年度を目標年度とする10ヶ年を展望した基本的な目標の樹立

2. 前期基本計画

基本構想に基づく10ヶ年の分野別の施策の樹立

3. 人口ビジョン

人口ビジョンの樹立

4. 総合戦略

令和8年度を初年度とし、前期基本計画に基づく5ヶ年の重点戦略の樹立

赤 総 号
令和 8 年 2 月 5 日

赤井川村長 馬 場 希 様

第五期赤井川村総合計画策定審議会
会 長 阿 部 政 範

第五期赤井川村総合計画について（答申）

令和 6 年 11 月 18 日付け赤総号により諮問のありました第五期赤井川村総合計画の策定について、慎重に審議した結果、別添のとおりとりまとめましたので、答申いたします。



総合計画策定経過

- R6. 8. 15 区会回覧にて第五期赤井川村総合計画策定審議会委員を公募
- R6. 9. 9 第五期赤井川村総合計画策定審議会委員の推薦を各団体へ依頼
- R6. 11. 18 第1回第五期赤井川村総合計画策定審議会開催、同日審議会委員を委嘱、同日
諮問書送付
- ・議題1：経過と目的
 - ・議題2：役員の決定 事務局（案）により決定
 - ・議題3：今後のスケジュールについて
- R6. 12. 6 住民アンケート、中学生アンケートを配布
- R7. 3. 19 第2回第五期赤井川村総合計画策定審議会開催
議題1：基礎調査（アンケート実施結果）の報告
議題2：基礎調査を踏まえた課題整理
議題3：構想素案の作成を進める旨説明
議題4：今後のスケジュール
- R7. 5. 21 第3回第五期赤井川村総合計画策定審議会開催
議題1：基礎調査の質疑応答
議題2：基本構想素案について説明
議題3：部会の構成について説明
議題4：今後のスケジュール
- R7. 6. 2 第1回第五期赤井川村総合計画策定審議会教育部会開催
- R7. 6. 26 第1回第五期赤井川村総合計画策定審議会生活部会開催
- R7. 6. 30 第1回第五期赤井川村総合計画策定審議会産業部会開催
- R7. 7. 24 第2回第五期赤井川村総合計画策定審議会生活部会開催
- R7. 7. 29 第2回第五期赤井川村総合計画策定審議会教育部会開催
- R7. 7. 30 第2回第五期赤井川村総合計画策定審議会産業部会開催
- R7. 8. 20 第3回第五期赤井川村総合計画策定審議会生活部会開催
- R7. 8. 25 第3回第五期赤井川村総合計画策定審議会教育部会開催
- R7. 8. 27 第3回第五期赤井川村総合計画策定審議会産業部会開催
- R7. 11. 21 第4回第五期赤井川村総合計画策定審議会産業部会開催
- R7. 11. 25 第4回第五期赤井川村総合計画策定審議会教育部会開催
- R7. 11. 26 第4回第五期赤井川村総合計画策定審議会生活部会開催
- R8. 1. 7 第5回第五期赤井川村総合計画策定審議会生活部会開催
- R8. 1. 8 第5回第五期赤井川村総合計画策定審議会教育部会開催
- R8. 1. 9 第5回第五期赤井川村総合計画策定審議会産業部会開催
- R8. 1. 13 第1回第五期赤井川村総合計画策定委員会開催
- R8. 2. 3 第4回第五期赤井川村総合計画策定審議会開催
議題：第五期赤井川村総合計画について
→事務局より説明し、後日村長に答申することを決定
※答申する第五期赤井川村総合計画（案）の内容について、築瀬委員、塚原委員、
二之宮委員から同意を得られなかった。
- R8. 2. 5 第五期赤井川村総合計画（案）について村長に答申
- R8. 2. 10 第2回第五期赤井川村総合計画策定委員会
- R8. 2. 10 第五期赤井川村総合計画（案）についてパブリックコメント実施
- R8. 3. 10 第1回赤井川村議会定例会において第五期赤井川村総合計画について提案

○赤井川村総合計画策定審議会条例

昭和 57 年 12 月 24 日

条例第 26 号

改正 平成 6 年 6 月 22 日条例第 18 号

平成 12 年 12 月 26 日条例第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、赤井川村総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 村長の諮問に応じ、赤井川村の総合計画に関し必要な調査及び審議を行う機関として、赤井川村総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから村長が委嘱する。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(村長への委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 18 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第五期赤井川村総合計画策定委員会名簿

職	役 職	氏 名
委 員 長	副村長	大石 和朗
副 委 員 長	教育長	根井 朗夫
生活部会長	保健福祉課長	高松 重和
産業部会長	産業課長	神 信弘
教育部会長	教育委員会次長	小林 義幸
委 員	出納課長	谷 早苗
委 員	住民課長	藤田 俊幸
委 員	建設課長	釣賀 謙一
委 員	議会事務局長	横井 慎之
事 務 局 長	総務課長	秋元 千春
事 務 局	総務課企画地域振興係主幹	天野 勝吾
事 務 局	総務課企画地域振興係長	田中 雄大
事 務 局	総務課企画地域振興係主事	古渡 月衣

第五期赤井川村総合計画策定審議会委員及び赤井川村総合戦略策定委員会委員名簿

団 体 名	職・氏名	所属部会
社会福祉（民生）委員会	福田 明美	生活部会
保健推進員協議会	山口 麻未	生活部会
社会福祉協議会	指田 良一	生活部会
悠楽会	会 長 阿部 政範	生活部会
白樺会	小山 将人	生活部会
こっこクラブ	末次 梨沙	生活部会
商工会	中山 善彦	産業部会
JA 新おたる	新見 孝男	産業部会
(有) どさんこ農産センター	岡 和美	産業部会
(一社) 赤井川村国際リゾート推進協会	小野寺 順一	産業部会
(同) キロロリゾート	副会長 和島 好之	産業部会
道の駅あかいがわ振興（株）	築瀬 覚	産業部会
農家女子の会	柳澤 智衣	産業部会
赤井川村校長会	林 尚起	教育部会
赤井川村連合父母と先生の会（連合PTA）	小松 達也	教育部会
社会教育委員協議会	佐々木 和之	教育部会
スポーツ推進委員協議会	竹下 真盛	教育部会
公募	塚原 聡	産業部会
公募	二之宮 俊介	産業部会
公募	ミリケン 恵子	教育部会

第五期赤井川村総合計画

令和8年3月発行

発行 赤井川村

編集 赤井川村役場 総務課

〒046-0592

北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211

FAX 0135-34-6644

